

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

(第2期第16号 - 通巻第28号 - 1)

発行：2015年7月27日

投稿論文 1

小野寺 直日

(広島大学大学院単位取得退学 thisisitsolution@yahoo.co.jp)

宇野理論に関する一考察

—宇野理論を現代にどう活かすか—

『宇野理論を現代にどう活かすか WorkingPaperSeries』

2-16-1

http://www.unotheory.org/news_II_16

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

事務局：東京都練馬区豊玉上 1-26-1 武蔵大学 横川信治

電話：03-5984-3764 Fax：03-3991-1198

E-mail: contact@unotheory.org

ホームページ <http://www.unotheory.org>

宇野理論に関する一考察 —宇野理論を現代にどう活かすか—

小野寺 直日

要旨

戦後のアメリカを中心とした資本主義は、19世紀中期以降の移民を主目的としない植民地獲得を行った時代とは異なり、列強諸国が植民地経営や権益争いを行い世界の再分割を行っていた時代ではない。植民地の多くが独立してしまっているという相違点がある。そこで、本稿ではそのような段階を新帝国主義段階と区分する。帝国主義段階に至ると、「国家的な政策介入や労使協調を通じた制度的調整が強化され、非市場的な要因が増大する」だけでない。「その外部でも資本主義的關係が抑制され、非市場的な要因が温存・強化される」傾向を有する政策に転換され、その傾向が戦後のアメリカを中心とした新帝国主義段階まで継続された。ところが、70年代になると資本主義が危機的状況に陥り、80年代以降、再び自由主義段階と近似した「非市場的な要因」の抑制による資本主義の「自己拡張」という傾向に逆転している。本稿ではそのような段階を新自由主義段階と区分する。

はじめに

小幡道昭氏は『マルクス経済学方法論批判—変容論的アプローチ』ⁱにおいて、「二〇世紀以降、資本主義は世紀の大変貌を遂げつつある」ⁱⁱという認識に基づいて「マルクスの経済学」と「戦後日本のマルクス主義経済学のなかで、特異な方法論を展開した宇野弘蔵（一八九七～一九七七）とその影響を受けた人々の議論」ⁱⁱⁱに根本的な検討を加えた。そして、その過程を通じて、小幡道昭氏が提唱される「変容論的アプローチ」が提起されている。

筆者は小幡道昭氏の研究は宇野理論およびマルクス経済学研究の現時点での一つの到達点を示す業績であるとともに、われわれが21世紀に於いて宇野理論およびマルクス経済学研究をさらに進展させるうえで、必ず乗り越えなければならない前提的となるような画期的な業績であると考えている。小幡氏の研究は宇野理論の更なる批判的継承・発展を目指すうえできわめて重要な問題提起をしている。だとすれば、「宇野理論を現代にどう活かすか」という観点から小幡道昭氏の研究を批判的に継承することはきわめて重要な課題であるといえよう。そこで本稿では、宇野派の先行研究^{iv}の批判的継承を通じて、「宇野理論を現代にどう活かすか」という課題について若干の考察を加えてみたい。

1. グローバリズムの捉え方

小幡道昭氏『マルクス経済学方法論批判—変容論的アプローチ』は、第一部「段階論批

判]、第二部「類型論批判」、第三部「純粹資本主義批判」の三部から成るが、小幡氏の中心的な関心は1990年代以降に普及した「グローバリズム(というラベルを貼られた現象群)」^vをどのように捉えたらいいかという点にある。小幡氏は、19世紀末以来の現実を前に『『マルクス経済学』から方法論的に脱皮』^{vi}した「マルクス経済学」、とりわけ宇野弘蔵に発する現実の〈見方〉を足場として、20世紀末以降の「グローバリズム」と呼ばれる諸現象について、次のように述べている。

結論から言えば私自身は、グローバリズムを段階としての帝国主義の延長線上に位置つけることはできない、という断絶説にたつ。むろんこの場合、今日の資本主義が本質的な変貌を遂げたどうかは、帝国主義段階に対する特定の捉え方が前提となる^{vii}。

小幡道昭氏は、宇野段階論の出自を、「十九世紀末のドイツ資本主義の台頭をどのように位置づけるか、という問題意識」^{viii}に求めつつ、その有効性について、次のように捉えている。

日本経済が低迷する八〇年代末まで、宇野段階論の水脈は国家独占資本主義、福祉国家型資本主義、法人資本主義、等々、様々に改定されながら、財政制度、労働慣行、企業組織、等々の非商品経済的な要因を巧みに取り込みながら、後発資本主義国が先発資本主義国を凌駕する歴史の説明原理として、リアル・タイムで有効性を発揮してきたのである^{ix}。

小幡道昭氏は、少なくとも、1980年代末までは、宇野段階論に発する先行研究には「リアル・タイム」での有効性が認められると評価されている。

ところが、……一九八〇年代以降、ネオリベリズムの圧力が徐々に高まるなか、九〇年代にはいると資本主義の大地殻変動が顕在化する。この変容は、やがてグローバリズムと呼び習わされるようになる^x。

小幡氏は、九〇年代にはいると「グローバリズム」と呼ばれる資本主義の大地殻変動が顕在化すると理解されているのだが、その「資本主義の大地殻変動」において一体何が生じているかについて、次のように述べておられる。

商品経済的關係が地理的領域の面でもその内部編成の面でもともに限定される帝国主義的傾向に対して、グローバリズムの現実はいずれの面においても顕著な双対を示している。この意味で、インペリアルイズムの対立概念としてグローバリズムを位置付けるといふ命題はひとまず定立可能なのではないかと考える^{xi}。

小幡氏によれば、「グローバリズム」という用語は、資本主義の『新たな台頭』であり『全世界化』ではない^{xii}20世紀末以降の『新興経済圏の台頭』を直視すれば、資本主義内部の非市場的要因に依拠した発展が、同時に周辺部の資本主義化を抑制してきたという帝国主義段階の一般的傾向を見直さざるを得ないというのが小幡の言いたいことなのだろう^{xiii}とその含意は解説されている。

小幡氏は、20世紀末以降の現実が「グローバリズム」と呼ばれる諸現象としての見え方をするとしても、問題はその先にあるという。

さて、ここからが問題である。「グローバリズムを資本主義の長期的な発展のうちにどう位置づけるのか」という問題である。

小幡氏によれば、この問題に対して「論理的には四つの立場が考えられる」。

グローバリズムを帝国主義とは明確に異なる段階として捉えるグローバリズム＝断絶説と、グローバリズムを帝国主義の下位概念ないし一変種としかみないグローバリズム＝不在説の区別があり、これに資本主義の収斂説と多様化説の区別が交差し、論理的には四つの立場が考えられるわけでありませう^{xiv}。

小幡氏の提唱する「帝国主義」との断絶説がある一方で、他方に「帝国主義」との連続を見る見方がある。さらに、資本主義の発展の方向性との関連において「グローバリズム」を見る見方が挙げられている。『資本論』がドイツの読者に対して示した、〈いずれイギリスのようになるという〉という見方と、同型の「グローバリズム」を資本主義の（再）収斂化と見る見方のほかにも、資本主義の多様化を見るという意味において帝国主義段階論と同型の見方があるとされ、それぞれが「収斂説」と「多様化説」と区分されている。以上の、4つの立場を整理されたうえで、小幡氏は、「グローバリズム＝断絶説」かつ{多様化説}の立場から次のように述べている。

現実が多様だ、とってすますのではなく、現実の多様性そのものを大きく識別排除する方法、単純化が単一化にならない理論構成が求められているわけである。グローバリズム＝不在説を切り、グローバリズム＝再収斂説を切り、右を切り左を切り、中央を突破するにはどうしたらよいのか、その突破口を開くにはどうしたらよいのか、これが解決を求められる問題だったのである。その突破口を開くには、資本主義の原理論は一つであるという原点を問い直してみる必要がある^{xv}。

小幡氏は、20世紀末以降の「グローバリズム」と呼ばれる諸現象が、それに先立つ「帝

国主義」と「断絶」しているように見えるのであり、かつ、資本主義の発展の方向性に「新たな意味での多様性=分極化」^{xvi}と捉えている。そして、そうした見方は、「資本主義の原理像は一つであるという原点を問い直してみる」ことを通じてもたらされると主張されている。

2. 宇野段階論に関連した見方

では、「資本主義の原理像は一つであるという原点」、「原理像の『単一性』」^{xvii}に検討を加えるとはどういうことなのだろうか。その点について、小幡氏は、宇野段階論の来歴、その組み立て方の分析を通じて、この課題にアプローチしている。

そして、宇野段階論の大本に位置するマルクスの資本主義像を、次のように要約している。

マルクスは『資本論』第一巻初版への『序言』で眼前のイギリスの現状は発展の遅れたドイツの将来のすがただと断じた。……『資本論』の資本主義像はここに端的に示されている。それは、いつどこで発生しようと、やがて内発的な発展を通じてある究極的なすがただに収斂していくというものだった。マルクスは、この発展した資本主義のうちに崩壊をもたらす階級対立の激化をみたのである。その意味でマルクスの資本主義像は、収斂説と内部崩壊論を基本としていたとされる^{xviii}。

だが、「先行して資本主義を確立したイギリスに対して、ドイツをはじめとする後発資本主義諸国（＝二〇世紀末の先進資本主義諸国）が、独自の資本主義的発展の途に就いた一九世紀末の西ヨーロッパ」^{xix}の現実を前に、「『マルクス経済学』から方法論的に脱皮することで」、「マルクス経済学」は誕生する。宇野はこうした「マルクス経済学」の流れのなかで、19世紀末以降に生じた現実と、それ以前の資本主義の「発展」との間に「断絶」を見出し、独自の方法論を提示している。そして、小幡氏は、その点に関連して次のように述べている。

宇野はこの資本主義像を創立させることになる。労働力の全面的な商品化を基礎に、資本によって社会的再生産が編成される「純粋な資本主義」を想定すれば、それは周期的な景気循環を介してであるが、自律的に運動し続けると主張したのである。それ故資本主義の限界も、それが純粋な資本主義に近づくからではなく、逆にそれから乖離せざるを得ないところに現れるとみた。宇野は、イギリスを中心とした一九世紀の資本主義が示した、三大階級と周期的景気循環を特徴とする理論派への接近を純粋化傾向とよび、これに対して一九世紀末におけるドイツを典型とする新たな資本主義の勃興は、この傾向を逆転し純粋な資本主義から乖離せしむるものだと捉えた^{xx}。

小幡氏の理解によれば、宇野はマルクスの逆をついたのであり、第二文では「純粋な資本主義」の自立性というかたちで、第三文では「資本主義の限界」が純粋像からの「乖離」によってもたらされたというかたちでマルクスの逆をつくものであったとされている。そして第四文では、20世紀末以降の現実、それ以前との「断絶」と「多様化」を見たを読み取っている。そして、小幡氏は、宇野氏の〈見方〉・〈捉え方〉を、肯定的に評価するとともに再検討を加えている。

資本主義の歴史的発展を解明するというマルクス主義の課題は、原理論と段階論という理論の二層化を不可避とする。これは宇野の正着だった。しかし、その段階論の構成が、重商主義、自由主義、帝国主義という三段になるかどうかは別の問題である。広義の理論の二層目を構成する「段階論」の内容は、グローバリズムの現実をふまえ、原点に立ち戻って再検討をしなくてはならない^{xxi}。

小幡氏は、第一文では、「資本主義は発展すれば単一の資本主義像を結ぶというマルクスの歴史的収斂説から脱却し、状態論と傾向論を分離することで、帝国主義段階の特殊な諸現象ははじめて考察可能となる」^{xxii}と理解し、その点において宇野方法論は「正着だった」といわれている。しかし、「段階論」の内容、ひいては「原理論」の内容が宇野のようになるかどうか、「原点に立ち戻って再検討しなくてはならない」。なぜかという、19世紀末の資本主義における「ドイツ＝典型説と原理＝純粋資本主義説は双対をなしている」^{xxiii}からであり、もし、「グローバリズムの現実」が帝国主義段階論をはみ出るものであるならば、帝国主義段階論と表裏一体に彫逐されてきた「原理論」にも再検討が必要になる。

「宇野は資本主義の歴史的な生成・発展を扱う重商主義段階・自由主義段階に示される、『近似してくる』過程を『純粋化傾向』とよび、この傾向を、それが純化・逆転する『不純化傾向』とともに、段階論で解明すべき課題とした。これに対して、状態論の方は『純粋資本主義』の想定のもとに展開される原理論として、抽象的な完成度を高められたのである」^{xxiv}

「宇野の段階論はもともと、十九世紀末のドイツ資本主義の台頭をどのように位置づけるか、という問題意識に発する」^{xxv}のであり、修正資本主義論争や日本資本主義論争を見つめる中で、宇野は現実の説明に『資本論』を直接当てはめようとする弊を正すべく独自の方法論を開拓した。それは、理論の方に現実が「ますます接近するというかたち」^{xxvi}で「状況論と傾向論は一体」^{xxvii}であるとしたマルクスの逆をつき、帝国主義段階における「傾向」の逆転を見出すことに基づいた原理論の彫琢でもあった^{xxviii}。しかし、「グローバリズム」が帝国主義段階論によっては捉えきれない資本主義の「発展」を示しているとするならば、帝国主義段階論とのセットをなす「原理論」も再検討されざる

をえないということだと思われる。

「従来の段階論のうちには、非資本主義社会から資本主義が誕生するという《起源》の契機と、ある状態から別の状態に移行するという《発展》の契機とが絡み合っている。両者が十分に区別されぬまま、『資本主義の輸入』という観点が持ち込まれたことで、重商主義段階や帝国主義段階の規定を不完全なものにした。イギリスの資本主義化からは『輸入』の契機が払拭され『起源』だけが抽出され、ドイツの資本主義化は『輸入』による『発展』だけが抽出される。こうした問題は結局、資本主義は世界市場にただ一回、イギリスに起源をもつという、資本主義の《単一起源説》に帰着する。あるいは、逆に、単一起源説的な発展像が、『起源』と『発展』の区別を困難にしたというべきかもしれない」^{xxix}

小幡氏は、帝国主義段階論に関して「資本主義の『部分性』という認識」^{xxx}に着目している。自由主義段階に見出された「傾向」とは逆に、帝国主義段階においては、「資本主義の内部」^{xxxi}で、「国家的な政策介入や労使協調を通じた制度的調整が強化され、非市場的な要因が増大する」だけでなく、「その外部でも資本主義的關係が抑制され、非市場的な要因が温存・強化される」^{xxxii}ものとして、資本主義の新たな発展段階が画されるのだとする。

「この二重の部分性こそ、自由主義段階を特徴づける純化傾向に対して、それが帝国主義段階に逆転したという認識を裏付けるものだった」^{xxxiii}

「帝国主義という段階の把握は、資本主義がどこまでも同質的なすがたで自己拡張するものではないという切断面の存在を明確にするもの」^{xxxiv}であった。

3. 類型論批判

小幡氏は、宇野氏の「純粹資本主義論」の再検討を意図しているのだが、その点について以下のように述べている。

問題は、二〇世紀末以降おける資本主義の地殻変動がある。この課題を正面に見据えて、理論的考察を徹底させようとするとき、宇野が考えたような状態論と傾向論の特殊な関連にはもはや依拠するわけにはゆかない。選択肢の一つは、状態論に一元化する方向である。それは、原理論と段階論を結んでいた純化・不純化論という糸を切ることを意味する。第二部で検討した山口重克論の方法論がこれにあたる^{xxxv}。

山口方法論は、「状況論に一元化」・「純化・不純化論という糸を切る」という行き方を示すものとして捉えられており、宇野の「純粹資本主義論」は、「宇野が『資本論』からひき

ずってきた純粋化傾向という発想がむしろ害をなし、『一九世紀的特殊性』の『除去』が『十分には行われていない』(山口〔2006〕一九頁)というのである^{xxxvi}と、山口説を捉えられている。そして、山口方法論では、つねに「現実の資本主義」は、「不純かつ多様」なものとして捉えられているが、それは「やがていつか純粋に向って収斂し、一様化するというようなものでもない」(山口〔2006〕100頁)(対マルクス)、さらに「現在においても純粋化の圧力は日々いたるところで作用している」(山口〔2006〕100頁)(対宇野)とされる。そして、こういった見解を小幡氏は、宇野の「純粋資本主義論」に残存する「十九世紀的特殊性」をさらに「除去」した、「再純化された『純粋資本主義論』^{xxxvii}と捉えている。

そして、「純化・不純化論という糸を切る」ことで「状態論に一元化」した「再純化された『純粋資本主義』を、小幡氏は以下のように捉えている。

しかし、この純化・不純化論というのは簡単に捨てきれない性格を具えている。少なく一面では資本主義の歴史的变化を論じると同時に、他面では単一像を基礎付けるといふ、二重性を具えていることはすぐに気づくところである。宇野の場合は後者による「純粋な資本主義」の想定と、これを基準に弁別される「歴史的な典型像という二段構えの状況論」に、整理され、でてきた結果をみるかぎり、時間の流れのなかで生じる変化の過程は脱色されているかたちになっている。山口〔一九九二〕では、この純化・不純化の歴史過程的側面が全面的に棄却され、「現在においても純粋化の圧力は日々いたるところで作用している」(山口〔二〇〇四 a〕二十九頁、一〇〇頁)と捉えることで単一資本主義像がさらに強調されるとともに、そこからみれば、現実の資本主義はつねに不純かつ多様なのだというかたちで、典型は類型に希釈されているように見えるのである^{xxxviii}。

宇野氏は、「状況論」と「傾向論」を分離することで「マルクスの収斂＝近似説を超脱」^{xxxix}し、「純粋資本主義論」を基準として「弁別される歴史的な典型像」を取りだした。それに対する山口説では、「純化・不純化の歴史過程的側面が全面的に棄却され」ることで、『単一資本主義像がさらに強調され』たのであり、この「再純化された『純粋資本主義論』を基準とすることで、宇野が取り出した「歴史的な典型像」は「類型に希釈されているように見える」といふ。

そして、なぜ、「純化・不純化の歴史過程的側面が全面的に棄却され」ることで、「歴史的な典型像」は「類型に希釈されているように見える」かについて、小幡氏は、次のように述べている。

純粋資本主義という想定的重要性を最初に指摘した宇野の場合、この想定はただ単に静止した状況として独立に与えられたのではなく、重商主義段階から自由主義段階にかけて、国家の政策干渉や封建的な身分関係といった非商品経済的な関係の影響が後退し、小生産者の分解とともにいわゆる三大階級の形成が進み、激発恐慌を伴う周期的な景気

循環を通じて、資本主義が自律的な発展を遂げるようになったという、いわゆる純粋化の傾向を基礎に提示されていた。宇野はこの傾向が、帝国主義段階に至ると逆転して、非市場的要因が果たす役割が様々な局面で増大し、この悪質な諸要因との関わり方が対抗的な資本主義の典型を生みだすと捉えたわけである^{xl}。

小幡氏は、きわめて重要な課題を我々に提示しているが、そのいくつかを以下にまとめる。

- A、 小幡氏の中心的な関心は、グローバリズムをどのように捉えるかにある。
- B、 一九八〇年代以降、ネオリベラリズムの圧力が徐々に高まるなか、九〇年代にはいと資本主義の大地殻変動が顕在化する。この変容は、やがてグローバリズムと呼び習わされるようになる。
- C、 グローバリズムを資本主義の長期的な発展のうちにもどう位置づけるのかが問題である。

小幡氏の研究^{xli}は、原理論を遡及する中で、資本主義の変容のあり方を宇野氏の「純化・不純化論」と区別された意味での独自の理論展開としての「狭義の変容論」を提起し、資本主義の変容の動力を原理的に論じる方向性を模索したものである。本稿では、小幡氏の提示された研究の方向性と課題を批判的に継承し、宇野氏の「純化・不純化論」とも関連して、宇野氏の発展段階論が言及していない、第二次世界大戦後および80年代以降の段階区分などについて、より具体的に若干の考察を加えてみた。

4. 80年代までの戦後世界経済を資本主義の長期的な発展のうちにもどう位置づけるのか

前述のような小幡氏の提示した重要な課題に関連して、画期となった1980年代以前の世界経済の長期的な発展過程を振り返ってみたい。

「宇野の段階論はもともと、十九世紀末のドイツ資本主義の台頭をどのように位置づけるか、という問題意識に発する」^{xlii}のであるが、戦後の世界経済の中心となったのはアメリカである。戦後、敗戦国の日本とドイツは焼け野原となり、60年代以降、経済再建の過程をたどったが、アメリカは世界経済の中核となり史上空前の繁栄の時代を迎えた。その繁栄の基盤となったのが、ニューディール政策に象徴される大きな政府とブレトンウッズ体制である。1944年に米英中心に戦後の国際金融と貿易の枠組みを取り決めたもので、金1オンス=35米ドルという金兌換制度がとられた。また他の通貨は、米ドルとの交換比率で固定された。これにより米ドルは公的に世界の基軸通貨と認められ、71年にニクソン大統領が「ドルの金兌換停止」を宣言するまで、世界はブレトンウッズ体制の枠組みの中にあった。

80年代までのアメリカを中心とした資本主義は、小幡氏の言われる、「国家的な政策介入

や労使協調を通じた制度的調整が強化され、非市場的な要因が増大する」^{xliii}だけでなく、「その外部でも資本主義的關係が抑制され、非市場的な要因が温存・強化される」^{xliiv}傾向を有する点において、帝国主義段階の延長線上に位置づけることも可能であろう。しかしながら、レーニンの理論では、帝国主義とは、資本主義の独占段階であり、世紀転換期から第一次世界大戦までを指す時代区分でもあり、列強諸国が植民地経営や権益争いを行い世界の再分割を行っていた時代を指す。レーニンの帝国主義の定義を以下に引用する。

(一) 生産と資本の集積が、経済生活で決定的な役割を演ずる独占をつくりだすほどに高い発展段階に達していること。(二) 銀行資本と産業資本が融合し、この「金融資本」を基礎にして金融寡頭制がつくりだされたこと。(三) 商品の輸出とは異なる資本の輸出がとくに重要な意義を獲得しつつあること。(四) 世界を分割する資本家の国際的独占団体が形成されつつあること。(五) 最大の資本主義列強による地球の領土的分割が完了していること。帝国主義とは、独占体と金融資本の支配が形成されて、資本の輸出が顕著な意義を獲得し、国際トラストによる世界の分割がはじまり、最大の資本主義諸国による地球の全領土の分割が完了した、そういう発展段階の資本主義である^{xlv}。

戦後のアメリカを中心とした資本主義は、19世紀中期以降の移民を主目的としない植民地獲得を行った時代とは異なり、列強諸国が植民地経営や権益争いを行い世界の再分割を行っていた時代ではない。植民地の多くが独立してしまっているという相違点がある。そこで、本稿ではそのような段階を新帝国主義段階^{xlvi}と区分する。新植民地主義では、嘗ての宗主国が築き上げた現存するあるいは過去の国際的な経済協定が、第二次世界大戦後に発生した脱植民地化を経てもなお、独立国に対しその支配を維持するべく利用されていることが指摘されている^{xlvii}。「新植民地主義」概念では、多国籍企業が発展途上国の資源を搾取する構図を指摘し、この経済支配が16世紀から20世紀にかけてのヨーロッパの植民地主義を髣髴とさせる。広義では大国による小国への内政干渉、アメリカのラテンアメリカなどへの軍事行動^{xlviii}、ソ連の共産圏諸国への武力介入、ロシアのチェチェンへの侵略^{xlix}、中国のウイグル、チベット侵略などの、帝国主義時代の列強諸国にも似た大国の行動^{li}も「新植民地主義」概念で捉えられている^{lii}。

新帝国主義と新植民地主義と概念は異なるが、ともに旧植民地諸国が政治的には独立を遂げても、経済的には16世紀から20世紀にかけてのヨーロッパの植民地主義や帝国主義の時代同様の経済的支配を受けていることを指摘している。

5. グローバリズムを資本主義の長期的な発展のうちにどう位置づけるのか

さて、80年代までの戦後世界経済は「国家的な政策介入や労使協調を通じた制度的調整

が強化され、非市場的な要因が増大する」^{liii}だけでなく、「その外部でも資本主義的關係が抑制され、非市場的な要因が温存・強化される」^{liiv}傾向を有する点において、帝国主義段階の延長線上に位置づけることも可能であるのに対し、80年代以降のグローバリズムは、小幡氏の指摘されるように、資本主義の大地殻変動が顕在化した。

前述のように、小幡氏によれば、この問題に対して「論理的には四つの立場が考えられる。マルクスは『資本論』第一巻初版への『序言』で眼前のイギリスの現状は発展の遅れたドイツの将来のすがただと断じたが、小幡氏の理解によれば、「宇野は、イギリスを中心とした一九世紀の資本主義が示した、三大階級と周期的景気循環を特徴とする理論派への接近を純粋化傾向とよび、これに対して一九世紀末におけるドイツを典型とする新たな資本主義の勃興は、この傾向を逆転し純粋な資本主義から乖離せしむるものだと捉えた」。

宇野氏のいう純粋な資本主義社会とは、資本主義が資本家と賃金労働者と土地所有者のみで構成されており、それぞれの関係は資本や賃金によってのみ媒介される。そしてその経済は商品経済だけで成り立っているという資本主義を極限まで純粋化した観念的モデルである。そこには自作農であるとか零細生産業者などは存在せず、全ての経済活動は「資本主義的に」営まれている事になる。19世紀のイギリスの資本主義は、自由主義経済である。経済的自由主義につながる理論らは啓蒙時代に発展し、アダム・スミスが初めて定式化したとされている。スミスは市場経済において政府の介入は最小限にすべきだと論じ、一部の基本的な公共財を除いて政府の干渉は不要であり、初期はそれらの公共財は非常に限られた範囲のものであった。スミスは、皆が各々の経済的財の国家統制をやめ所有者に任せることで、調和の取れた等しく誰もが繁栄する社会になると主張した。この理論は、18世紀末から重商主義終焉までの間、資本主義経済システムを理論的に支持するものとなった。

それとは双対的に戦後のアメリカの経済政策の基本は大きな政府であった。戦後のニューディール政策のように歴代の政権が大きな政府をめざし、政府の市場への介入を強化ないしは市場経済を否定した計画経済の導入を図り、富の再分配による社会の平等・均等と個人への高福祉といった福祉国家志向、更には完全雇用を重視する反面、個人の様々な自由への制約や規制・官僚・国家運営コストなどの国家支出の肥大化や保護貿易主義に繋がり易い政策・国策に走りがちになる傾向があった。しかし、1980年に大統領となったロナルド・レーガンは、財政赤字を拡大させた「大きな政府」の行政システムの弊害を強調して「ケインズ主義福祉国家」^{lv}の解体に着手した。「小さな政府」をスローガンに、規制緩和の徹底、富裕層・企業減税、予算削減、労働組合への攻撃など、新自由主義的な政策を大規模に行っていった。新自由主義は古典的自由主義よりも更にレッセフェールの理念を持ち、社会的市場経済とも呼ばれている政府が強力な規制や管理を行う大きな政府を解体する事を提唱した。

80年代以降のグローバリズムと呼ばれる大地殻変動では、小幡氏の言われる、「国家的な政策介入や労使協調を通じた制度的調整が強化され、非市場的な要因が増大する」^{lvi}だけで

なく、「その外部でも資本主義的關係が抑制され、非市場的な要因が温存・強化される」^{lvii}傾向を有する政策を大胆に変換し、「小さな政府」をスローガンに、規制緩和の徹底、減税、予算削減、労働組合への攻撃など、新自由主義的な政策を大規模に行っている。資本主義経済が資本家と賃金労働者と土地所有者のみで構成されており、それぞれの関係は資本や賃金によってのみ媒介される。そしてその経済は商品経済だけで成り立っているという資本主義を極限まで純粋化した観念的モデルに近づけている。

宇野氏は、「資本主義の歴史的な生成・発展を扱う重商主義段階・自由主義段階に示される、『近似してくる』過程を『純粋化傾向』と」^{lviii}呼んだが、80年代以降のグローバルズムにも、宇野氏の自由主義段階論の「非市場的な要因」の抑制による資本主義の「自己拡張」という傾向を有するのである。すなわち、資本主義の長期的な発展過程をたどると、「重商主義段階・自由主義段階の『非市場的な要因』の抑制する傾向から、帝国主義段階に至ると、国家的な政策介入や労使協調を通じた制度的調整が強化され、非市場的な要因が増大する」^{lix}だけでなく、「その外部でも資本主義的關係が抑制され、非市場的な要因が温存・強化される」^{lx}傾向を有する政策に転換され、その傾向が戦後のアメリカを中心とした新帝国主義段階まで継続された。

ところが、70年代になるとそういった資本主義が危機的状況に陥った。1973年と1979年に起きたオイルショックによって石油消費国はインフレ、景気後退、国際収支赤字のいわゆるトリレンマに悩まされていた。先進国経済は、石油危機によりスタグフレーションに突入した。1971年のニクソン・ショックと合わさり、戦後世界経済の成長体制は破壊された。70年代になるとアメリカの優位が揺らぐような出来事が続く。ベトナム戦争の泥沼、公民権運動などで白人支配の国という価値が揺らいだ。二度にわたるオイルショックで全く売れなくなった、ガソリンを大量消費する大型のアメリカ車、ストに明け暮れる労組・労働者、繊維、鉄鋼、テレビ、自動車など次々と洪水のように輸出攻勢をかけ市場を奪い取り続ける日本製品、イランで人質になった大使館員を救出できない頼りない軍と大統領など、超大国アメリカの世界支配に陰りが見え、「帝国の終焉」が囁かれた。1981年から85年のわずか4年間にアメリカは、世界最大の債権国から世界最大の債務国に転落し、貿易収支も76年以降赤字に転じ87年には1500億ドルを突破した。財政赤字も年々拡大の一途をたどり、92年には国家歳入の3割の3000億ドルに達した。

マルクスは『資本論』第14章「絶対的剰余価値と相対的剰余価値」^{lxi}の冒頭で、資本主義社会での「生産的」とは資本を増やすことであり、資本を増やすものは剰余価値であると述べている。ところが、70年代のオイルショック以降、アメリカを中心とした世界の資本は生産を拡大しても剰余価値が得られないという深刻な危機に陥った。

そこで、危機を克服するために80年代以降、再び自由主義段階と近似した「非市場的な要因」の抑制による資本主義の「自己拡張」という傾向を有する傾向に逆転している。そこで、本稿ではそのような段階を新自由主義段階と区分する^{lxii}。そして、以下に70年代に深刻な危機に陥った資本が80年代以降にどのようにして剰余価値が得られるように資本蓄

積体制を再構築したかについて、以下に述べていく。

表 i 資本主義の発展段階

重商主義段階	自由主義段階	帝国主義段階	新帝国主義段階	新自由主義段階
非市場的な要因の抑制	非市場的な要因の抑制	非市場的な要因の増大	非市場的な要因の増大	非市場的な要因の抑制

ソ連が崩壊した 1991 年以後に、冷戦に勝利した米英流の市場原理主義・新自由主義が世界中に拡散された。国際通貨基金 (IMF)、世界銀行などの国際機関が投資家の利益を図るため世界の市場経済の一極化と単一化を計り、世界を単一の市場のように変えていった^{lxiii}。その結果、財やサービスの取引とは無関係なヘッジファンドなどの巨額な投機的資金が瞬時的利益を求めて世界中を駆け巡り、アジア通貨危機、ギリシャ危機のように世界経済全体に及ぶような危機をつくりだしている^{lxiv}。また、国民国家の国内総生産 (GDP) を軽く超える多国籍企業は、非先進国を含めて世界中で生産を展開する事により、「プレカリアート」と呼ばれる非正規労働者を大幅に増やして雇用を不安定化し、市場を獲得するために国境を越えて資金と物資を自由に動かしている。しかし、草創期資本主義＝純粋資本主義的段階への回帰という傾向をもつ新自由主義の世界への拡散は、草創期資本主義と同様に、民営化・小さな政府、市場原理と競争原理、規制緩和という政策を進めた結果として、日本のバブル崩壊、アジア金融危機、リーマンショックなどの相次ぐバブルの形成と崩壊に起因する経済の不安定化＝世界経済のカジノ経済化^{lxv}、世界的規模の貧富の差の拡大と環境破壊という深刻な問題を引き起こしている。

19 世紀の資本主義はイギリスという国家の枠組みの中で資本主義が発展しており、第三世界は植民地化されて、宗主国への原料供給と市場の役割を強制された。しかし、グローバル資本主義＝新自由主義段階においては、ヘッジファンドなどの巨額な投機的資金が瞬時的利益を求めて世界中を駆け巡り、国民国家の国内総生産を軽く超える経済的規模の多国籍企業は、非先進国を含めて世界的規模で生産を展開する事により、世界中が資本主の単一市場の中に巻き込まれようとしている。そのような世界的規模での激変の背景には、IT 革命とそれに起因する生産工程のアウトソーシングがある。産業革命以降、資本主義にとって原料と食糧の供給基地としていわば外部に取り残されていた第三世界が、その抱える膨大な低賃金労働力ゆえに世界資本主義経済の展開の渦の中に組み込まれるようになった。

6. 80 年代以降の大変貌について

1980 年代後半から 1990 年代初頭にかけてシティコープ、GM、IBM、T&T、ボーイングなどのアメリカを代表するような巨大企業が、深刻な経営危機に陥って、会長、社長、CEO などが株主や社外取締役によって次々に解任されるというアメリカ史上かつてない事態が起きた。この危機的状況を打開するために、アメリカを代表するような大企業が史上

空前のリストラを敢行した。IBM は情報化とソフト分野への移行によって PC メーカーから情報関連企業へと変貌を遂げ、A&A も長距離電話会社から情報関連企業に変貌している。

1980 年代以降、急速に発展したコンピューター・情報通信技術は社会や生活のあり方に劇的な変化をもたらしている。1996 年、米国の通信・放送産業構造を大きく変革する電気通信法が成立した^{lxvi}。新通信法には(1)地域ベル電話会社による新規サービスへの参入、(2)州内通信市場の開放、(3)地域電話会社によるケーブルTVの提供、(4)ケーブルTV事業者による通信サービス、(5)電力/ガス会社の電気通信事業への参入などの参入規制の規制緩和を進める内容である。これによって IT 革命が社会全体を大きく拡大させる基盤ができた。

21 世紀に入ってから、一定額を支払えば接続し放題となる定額制のブロードバンド回線やデータ通信端末、LAN、スマートフォン・携帯電話などの普及により、常時インターネットに接触できる環境が整ってきている。そのような情報化によって変貌を遂げたのは一部のハイテク企業や情報関連企業だけでなく、アメリカの多くの産業分野で情報投資を拡大し業績の好転に結びつけている。また、生産労働者の雇用削減、非正規雇用化、労働集約工程のアウトソーシング、低賃金国へのオフショアリングを大胆に進めた。生産工程のアウトソーシングは中国を中心に行われ、サービスのオフショアリングは主としてインドに向かった、それらを通じて生産コストの大幅な削減と業績の劇的な回復に成功した。

IT 革命^{lxvii}は 2010 年代に入った現在においても世界規模で進行中にあるとの見方が一般的であるが、そういった、世界的な規模での劇的な変貌をリードしたのは、IBM、マイクロソフト、インテル、HP、アップル、グーグル、アマゾン、フェイスブックなどの情報関連企業である。

1980 年代以前の資本主義では産業革命以来の繊維産業から始まり、鉄鋼、自動車、造船などの重化学工業など様々な産業が主導的産業へと移り代わったが、それらはいずれも製造業である。IT 革命以後の変貌をリードした企業は IBM、マイクロソフト、インテル、HP、アップル、グーグル、アマゾンなどの情報関連企業であり、製造業ではない。IBM が PC 部門をレノボに売却してサービス、ソフトウェア専門の情報関連企業になったように、これらの情報関連企業は、生産工程のアウトソーシング、サービスのオフショアリングともに中国やインドなどのコストの安い途上国に外注し、自らの企業は研究開発、サービス、ソフトウェア、アプリなど一番利益の多い分野に特化している。いわばサービス業化である。

サービス業とは物品ではなく金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、通信、放送、労働者派遣など非物質的生産物としてのサービスを提供する業務であるが、80 年代以降の顕著な特徴は金融・保険業、不動産業などのサービス業が IT と融合してより競争力を高め効率化されている点である。例えば、20 世紀後半における変動相場制への移行や、各国金融の自由化、国際化などによる金融取引の活発化と量的な拡大、金融リスクの増大とキャピタルゲインを含む金融面での収益率の増加が IT 技術の革新と結びついて膨大な投機的マネーが瞬時に世界中を動き回り債権、資源、通貨などの投機的取引を繰り返し、あ

たかも密室の中でのギャンブルのように実体経済とは乖離したところで金融活動が行なわれている。このような IT と融合してより競争力を高め効率化されている金融、情報関連企業などを IT サービス業と概念規定する。21 世紀の資本主義の 3 大階級は物を生産する製造業を営む資本家、IT サービス業＝非製造業の資本家、労働者からなる。世界的規模で生産工程のアウトソーシング、サービスのオフショアリングを展開し富の独占を強化しつつある資本はグーグル、インテル、アマゾン、マイクロソフト、シティグループ、ゴールドマン・サックス、AIG などの IT サービス資本である。新自由主義段階とは、IT 革命によって主導的産業が従来の製造業から IT サービス業に変化する段階である。

マルクスは『資本論』の冒頭を商品の分析から始めている。資本主義経済を構成する商品の分析から始めることによって、資本主義経済の仕組みを解明しようとした。そして、マルクスの言う商品とはリンネル、上着などの製造業が生み出す形ある商品である。ところが、21 世紀のグーグル、インテル、アマゾン、マイクロソフト、シティグループ、ゴールドマン・サックス、AIG などの IT サービス資本の商品とは金融派生商品、サブプライムローン、ソフトウェア、アプリ、OS、サービスなど形のない商品である。21 世紀には資本主義経済を構成する商品の主役が、製造業が生み出す形ある商品からデリバティブ、サブプライムローン、ソフトウェア、アプリ、OS、サービスなど IT サービス業の形のない商品に代わろうとしている。そのことは、資本主義経済の仕組みが大きく変容していることを意味する。故に、我々が 80 年代以降の資本主義経済を構成する商品の分析から始めることによって、21 世紀の資本主義経済の仕組みを解明することが必要である。21 世紀の IT サービス業が生み出す商品はデリバティブ、サブプライムローン、ソフトウェア、アプリ、OS、サービスなど形のない商品であるが、このような商品単独では使用価値を生み出すことはできない。パソコンやスマートフォン、タブレットは OS やソフト、アプリなどをインストールすることによって、初めて使用価値を持つ。それらが入ってなければ、パソコンやスマートフォンは単なる動かない箱である。サブプライムローンは通常の住宅ローンの審査には通らないような信用度の低い人向けのローンである。狭義には、住宅を担保とする住宅ローンを対象とするが、広義には、自動車担保など住宅以外を担保とするものを含む。一般的に他のローンと比べて債務履行の信頼度が低く、利率が高く設定される。これらのローン債権は証券化され、世界各国の投資家へ販売されたが、米国において 2001 ～ 2006 年ごろまで続いた住宅価格の上昇を背景に、格付け企業がこれらの証券に高い評価を与えていた。また、この証券は他の金融商品などと組み合わせられ世界中に販売されていた。自動車、住宅などの形ある商品の債権を集めてサブプライムローンがつくられたのである。

形のない商品は PC、スマートフォン、住宅、自動車などの形ある商品となんらかの形で関連付けられ、組み合わされることによってはじめて価値を持つ。そして、グーグル、インテル、アマゾン、マイクロソフトなどの巨大資本は形のない製品の研究開発、サービス、マーケティングなどの付加価値の一番高い分野に集中特化し、利益の薄いハードの生産は

途上国に次々にアウトソーシングされるが、その新しい仕組みが富の偏在と格差の拡大を加速させている。

すでに米国の富の半分はトップ1%が占めており、トップ10%まで広げると8割を超えている^{lxviii}。金融・情報関連企業などに連なるスーパーリッチが富を独占する一方で中間層が没落し^{lxix}、生産工程は途上国に次々にアウトソーシングされ先進国でも失業者が増加している。非正規雇用労働者化された国民の多くがワーキングプア化し、貧富の差が拡大し続けている。

アメリカ、イギリスなどの先進国は脱工業化して生産工程のアウトソーシング、サービスのオフショアリングともにコストの安い途上国に外注化していく。中国は一時世界の工場といわれたが、その資本の中身は、日本や欧米などの資本である。かつては製品の市場と原料の調達地として宗主国に支配された途上国が多国籍企業によって工業化される一方で、先進国では脱工業化が進行している。かつての資本主義は国単位の資本主義であった。自由主義段階のイギリスではイギリスの資本がイギリスに工場を建てイギリスの工場を生産をしていた点において、イギリスの資本主義といえよう。帝国主義段階のドイツや新帝国主義段階のアメリカの資本主義も同様で、ドイツ資本主義、アメリカ資本主義と国単位で捉えても大きな問題はない。だが、1980年代以降の中国、インドなどの途上国における資本主義の発展は多国籍企業がその資本と技術、生産様式を途上国に持ち込んで生産している側面が強い。いわば欧米や日本などの資本が中国などの途上国の安い賃金などの生産コストを活用して途上国で生産をしているだけという側面がある。従って、賃金など生産コストの上昇、バブル崩壊、環境破壊の深刻化などによってもはや生産拠点としてのメリットがなくなったと多国籍企業が判断すれば、容易に生産拠点を移して中国が世界の工場の地位から転落することが起こりうる。受託生産を行うEMSも一番付加価値の低い生産工程を先進国の多国籍企業から受託しているだけのケースが多い。資本が多国籍化して自由に国境を超えて移動し、世界中で生産、販売、サービスの提供を行っている。その点においてもはや国の単位は大きな意味を持たない。そういった意味で、世界が単一市場化され、資本がグローバル資本化しているのである。帝国主義段階の資本主義内部の非市場的要因に依拠した発展が、同時に周辺部分の資本主義化を抑制してきたという一般的傾向^{lxx}とは対照的に、21世紀の資本主義では多国籍企業によって周辺部のコストの安い地域が絶えず、資本主義的発展のためにアウトソーシング、サービスのオフショアリングのサプライヤー・システムの中に組み込まれ続けている。多国籍企業が周辺部の資本主義化を促進する。＝（資本主義の拡張性）という特質を持っている。しかし、途上国には組み立て、部品製造など生産工程の一番付加価値の低い工程をアウトソーシングされるために、途上国の資本主義化は貧富の差の拡大、膨大な数の低賃金の非正規労働者＝プレカリアートの出現、環境破壊といった矛盾の世界的規模での拡散を引き起こしている。

マルクスは、『資本論』で、資本家に奴隷のように搾取され使い捨てにされる悲惨な労働者の姿を描いているが、21世紀の資本主義社会では、マルクスが『資本論』で描いたよう

な過酷な搾取が世界中に広がろうとしている。貧富の差は耐え難いほどに拡大し続け富の独占が進められる一方で、労働者は低賃金で使い捨てにされ、ワーキングプアや失業者が増え続けている。しかも、途上国で生産する企業はほとんど環境対策を行っていない。中国では水、大気、土壌汚染が深刻化して、人類の生存に適していないとまで言われるほど環境破壊が深刻化している^{lxxi}。21世紀の搾取は労働者が資本家によって奴隷のように搾取され使い捨てにされるだけではない^{lxxii}。環境権の侵害によって、中国の国民全体が生きていくこと自体が困難になるほどに酷い健康や生命の被害を受け続けている。社会主義体制が崩壊してしまった今日では、革命を起こされる危険性はほとんどないので、資本家は何の心配もなしに酷い搾取を続けることができる。しかし、中国では暴動が頻発^{lxxiii}しており、その背景には国民の不満が鬱積していることが推定される。全国に暴動が広がれば中国の共産党支配が崩壊する可能性もある。世界に拡散するテロの背景にも貧富の差の拡大、人種差別、失業などによって居場所のない若者という矛盾がある。いま、多くの企業が中国からアセアン諸国などの生産拠点を移しつつあるが、現在の中国の国民が受けている、生命の危機と健康被害による苦しみは、近い将来のアセアン諸国など生産拠点を移した地域の国民の苦悩になろう。

80年代以降、再び自由主義段階と近似した「非市場的な要因」の抑制による資本主義の「自己拡張」という傾向を有する傾向に逆転し＝純粋資本主義化の進行という世界的規模での大変貌が起きている。新自由主義者が、小さな政府、規制緩和、民営化、市場原理にすべてを委ねるなどの政策を進めた結果、経済が商品経済だけで成り立っているという資本主義を極限まで純粋化した観念的モデルへの近似化＝新自由主義段階への移行が世界的規模で、大きな問題を引き起こしているのである。

80年代以降に起きている大変貌とは、80年代以降、再び自由主義段階と近似した「非市場的な要因」の抑制による資本主義の「自己拡張」という傾向に逆転していく過程である。そこで、本稿ではそのような段階を新自由主義段階と区分している。新自由主義は古典的自由主義よりも更にレッセフェールの理念を持ち、社会的市場経済とも呼ばれている政府が強力な規制や管理を行う市場経済を解体することを目指したが、その新自由主義段階には、以下のような自由主義段階と異なる点がある。

自由主義段階の資本主義とはイギリスの資本家がイギリスに工場を造りイギリスの労働者を働かせて搾取した点において、イギリスの資本主義という国の単位で捉えられる。しかし、現代資本主義では多国籍企業が生産拠点を海外に移転し、途上国のEMSに生産を委託することなどによって世界中に資本主義生産様式が拡散するグローバル化が起きている^{lxxiv}。もはや国の単位で捉えられない新自由主義段階の資本主義はグローバル資本主義である。アップル、グーグル、IBMなどは、生産を海外のEMSなどにアウトソーシングして自社では工場労働者を働かせて搾取していない。だが、アウトソーシングされた途上国のEMSでは労働者が過酷な労働条件で搾取され、利益は多国籍企業が独占している^{lxxv}。ITサービス資本は、労働者を直接雇用することなく搾取する21世紀のグローバルな新しい搾

取の仕組みをつくりあげている。

21 世紀に入って、多国籍企業論が多面的分析視点から分析され、優れた研究成果が生み出されている^{lxxvi}。関下稔氏は『21 世紀の多国籍企業』^{lxxvii}で、21 世紀の多国籍企業の姿は、アメリカの多国籍企業のように生産基盤を失い、サービス化とソフトウェア化、知識化を極限まで推進したグローバルな経営資源の「知識集積体」とであると、捉えている。近年の多国籍企業研究の進展によって多国籍企業の多様な実態が解明された。だが、それらのグローバルな資本がどのようにグローバルな搾取をして利益を独占しようとしているかは解明されていない。

マルクスが『資本論』で明らかにした搾取のメカニズムとは、資本家は労働者の労働力を商品として購入=働かせることによって、新しい価値を生み出すことができる。新しい価値が付加された商品を売ることで、資本家は利益を得る。その利益で再び労働力を購入する。これを繰り返すことによって資本が増大するというものである。しかし、21 世紀のグローバル搾取では、アップル、グーグル、IBM などの IT サービス資本という労働者の労働力を商品として購入しない新しい資本が誕生している。この新しい資本は、労働者の労働力を商品として購入する代わりに、EMS のような資本関係も系列関係もない資本に、労働者の労働力を商品として購入させる。

アップル、HP、IBM などの巨大資本がアメリカなどの先進国で直接労働者の労働力を商品として購入し、労働者を長時間働かせることによって利益を上げる「剰余的価値の生産」や、労働力の再生産費を安くすることによって利益を上げる「相対的剰余価値の生産」を直接行うことは可能であろうか。まず、不可能であろう。なぜならば、そのようなひどい搾取を行ったことが暴露されると、大きな社会的バッシングを受け、ブラック企業という烙印を押され企業イメージを大きく損なうことになるからである。だが、EMS にさせれば、それは可能である。

ピープル・ツリー／グローバル・ヴィレッジ代表のサフィア・ミニーは、スウェットショップ^{lxxviii}で搾取される途上国の労働者の実態について次のように述べている。

「強制労働、児童労働、低賃金労働、長時間労働、セクシャルハラスメントの問題など、人権を無視した悪い条件で労働者を雇って搾取している工場を、揶揄して「スウェットショップ（搾取工場）」と呼ぶことがあります。

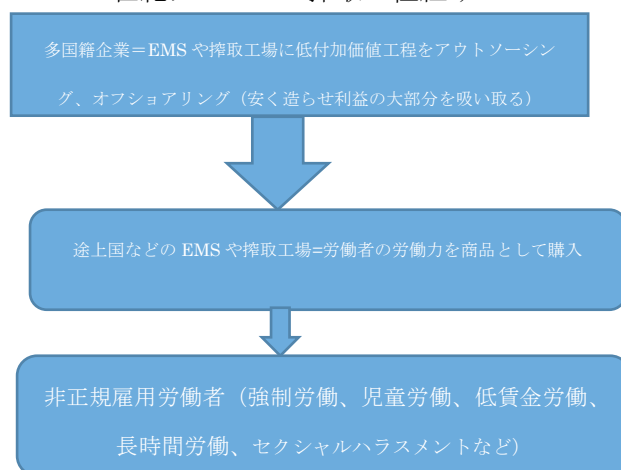
その実態を知る為に、サフィアはある縫製工場を訪問しました。作業場に入ったとたん、むせかえるような熱気とホコリに圧倒されました。「スウェット（=汗）ショップ」と呼ばれる理由が分かったと言います。かじりつくようにミシンがけをする人のすぐそばで、床に座ってシャツやジーンズの仕上げや仕分けをする人たちがいて、通路は足の踏み場もありません。会話もなく、まるで奴隷のように毎日長時間、ぎゅうぎゅう詰めのところ作業を行っていました。

そこで働く労働者たちは、1 日 12～16 時間、工場でミシンを踏み続けても、生活に必要なと言われる賃金の 3 分の 1 程度しかもらえません。それでも他に選択肢がないので、仕事

を続けざるをえないのです。ところが、先進国でのファスト・ファッションの流行で、衣料品工場はもっともっと安い金額でものを作ることを求められ、人件費が削られ、状況はますます悪化しています^{lxxix}】。

ナイキ、アップル^{lxxx}、ユニクロなどの巨大資本は EMS や搾取工場と取引することによって、労働者を長時間働かせることによって利益を上げる「剰余的価値の生産」、労働力の再生産費を安くすることによって利益を上げる「相対的剰余価値の生産」を直接的な雇用主としての義務や責任をまったく負わずに実現できるのである^{lxxxi}。21世紀の巨大資本はこのようにして労働者の労働力を商品として購入しないにもかかわらず、利益の大部分を奪い取り、寡占化・独占化体制を世界的規模で強めていく。それとともに、世界中に強制労働、児童労働、低賃金労働、長時間労働、セクシャルハラスメントなどが常態化したような劣悪な労働環境の「スウェットショップ（搾取工場）」で働かされる＝労働者の労働力を商品として購入される。膨大な数の労働者が生み出され、抑圧、貧困、格差、搾取がますます激しくなる^{lxxxii}。これを、「スウェットショップ（搾取工場）」で労働者の労働力を商品として購入している資本家が搾取をしているのである。「スウェットショップ（搾取工場）」と取引しているナイキ、アップル、ユニクロなどの巨大資本は、たとえ利益の大部分を吸い取っていたとしても、労働者の労働力を商品として購入していないから搾取はしていない。仕事を与えることによって途上国の貧しい人々を助けているのであると考えるならば、21世紀のグローバル搾取の実態が捉えられない。21世紀の巨大資本は一番利益高い分野だけをやり、利益の少ない分野は他の資本家にやらすように、搾取がより巧妙化、グローバル化しているだけなのである。

21世紀グローバル搾取の仕組み



新自由主義はアメリカを起点として世界中に拡散され、世界中で大きな政府＝福祉国家の解体が進められている。富裕層や企業への減税、公共部門の民営化、労働の規制緩和に起因する低賃金非正規労働者の激増、社会福祉予算の削減などの政策が進められ、貧富の差の拡大と貧困層の激増という現象が世界的規模で拡散している。社会福祉費の削減、労働者の使い捨て非正規雇用労働者化、失業者の激増などによって貧困層が激増したが、そ

のために、将来への絶望、生活苦から非合法な方法で収入を得ようとする人々が増え、犯罪が増加し治安が悪化する。そこで、移民、ホームレス、物乞い、貧困地区の住人、失業者などの目障りな貧困層を警察が監視し、不当に逮捕し刑罰を科して刑務所に収監しようとする。そのような現象を刑罰国家の到来と捉えたのが、ロイック・ヴァカンである^{lxxxiii}。彼の指摘は以下のようなものである。「ゼロ・トレランス」・軽犯罪をも厳重に取り締まることで犯罪率が低下し、治安悪化を防ぐというこの考え方は、NY警察から世界中に広まり、本国アメリカでは逮捕者が急増、刑務所はパンク状態だ。この政策は、労働市場の底辺層（下層階級や移民）が標的で、貧乏人には福祉手当ではなく監獄をあてがう（貧困を犯罪化する）方が国家予算を削減できて効率的という発想に支えられ、国家の社会福祉機能の脆弱さと表裏一体なのだと主張し『『ゼロ・トラレンス』のターゲットにされたのは、労働市場の周縁に追いやられ、福祉国家からも見捨てられた下層の人々だった。彼ら/彼女らを取り締まる警察には莫大な予算がつく一方で、裁判所では、訴訟が急増して深刻な予算不足に陥り、機能が麻痺するというアンバランスな状況をもたらされた』^{lxxxiv}。囚人はもっとも安価な労働力である。資本は、その労働力を商品として購入し刑務所内の工場で過酷な搾取を行い「相対的剰余価値」の生産を行う。しかも、福祉予算も削減でき一石二鳥であるということである。

困り込みによって土地を奪われ、農村から都市に追われたプロレタリアートは、浮浪者、盗賊などになったが、15世紀末から16世紀を通じて、彼らを取り締まり、強制労働させる「血の立法」が成立した。1530年には、働ける労働者は、むち打ちと拘禁で労働することを誓わされ、再度捕まると、むち打ちと耳を切り落とす。3回目は死刑に処せられた。1572年には、浮浪者はむち打ちと烙印、再犯は、2年以上雇おうとする資本家がいなければ死刑。3回目は容赦なく死刑。これらの法律は、18世紀の初期まで有効だった。労働賃金の上昇を制限する法律、労働組合の結成とストライキを違法とする法律まであった。資本家は国家権力を必要とし利用する^{lxxxv}。資本家は投資で生まれた利益を増やすために、自らの取り分を抑えて、どんどん投資を増やしていく。マルクスはそのことを『共産党宣言』で、地獄から生産力の悪魔を呼び出した資本家が、その悪魔にひたすら使えざるをえない状態と批判している^{lxxxvi}。そうなる資本家は、とりつかれたように、もっと利益を追い求めるようになる。資本家は利益を得るためには何でもする。

自由主義段階の国家とは、経済活動に介入せず、治安維持や国防といった最低限のことだけをする国家であり、小さな政府などとともに、自由主義段階の国家を特徴付ける言葉として用いられたが、このような政策は貧富の差を拡大させ、貧困層の激増をもたらした。自由主義者は、国家は外敵の侵入を防ぎ、国内の治安を確保し、個人の私有財産を守るという必要最小限の任務だけを行い、その他は自由放任にせよと主張する。

そして、ロイック・ヴァカンの命名した刑罰国家とは、民間で過不足なく供給可能な財・サービスにおいて政府の関与を無くすことで、政府・行政の規模・権限を可能な限り小さくし、民間の経済活動に介入せず、治安維持や国防といった最低限のことだけをするこ

を目指す点及び警察権を行使して労働者に低賃金の強制労働を科して資本家の搾取の手助けをする点において、自由主義時代の夜警国家と同じような、資本家が国家権力を必要とし利用する関係を示している。つまり、21世紀の新自由主義国家としての刑罰国家は基本的に自由主義国家＝夜警国家と同じ役割を果たしている。サッチャー、レーガン、中曽根、小泉、安倍政権等の新自由主義的構造改革の本質は資本家が国家権力を必要とし利用する関係の強化発展に他ならない。資本家は、国家権力を利用し、世界的規模で富裕層や企業への減税、公共部門の民営化、労働の規制緩和に起因する低賃金非正規労働者の激増、社会福祉予算の削減などの構造改革を進め、投資で生まれた利益をより増やそうとしている。その結果として、生まれたのが、世界的規模で貧富の差の拡大と貧困層の増加という現象である^{lxxxvii}。

山口重克氏は「それでは資本主義経済の不安定性は原理論ではどこに現れているか。象徴的には景気循環、とりわけ信用恐慌につづく不況、その結果としての失業、貧困である。この失業と貧困は不断に存在し累積するものではなく、循環的に発生しては解消される現象ではあるが、このこと自体が不安定性の一側面である」^{lxxxviii}と述べておられる。しかし、前述のように80年代以降の大変貌によって、富裕層や企業への減税、公共部門の民営化、労働の規制緩和に起因する低賃金非正規労働者の激増、社会福祉予算の削減などの政策が進められ、貧富の差の拡大と貧困層の激増という現象が世界的規模で拡散している。貧困は不断に存在し累積するものとなってしまった。

アメリカは世界一豊かな国であるが、世界一貧困層が多い国でもある。米国政調査局が2011年11月に明らかにした新貧困算定基準に基づくと、米国民の3人に1人が貧困、あるいは貧困予備軍に入る計算になる^{lxxxix}。米国の失業率は、リーマンショック後、一貫して9～10%前後と高い水準で推移していた。産業の空洞化や労働者の非正規化によって景気が回復しても失業と貧困はなくならなくなった。アメリカの失業と貧困に苦しむ低所得階層の多くはヒスパニック・黒人、アジア系といった有色人種や不法移民などで、貧困人口の割合は、6人に1人に迫る勢いだが、人種別の格差も目立つ。黒人の貧困率が27.4%と突出しており、その後ヒスパニックが26.6%と続いている。つまり黒人とヒスパニック系は4人に1人以上という高い割合で貧困層に属していることになる^{xc}。

EUでは、移民、外国人といった人々の多くが社会から疎外され貧困と失業に苦しんでいる。「フランスにおける地域格差問題を考える際に、ひとつのキーワードとなるのが「郊外問題」^{xci}である。

これは、人種差別や失業、貧困、教育、宗教、若年者などあらゆる問題が複雑に絡み合ったものといえる。2005年秋の移民の若者を中心とした暴動の拡大は、この郊外問題が現在のフランス社会の抱える大きな課題であるという認識を国内外に示すこととなった。

フランスには現在、「問題の生じやすい都市地域」(ZUS)に指定された地区が全国に751箇所ある。その多くがパリやマルセイユなど大都市の郊外に集中しており、およそ470万

人が居住している。ZUS の失業状況は深刻で、暴動発生の直前に公表された ZUS に関する報告によれば、同区域の 15 歳から 59 歳人口の失業率は 20.7% に達している。これはフランス全体における平均の 2 倍以上の水準である。出身国別ではさらに深刻で、北アフリカなど EU (欧州連合) 域外の出身移民の男性 26%、女性 38% が失業者である。

平等主義を謳うフランスでは、合法的な移民であればフランス人と全く同等な権利を有するとされる。しかし実際は、就職の際に提出する履歴書で、その名前や写真から移民と推定される場合が多く、書類選考すら通過しないことも少なくない。また、郊外の低所得者層居住地域出身というだけで就職は困難という現状もある。こうした移民系家庭出身者に対する差別は高学歴者ですら例外ではない。

こうした郊外問題への対応が不十分なまま、政府が異なる文化・風習・宗教を持つ移民たちに対して「フランス社会への同化」という名の下に行ってきた政策への日頃の不満が

一気に噴出したのが暴動の発端とする声が多かった。一連の暴動を「郊外の危機」と表現したド・ヴィルパン首相は、郊外問題への対応に早急に着手する意欲を示し、2006 年 3 月には「機会平等法」^{xcii}を定め、問題の生じやすい都市地域 (ZUS) に居住する若者の就職支援策や、深刻な失業状況にある一部の地区への都市免税地域 (ZFU) の新たな創設、差別対策強化などを盛り込んだ。

こうした取り組みの背景には、「いかなる地域や経済分野に身をおこうとも、権利は平等に享受されるべき」という考え方が存在する。しかし、暴動からおおよそ 1 年を迎えた 2006 年 10 月には、機会平等法で政府が定めた「匿名履歴書の義務付け」^{xciii}の先送りが決定されるなど、郊外を取り巻く状況にはあまり大きな変化は見られない。移民系若者に対する度重なる職務質問は、相変わらず街の至るところで見られ、若者の警察に対する反発も強まっている。

また、フランス全体の失業率は低下傾向を示しているが、都市郊外における失業率にどのような変化が出ているのかという公式のデータは、特に発表されていない。しかし、パリ近郊の ZUS にある団地街へ行くと、若者だけでなく多くの移民系の中高年がウィークデ이의昼間からたむろしている光景は日常化している。失業率が改善されたとは言い難い。AP 通信は (2006 年 10 月 23 日付)、パリ郊外のセヌ・サン・ドニ県のラ・クルヌーヴ市の公共職業安定所 (ANPE) の前で出会った失業者の証言を紹介しながら、現在でも顕著な差別により就職が困難であることを伝えている^{xciv}このように、フランスの郊外問題は、様々な要素が絡み複雑化しているため、単純に地域間の格差と一言で片付けることはできない。暴動を機に表面化したこの問題を、政府はどのように対処していくのか注目される。^{xcv}

移民の子孫というだけで、貧困や差別、失業という十字架を死ぬまで背負わされるのである。トマ・ピケティが『21 世紀の資本』^{xcvi}で、具体的データにもとづき実証したように、世界中で貧富の差が拡大している。日本も例外でない、アベノミクスで格差と貧困が広がり続けている^{xcvii}。東証一部上場企業の 2015 年 3 月期 (14 年度通期) の純利益は 26.5 兆

円、2年連続で過去最高を更新した。しかし、働き手の4割近くが非正規雇用になっているxviii。企業が賃上げに応じたとしても、その恩恵は非正規雇用者には及ばない。女性の多くが貧困に苦しんでいるxcix。

商品がよく売れて企業の利益が上がり、個人の所得が増える。家計の懐具合が良いと商品の消費が増え、景気は良くなる。企業は生産を増やすことができる。しかし、商品が売れすぎると、商品の値段は上がる。すると、商品が売れなくなり、景気は悪くなる。企業は生産を控えはじめ、商品が売れなくなると、商品の値段は下がる。すると、また商品が売れはじめ、消費が増えて景気は良くなる。このように景気は循環すると考えられている。

しかし、企業が利益を上げて、富が一部の富裕層に集中し、国民の多くが非正規労働者化され益々貧しくなっていくならば、国民全体の所得は増えずに、景気は良くなるらない。また、福祉国家が解体され福祉予算が削減されると、老後、病気、怪我等将来への不安から消費を控えるようになる。日銀がいくらマネーを市場にジャブジャブに供給し、円安と金余りで一部上場企業が史上最高益を更新しても、一向に景気が良くなるらないのはそういった意味では当然である。資本主義は商品と貨幣が社会に行き渡って初めて成立する社会である。しかし、富が一部の富裕層に偏在し国民の多くが貧しい状況にあれば、一部の富裕層以外の一体誰が大量につくられる商品を購入できるのか。

中国では高度経済成長を維持するために資金を市場にジャブジャブに供給し、巨額の公共投資をするとバブルが形成されてしまう。そして、バブルが崩壊すると巨額の不良債権が残り、人々は益々貧しくなる。つまり、貧富の差が拡大し続け、国民の多くが貧困と失業に苦しむ状況に陥っているために、いくら企業が高収益を上げて、富が一部に偏在し、社会全体の好況に結びつかない。日本も異次元の金融緩和によって、株高と円安が維持されているが、内需拡大には結びついていない。欧米では、低所得階層は暴動・犯罪予備軍、テロリスト予備軍とみなられて社会から疎外され、監獄に収容される。これらを世界的規模で総括するならば、中間層が没落し、一握りの富裕層と圧倒的多数の貧困層に世界中の人々が二極分解している。しかもテロの脅威に世界中が怯えている。資本主義は不安定性を増している。

かつては、失業と貧困は不断に存在し累積するものではなく、循環的に発生しては解消される現象であった。だが、新自由主義段階では失業と貧困が不断に存在し累積する社会になってしまい、景気循環が妨げられている。アウトソーシングとオフショアリングによって先進国の国内の労働市場はグローバルな労働市場の競争にさらされるようになり、その結果、国内の雇用喪失や失業、賃金低下、雇用不安といった現象が生じている。資本は途上国へのアウトソーシングとオフショアリングによって利潤を大幅に増加させているが、その恩恵は労働者には及ばない。オックスフォード大学の研究によると、遠くない将来には現在人間がやっている仕事の47%が機械によって代行される^{vi}。マルクスが『資本論』で明らかにしたように、資本はある段階に到達すると、質の変化を起こし、機械や設備などの普遍部分が占める資本の割合が増え、労働者へ支払われる賃金の割合を減らしていく。

資本が大きくなればなるほど、失業者が加速度的に増えていく^{cii}。21世紀の資本はアウトソーシングとオフショアリング、機械化、ロボット化によって益々富を蓄積し、労働者は産業予備軍化され、益々貧富の差は拡大し続けるであろう。

小幡氏が、「マルクスは『資本論』第一巻初版への『序言』で眼前のイギリスの現状は発展の遅れたドイツの将来のすがただと断じた。……『資本論』の資本主義像はここに端的に示されている。それは、いつどこで発生しようと、やがて内発的な発展を通じてある究極的なすがたに収斂していくというものだった。マルクスは、この発展した資本主義のうちに崩壊をもたらす階級対立の激化をみたのである。その意味でマルクスの資本主義像は、収斂説と内部崩壊論を基本としていたとされる」と指摘^{ciii}されているように、マルクスは発展した資本主義のうちに崩壊をもたらす階級対立の激化をみたのであるが、現代日本の非正規雇用の拡大や正社員の過剰労働の実態は、マルクスの資本論で指摘された当時のイギリスに酷似していることが再々指摘されている。しかし、社会主義体制が崩壊した21世紀においては、テロや暴動の危険性は高まっていますが、革命によって貧困と経済格差が広がり続ける世界を根本的に変える展望は開けない。わずか数パーセントの富裕層が世界中の富を独占し、大多数の人々が益々貧しくなり、貧困と格差が広がり続ける現状は果たして持続可能なのだろうか。

20世紀までの対立とは貧しい南の発展途上国対豊かな北の先進国という南北問題や東西冷戦のように、国家間の格差であり対立であった。しかし、21世紀の今日においては、貧困と経済格差が世界的規模で広がり続けている。差別、貧困、格差への不満などに起因するテロや暴動が国境を超えて世界中に拡散しようとしている。福祉国家・大きな政府の解体によって国の果たす役割は益々少なくなり、グローバル資本が国家を必要とし利用しながら、世界中の人々を搾取し貧困と経済格差を拡大させている。このように、資本主義が益々不安定化と不確実性を増しつつある閉塞状況を認識するならば、マルクス『資本論』の批判的継承を通じて、21世紀の新しい『資本論』を書くことが必要ではないだろうか。

福祉国家を解体し、労働の規制緩和を進めて膨大な数の低賃金不安定労働者層をつくる。ヒスパニック・黒人、アジア系、移民などの低所得層には福祉の代わりに監獄を与えるというような新自由主義的政策は、貧しい人々に人間らしく生きたいという希望を失わせさせる。失業、貧困、差別などで苦しむ人々が現実世界で生きる希望を失い、テロリストの誘惑に唆されて、ジハードによって天国で幸せになろうとテロを実行することを警察力で止めるのは難しい。アメリカ、中国、ロシアなど超大国の軍事力行使はテロの脅威を世界に拡散させる結果となってしまった。21世紀の世界が真の安定を取り戻すためには、多くの人々を貧困、失業、格差といった奈落の底に叩き込む新自由主義的政策を改め、世界中の失業、貧困、差別などの苦しむ人々が現実世界で生きる希望を与える真の多民族多文化共生社会を実現するしか道はない。

あとがき

本稿は、広島大学大学院に提出予定の学位論文「宇野理論批判研究序説—宇野理論を現代に活かすための若干の考察—」の一部を改稿したものである。宇野理論について、広島大学大学院の松田正彦先生に多くのご教示を得たことを記して、深謝の意を表したい。最後に、本稿で述べた内容を要約すると以下の通りである。小幡氏の提示した重要な課題に関連して、画期となった1980年代以前の世界経済の長期的な発展過程を振り返ってみたい。80年代までのアメリカを中心とした資本主義は、小幡氏の言われる、「国家的な政策介入や労使協調を通じた制度的調整が強化され、非市場的な要因が増大する」^{civ}だけでなく、「その外部でも資本主義的關係が抑制され、非市場的な要因が温存・強化される」^{cv}傾向を有する点において、帝国主義段階の延長線上に位置づけることも可能であろう。しかし、戦後のアメリカを中心とした資本主義は、19世紀中期以降の移民を主目的としない植民地獲得を行った時代とは異なり、列強諸国が植民地経営や権益争いを行い世界の再分割を行っていた時代ではなく、植民地の多くが独立してしまっているという相違点がある。そこで、本稿ではそのような段階を新帝国主義ないしは経済的帝国主義段階と区分する。新植民地主義では、嘗ての宗主国が築き上げた現存するあるいは過去の国際的な経済協定が、第二次世界大戦後に発生した脱植民地化を経てもなお、独立国に対しその支配を維持するべく利用されていることが指摘されている。「経済的帝国主義」概念では、多国籍企業が発展途上国の資源を搾取する構図を指摘し、この経済支配が16世紀から20世紀にかけてのヨーロッパの植民地主義を髣髴とさせる。広義では大国による小国への内政干渉、アメリカのラテンアメリカへの、ソ連の共産圏諸国への武力介入など、帝国主義時代の列強諸国にも似た大国の行動を「経済的帝国主義」概念で捉えられている。

宇野氏は、「資本主義の歴史的な生成・発展を扱う重商主義段階・自由主義段階に示される、『近似してくる』過程を『純粋化傾向』と」^{cvi}呼んだが、80年代以降のグローバルズムにも、宇野氏の自由主義段階論の「非市場的な要因」の抑制による資本主義の「自己拡張」という傾向を有する。すなわち、資本主義の長期的な発展過程をたどると、重商主義段階・自由主義段階の「非市場的な要因」の抑制する傾向から、帝国主義段階に至ると、国家的な政策介入や労使協調を通じた制度的調整が強化され、非市場的な要因が増大する」^{cvii}だけでなく、「その外部でも資本主義的關係が抑制され、非市場的な要因が温存・強化される」^{cvi}傾向を有する政策に転換され、その傾向が戦後のアメリカを中心とした新帝国主義段階まで継続された。ところが、70年代になるとそういった資本主義が危機的状況に陥り、80年代以降、再び自由主義段階と近似した「非市場的な要因」の抑制による資本主義の「自己拡張」という傾向を有する傾向に逆転している。そこで、本稿ではそのような段階を新自由主義段階と区分する。

サービス業とは物品ではなく金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、通信、放送、労働者派遣など非物質的生産物としてのサービスを提供する業務であるが、80年代以降の顕著な特徴は金融・保険業、不動産業などのサービス業がITと融合してより競争力

を高め効率化されている点である。例えば、20 世紀後半における変動相場制への移行や、各国金融の自由化、国際化などによる金融取引の活発化と量的な拡大、金融リスクの増大とキャピタルゲインを含む金融面での収益率の増加が IT 技術の革新と結びついて膨大な投機的マネーが瞬時に世界中を動き回り債権、資源、通貨などの投機的取引を繰り返し、あたかも密室の中でのギャンブルのように実体経済とは乖離したところで金融活動が行なわれている。このような IT と融合してより競争力を高め効率化されている金融、情報関連企業などを IT サービス業と概念規定する。21 世紀の資本主義の 3 大階級は物を生産する製造業を営む資本家、IT サービス業＝非製造業の資本家、労働者からなる。世界的規模で生産工程のアウトソーシング、サービスのオフショアリングを展開し富の独占を強化しつつある資本はグーグル、インテル、アマゾン、マイクロソフトシティグループ、ゴールドマン・サックス、AIG などの IT サービス資本である。

かつては、失業と貧困は不断に存在し累積するものではなく、循環的に発生しては解消される現象であった。だが、新自由主義段階では失業と貧困は不断に存在し累積する社会になってしまい、景気循環が妨げられる。つまり、貧富の差が拡大し続け、国民の多くが貧困と失業に苦しむ状況に陥っているために、いくら企業が高収益を上げて、富が一部に偏在し、社会全体の好況に結びつかない。そして、低所得階層は暴動・犯罪予備軍、テロリスト予備軍とみなられて社会から疎外され、テロの脅威に世界中が怯えている。資本主義は不安定性を増している。

注

-
- i (御茶の水書房、2012 年)
 - ii 小幡道昭氏『マルクス経済学方法論批判—変容論的アプローチ』(御茶の水書房、2012 年) p. i
 - iii 同書 p. v
 - iv 小幡道昭氏『マルクス経済学方法論批判—変容論的アプローチ』(御茶の水書房、2012 年)、宇野弘蔵氏『経済学方法論』(宇野弘蔵著作集第九巻、岩波書店、1974 年)、宇野弘蔵氏『経済政策論 改訂版』(宇野弘蔵著作集第七巻、岩波書店、1974 年)、山口重克氏『類型論の諸問題』(御茶の水書房、2006 年) など
 - v 小幡道昭氏前掲書 35 頁
 - vi 同 p. i i i
 - vii 同 10 頁
 - viii 同 208 頁
 - ix 同 208 頁
 - x 同 208 頁
 - xi 同 12 頁
 - xii 同 250 頁
 - xiii 同 250 頁

xiv 同 14 頁
xv 同 16 頁
xvi 同 13 頁
xvii 同 15 頁
xviii 同 109 頁
xix 同 39 頁
xx 同 109 頁
xxi 同 52 頁
xxii 同 218 頁
xxiii 同 213 頁
xxiv 同 218 頁
xxv 同 208 頁
xxvi 同 217 頁
xxvii 同 218 頁
xxviii 同 171－5 頁、212－20 頁など参照
xxix 同 52－34 頁
xxx 同 11 頁
xxxi 同 11 頁
xxxii 同 11 頁
xxxiii 同 11 頁
xxxiv 同 11 頁
xxxv 同 220 頁
xxxvi 同 221 頁
xxxvii 同 221 頁
xxxviii 同 129－30 頁
xxxix 同 222 頁
xl 同 129 頁
xli 小幡道昭氏前掲書
xlii 同 208 頁
xliii 同 11 頁
xliv 同 11 頁

xlvi レーニン『帝国主義論』（大月書店 国民文庫、一九五二年、115～116 頁）

xlvii 佐藤優氏『新・帝国主義の時代 - 右巻 日本の針路篇』（中央公論社、2013 年）は、冷戦後の中国、ロシアによる対外拡張的政策を、植民地を前提としない「新・帝国主義」と捉えている。中野剛志『世界を戦争に導くグローバリズム』（集英社新書、2014 年）は、グローバリズム化の進展を新帝国主義と捉えている。筆者は、宇野理論の観点から資本主義の発展区分を試みるならば、資本主義は小幡氏が指摘されているように、80 年代以降に大きく変貌していると考えている。そして、第二次世界大戦後から 21 世紀の現代までを新帝国主義と捉えるならば、そういった大きな変貌が捉えきれないと思う。そこで、筆者は資本主義経済の仕組み全体が 80 年代以降変貌を遂げた点に着目し、戦後の新帝国主義段階から 80 年代以降、新自由主義段階に移行したと考えている。

xlviii 西川 長夫氏『〈新〉植民地主義論 グローバル化時代の植民地主義を問う』平凡社、2006 年は、先進国が保護や援助という形で間接的な支配を維持しようという「新植民地主義」（ネオ＝コロニアリズム）の台頭を鋭く分析している。

xlvix 宮田律氏『産軍複合体のアメリカ：戦争をやめられない理由』（青灯社、2006 年）には、「産軍複合体」がアメリカを支配し、アイゼンハワーが警告したような、産軍複合体の

実態、要人と兵器産業界、イスラエル・石油ロビーとのつながりについて描かれている。軍事産業・イスラエル・エネルギー産業のため（換言すると、銭儲けのため）に、「自由」や「民主主義」の建前を振りかざし、CIAを送り込み、マッチポンプ式に戦争を毎年のように起こし続けている。

xlix 林克明氏『プーチン政権の闇：チェチェン戦争/独裁/要人暗殺』（高文研、2007年）、林克明、大富亮『チェチェンで何が起きているのか』（高文研、2004年）は、大国の侵略に対するイスラム系住民のレジスタンスという点では、「チェチェン戦争」も「イラク戦争」も同じはずだ。しかも、「テロリストの殲滅」を一つの口実とし、石油支配を経済的的目的としている点でも、両者は共通していることを明らかにしている。多国籍企業が国家権力と癒着し発展途上国の資源を搾取する構図を示しているのである。

l 水谷尚子氏『中国を追われたウイグル人』文芸春秋、2007年）マイケル・ダナム（山際 素男氏訳）『中国はいかにチベットを侵略したか』講談社、2006）林 建良、テンジン『中国の狙いは民族絶滅—チベット・ウイグル・モンゴル・台湾、自由への戦い』（まどか出版、2009年）には中国によりチベット・ウイグル・モンゴルなどが侵略され多くの民衆が虐殺され続けている、血も凍るような中国の新植民地主義の実態が描かれている。

li 例えばアメリカの起こしたホンジュラス・クーデターは以下のようなものである。「ホンジュラス・クーデターの背景：貧困、搾取と帝国主義的支配 6月28日」sws.org

Rafael Azul2009年7月9日、eigokiji.cocolog-nifty.com/blog/2009/07/post-2112.html.2015.

4. 21 ダウンロード

「アメリカに訓練された軍、アメリカ南方軍と密接なつながりをもつ軍が、マヌエル・セラヤ大統領を打倒し、拉致し、ホンジュラスから追放した。ホンジュラス軍とペンタゴンの密接な関係を考えれば、ワシントンがそれを知っており、暗黙の承認をしたことなしで、クーデターが起きたとは信じがたい。新大統領ロベルト・ミチェレティを据えた、クーデターの背後にあるのは、世界でも、最も搾取的で、圧政的な政治、経済制度の一つであり、その基盤の上で、裕福な土地所有者と、実業家、軍と教会が、富を得ている。これらの勢力が、今、階級闘争のエスカレーションに脅かされている。

世界経済危機に加速された社会的緊張が、国内の支配層エリート間の深刻な溝となって、現れている。大衆に訴える弁舌や、政府による最低賃金の60パーセント引き上げと一緒に、安価な石油と借款を求めるための、ウゴ・チャベスのベネズエラ政府の向きのセラヤの実利主義的な転換は、全て、ホンジュラスの爆発的な社会闘争を封じ込めることを狙っていたのだ。

セラヤは、右派の法と秩序という基盤の上で、一世紀以上にわたり、政権を交代してきたオリガーキー、ホンジュラス二大政党の一つ自由党の候補者として、2005年の大統領選挙で勝利した、裕福な土地所有者で、製材界の大立者だ。にもかかわらず、彼の行動は、彼自身の階級や、セラヤを後継する候補者として承認された仲間の自由党議員であるミチェレティを含めた、元の最も親密な政治上の盟友達からの、彼に対する敵意をもたらした。いずれの派閥も、ホンジュラスに蔓延するひどい不平等と貧困の原因となっている体制を擁護している。

ホンジュラスはアメリカ半球における最貧国の一つだ。生活水準を測定する大半の指標で、やはり極端に貧しい国々である中米の近隣諸国、グアテマラとニカラグアに、水をあけられている。南北アメリカでは、唯一ハイチが、ホンジュラスよりも、貧しい。

ホンジュラスは、封建的な社会構造によって支配される、地方の、主として農業経済、つまり巨大な農園が、農民が所有するミニ農園を支配する、かなりの工業分野を持った都市経済へと、移行する過程にある。若く、増大しつつある都会の労働者階級がいる。

主として、アメリカ合州国への輸出用バナナ生産に依存する、古いプランテーション経済は、変容中なのだ。大規模資本投資は、農業労働者の余剰を生み出し、貧困が増大し、都市における慢性的な高レベルの失業にもかかわらず、農業労働者を都市へと、押し出し

ている。この都市における労働予備軍は、現在、“マキラドーラ”として一般に知られている輸出志向の製造業に、依存している。こうした工場での、労働搾取工場的な労働条件は、世界でも最悪の一つだと考えられている。

成人男女の平均労働時間は、クアトロ・ポル・クアトロ（四日・四日制）、あるいは、トレス・ポル・クアトロ（三日・四日制）として知られている制度のもとで、14時間だ。機械が常時、動きつづけられるようにするため、労働者は、一日に14時間、週に、三日から四日働き、休日には、他のチームが入れ代わる。生産割当は極めて高く、病気の労働者ですら、限られた休み時間と食事時間しか与えられない。シフトにつき一時間半だ。注文が、増減するのにつれ、工場の雇用も増減する。労働法は、日常的に、無視され、労働組合の結成は弾圧される。

3月24日、米州機構(OAS)の機関、米州人権委員会(CIDH)は、ワシントンで、ホンジュラスの、229箇所のマキラドーラの条件について、公聴会を行った。こうした企業は、全体で130,000人の労働者を雇用しており、その69パーセントは若い女性だ。CIDH職員は、ホンジュラス政府に、彼らが“貧しい人々を搾取する典型例”と呼んだものを、調査するよう要求した。

ホンジュラス女性共同体（コレクティヴァ・デ・ムヘーレス・オンデュレーニャス）のフロレンシア・ケサダによると、「女性労働者は、18歳で、採用され、30歳で解雇される。なぜなら、経営者が若い女性を好むからだ。多くの場合、採用面接では、女性は服を脱ぐよう要求される。帝王切開の傷がある女性たちや、ある体重制限を超えた人々は落とされる。」

ケサダは、マキラドーラにおける、密集した労働条件と、長時間労働について説明してくれた。時に、従業員は、24時間休みなしで働くことさえ要求されたと、彼女は報告している。狙いは、給料の40パーセント・カットという脅しのもとで、“法外な目標数値を実現すること”だとケサダは言う。ホンジュラス女性共同体のもう一人のメンバー、ブレンダ・メヒアは、厳しい作業ペースの結果、生じる、筋肉と関節の病変について話してくれた。多くの場合、「労働者は、コップの水を飲むといった単純な動きさえ、うまくすることができない。」仕事のせいで、働けなくなった人々は、障害者給付金や、社会保障給付金をもらえる可能性がほとんどない。万一、そうした給付金を得られたにせよ、金額はごく僅かだ。

300,000人以上の子供がホンジュラスでは働いている。彼らの一日の就業時間は、成人のそれより、ほんのわずかばかり短いだけだ。国連児童基金(UNICEF)によると、マキラドーラでは、15歳という若さの子供が、一日、10から13時間も、一時間わずか40セントで働くよう強いられている。国際労働機関(ILO)は、以下のような産業での児童労働を報告している。売春(特に、北部海岸沿いの観光地)、花火製造(コパン)、海での潜水(モスキート海岸のロブスター採り船で)、石灰岩の石切場や廃棄物処理場(テグシガルパとサンペドロスーラの二大都市)、農業(コーヒーとメロン業界)。

ホンジュラスにおける貧困は、人口の53パーセントが現在暮らしている、地方に集中している。そうした人々の約75パーセントが、基本的ニーズに合わせるのが、不可能な条件にあり、非常に高い幼児死亡率、子供の栄養失調、児童労働や文盲を生み出している。人口の70パーセントは、貧困線以下で暮らしており、40パーセントは、一日2ドル以下で生計をたてている。国連統計は、平均的なホンジュラス人が、40歳以前に亡くなる可能性が、12パーセントであることを示している。ホンジュラス人の16パーセントは、医療サービスの機会をほとんど奪われていると見られており、5歳未満の子供の17パーセントは体重不足だ。

成人の五人に一人は、読み書きができない。およそ30パーセントという失業率は、中南米において、最も高いものの一つだ。バナナ・プランテーションが、労働者を解雇するため、益々多くの人々が、都市に出ることを選んでおり、都市では彼等が大規模な労働者の

予備軍を形成し、時給は、男性労働者で、75セントから、95セントの間で、増減し、女性労働者の場合、ずっと少ない。何万人もの、都市への移住は、メキシコへの移民、そして、最終的には、アメリカ合州国へと至る。

中米の標準からすれば、並外れているわけではないとは言え、収入と富の分配は、恐ろしく不平等だ。人口の最上位 10 パーセントが、商品やサービス生産の 45 パーセント以上を消費する。最大の分け前は、三大集団に分けられる、最上層に入る。大土地所有者、実業家、軍幹部だ。最下層の 10 パーセントは、農民で、生産の 4 パーセント以下しか消費していない。小さいながらも、増大しかけていた都会の中流階級もあるが、1998 年のハリケーン・ミッチによって、甚大な影響を受け、いまだ回復していない。ハリケーンは、ホンジュラスを壊滅させ、7,000 人が亡くなり、この国の交通インフラの 50 パーセントと、多くのプランテーションを破壊された。暴風の影響は、広範囲に及ぶ洪水の条件を生み出した遅れた焼畑農業技術によって拡大されてしまった。ハリケーンは、労働者の都市への移動を促進し、アメリカ合州国の需要変動に依存する、主として繊維製品の、マキラドーラの成長を助長した。

現在の世界的な金融危機と、アメリカにおける衣服需要の下落は、経済に対し、壊滅的な影響をもたらしている。2008 年に経済危機が始まって以来、29 のマキラドーラが閉鎖した。これまでに 30,000 人の労働者が、僅かな退職金、あるいは退職金なしで解雇された。ホンジュラスでは、失業手当給付金はなく、階級間の緊張を、限界点にまで上げている。歴史的に、この過酷な搾取というパターンは、往々にして、アメリカ合州国の支援を得た、抑圧によって、維持されてきた。伝統的支配階級は、封建的な土地所有のパターンと、アメリカ帝国主義との関係に依拠してきた。前世紀中ずっと、ホンジュラスという国家は、国と、反抗的な農業プロレタリアートや小作農の間に立ちはだかってくれる、アメリカ海兵隊員と海軍とに、頼ってきたのだ。

ホンジュラスは、アメリカ軍によって、1907、1911、1912、1919、1924、1925、そして 1931 年と、繰り返し、侵略されてきた。こうした侵略において、目標は、アメリカ企業の権益を保護と、専制的傀儡政権の安定性だった。

ホンジュラスの支配層から、絞り出された代償は、906 年に始まった、ユナイテッド・フルーツ社による、肥沃な東部の熱帯の溪谷の支配で、同社は、ホンジュラスに、バナナ・プランテーションを作り上げ、国家の中の国家となっている。1910 年、ホンジュラスのミゲエル・ダビラ大統領の抵抗に直面して、同社は、ダビラを打倒するためのクーデターを組織した。以来ホンジュラスは、典型的な“バナナ輸出に依存する中米の共和国（バナナ共和国）”だ。

1933 年に、フランクリン・ルーズベルト大統領は、中南米における、あからさまで、一方的な軍事介入を否定した。その代わりに、アメリカは、主として、代理軍を作り出したり、国軍や治安部隊を、アメリカ軍の命令系統に、統合、従属させることによって、帝国主義的権益を追求してきた。以来、ホンジュラスは、この地域へのアメリカ介入のための、作戦と、供給基地となってきた。1954 年、CIA に訓練された、ファシスト軍が、ホンジュラスやエルサルバドルから、グアテマラ領へと入り込み、ハコボ・アルベンス大統領に対する軍事クーデターを成功させた。1961 年、ホンジュラスは、キューバのフィデル・カストロに対する、ピッグズ湾侵略の訓練基地、兼、拠点として利用された。1980 年代、CIA に支援されて、ニカラグアのサンディニスタ政府と戦ったコントラ軍は、ホンジュラスから、指令と補給を受けていた。ホンジュラスは、いまだに、地域における最大の在外アメリカ軍事基地の一つを受け入れており、600 人のアメリカ兵士が、テグシガルパ北西 80 キロにあるソトカノ空軍基地に駐留している。

プランテーションに依存する経済の典型として、ホンジュラスにおける、極端な不平等は、戦闘的な労働者と抵抗の歴史と結びついている。1954 年 4 月、CIA 軍がグアテマラを侵略している中、ホンジュラスのテラ港の港湾労働者達は、ユナイテッド・フルーツ社の

船への荷積み拒否した。彼等の抗議行動のニュースは、あつと言う間に、他の港広がり、鉄道と、プランテーション労働者の支持を獲得した。残業手当での要求から始まったストライキは、一日8時間労働と、まともな生活水準と、労働条件を求める大規模な闘争となった。ストライキ委員会が、都市中を占拠した。ストライキは、テグシガルパにまで広がり、同市の工場労働者による支持を得た。大規模な国家による抑圧にもかかわらず、ストライキは69日間続いたが、労働組合の承認を含め、労働者に対する僅かな譲歩だけで終わった。ホンジュラスの支配階級が、最も恐れているのは、この抵抗と、自己犠牲の精神なのだ。6月28日クーデターに対応したのは、今や、二週目に入った、ホンジュラスの教師60,000人による全国的なストライキを含め、極めて確固たる抵抗、ストライキ、抗議を遂行しているホンジュラス労働者だ。

彼らの戦術的な差異が何にせよ、セラヤが率いる党派と、ミチュレティの党派のいずれも、この動きを恐れている。疑いもなく、この闘争が、制御不能になりかねないという懸念が、アメリカが仲介する、彼自身と、彼を打倒した連中との間の“調停”に、自らをゆだねるとするセラヤの決定に、重くのしかかっていたのだ。

ホンジュラスと、中米全体に存在している、階級関係と、社会的条件が、階級抑圧を終わらせ、社会主義の世の中をつくるための、労働階級のための独立した政治運動を構築することなしには、帝国主義者の支配から、デモクラシーと自由を確保することを不可能にしている」。

アメリカはホンジュラスを直接植民地化しているわけではないが、軍事訓練、傀儡政権の擁立などを通じて、実質的には植民地と同じような経済的利益を受け続けている。本稿では、このようなラテンアメリカ諸国などへのアメリカの行動を新帝国主義と評価する。

lii ジャン・ブリクモン（菊地 昌実氏訳）『人道的帝国主義—民主国家アメリカの偽善と反戦平和運動の実像』（新評論、2011年）

liii 小幡氏前掲書 11頁

liv 同 11頁

lv 福祉国家に関する理論的研究としては、加藤栄一氏『現代四本主義と福祉国家』（ミネルヴァ書房、2006年）エスピン＝アンデルセン『転換期の福祉国家—グローバル経済下の適応戦略』（早稲田大学出版部、2003年）石田徹氏「福祉国家と社会主義—『社会民主主義モデル』をめぐる」日本政治学会編『年報政治学 1988』（岩波書店、1989年、181-199頁）宮本太郎氏「福祉国家の世紀と政治学—『新しい福祉政治』へ」日本政治学会編『年報政治学 1998』（岩波書店、1999年）田中拓道氏「現代福祉国家理論の再検討」『思想』1012号、2008年、81-102頁）などがある。

lvi ジャン・ブリクモン前掲書 11頁

lvii 小幡氏前掲書 11頁

lviii 同 218頁

lix 同 11頁

lx 同 11頁

lxi 『資本論』（岩波文庫、1969年）

lxii 中谷巖氏は、「日本の価値観が滅びる！」（『月刊日本』2013年7月27日号）で、グローバルイズムあるいは新自由主義の本質について、「端的に言えば、『グローバル資本が自由に国境を超えて移動できる、金融資本主義を一刻も早く完成させようという思想』だ。この『自由に国境を超えて』というところがポイントだ。

資本主義は、その成立、発展の歴史から、各国それぞれ独特の商慣習など、独自性があるものだ。しかしその独自性こそ、資本が『自由に国境を超える』障害となる。その障害を撤廃させるのが90年代以来世界に吹き荒れた構造改革の背景であり、それは、アメリカが30年くらい前から思考してきた「金融立国」という国家戦略の一環だった」と評価している。また、デヴィッド・ハーヴェイは『ネオリベラリズムとは何か』（青土社、2007年）で、ネ

オリベラリズムとはグローバル化する新自由主義であり、国際格差や階級格差を激化させ、世界システムを危機に陥れようとしていると批判した。また『新自由主義:その歴史的展開と現在』(作品社、2007)では、新自由主義は世界を支配し再編しようとしていると警鐘を鳴らしている。

増田壽男・沢田幸治両氏編『現代経済と経済学(新版)』(有斐閣、2007年新版)は、新自由主義・新保守主義は、ケインズ経済学によるインフレをマネタリストの立場で貨幣供給のコントロールにより克服しようとした点では一面の真理があったが、スタグフレーションは克服できず、多国籍企業によるグローバル化と「カジノ経済」をもたらし、世界経済は新しい危機に見舞われる事になったと主張した。

lxiii ミシェル・チョスドフスキー(郭洋氏訳)「訳者はしがき」『貧困の世界化』(つげ書房新社、1999年、4頁)は、『貧困の世界化』は、構造調整の本質=いったん構造調整を受け入れると自立経済への道が塞がれ、国際債権団の監視のもと、多国籍企業による自国市場・産業・企業の収奪が際限なく繰り返され、世界的規模で見れば、一部の富裕層・国と圧倒的多数の貧者・国へと二極分解していくと、警告している。

lxiv S.ストレンジ(小林襄治訳)『カジノ資本主義』(岩波書店、1988年)

lxv S.ストレンジ(小林襄治訳)『カジノ資本主義』(岩波書店、1988年)

lxvi 電気通信法成立とその後の情報通信革命の詳細については白川一郎氏編『グローバル化と進化する情報通信産業』(通商産業調査会、1999年) 鬼木甫氏「情報通信産業における競争と規制」『ジュリスト』(No.1099、1996年) 川本明氏『規制改革』(中央公論社、1998年) バリー・G・コール編『AT&T 分割後』(情報通信総合研究所、1992年) 林敏彦氏編『講座・公的規制と産業③ 電気通信』(NTT出版、1994年) 林紘一郎氏『ネットワーク——情報社会の経済学』(NTT出版、1998年) 菅谷実、清原慶子氏『通信・放送の融合』(日本評論社、1997年) 山口一臣氏『アメリカ電気通信産業発展史』(同文館出版、1994年) 規制緩和研究会『通信事業の規制緩和』エネルギー・情報工学研究会議、1992年) 長谷川俊明氏『競争社会アメリカ』(中央公論社、1991年) 電気通信産業研究会『電気通信産業における事業者網 相互接続に関する研究』(総合研究開発機構、1998年) 依田高典氏サポルスキー編著『世界情報通信革命』(日本評論社、1992年) 郵政研究所編『1996年米国電気通信法の解説』(商事法務研究会、1997年) 浦山重郎氏編著『情報・通信ビッグバン』(東洋経済新報社、1998年)などを参照されたし。

lxvii 西垣 通氏『IT革命—ネット社会のゆくえ(岩波新書)』(岩波書店、2001年)は、地球規模のメディア・ビッグバンによって、ブロードバンド時代が訪れようとしている。放送と通信の融合、インターネット接続が可能な家電製品の普及などとともに、今後、人々の生活はどのように変容するか、都市空間や居住空間、従来の共同体はどのように変容するかなど、二世紀のネット社会のビジョンを壮大なスケールで描いている。

lxviii アメリカにおける富の一握りの富裕層による富の独占の形成過程と格差については、小林由美氏『超格差社会アメリカの真実』(日経BP社、2006年)に詳しい。

lxix ロイター。ワールドニュース「COLUMN・格差拡大警告のFRB議長、中間層没落視野か 利上げ遅れ要因に」2014年12月14日は次のような記事を伝えている。

[東京 24日 ロイター] - 米連邦準備理事会(FRB)のイエレン議長が、米国で進行している所得格差に強い警鐘を鳴らしている。その背後には、格差拡大が中間層を没落させ、米経済の活力を奪うとの分析がありそうだ。短期的には賃金上昇を阻み、米利上げを先送りさせる作用として働くだろう。米利上げとドル高を前提にしたシナリオは、大幅な修正を迫られる可能性がある。

イエレン議長は今日17日の講演で、所得や富の格差拡大について、非常に憂慮しているとの見解を示した。具体的には過去数十年にわたって「富裕層の所得や富が著しく増大する一方、大半の所得層では生活水準が低迷している状態と言える。このことは明白だ」「米国民が伝統的に重きを置いてきた機会の均等に照らして、どうなのかと問うことが適切だ」

と述べた。

F R B が 9 月に公表した調査によると、米国の所得格差は金融危機で拡大し、富は上位 3 % の富裕者に集中しているという。イエレン議長は、ここまでしか具体的に指摘しなかったが、上位数パーセントの富裕者がより金持ちになるということは、20 世紀以降の米国繁栄の原動力だった「中間層」が没落の道歩んでいるということでもある。分厚い中間層が、米経済や社会の活力の源泉だった。だが、エンジンが止まりかけている。イエレン議長は、その点にも言及し、最近の米国では起業が難しくなっており、実際にビジネスに参入しても、大半は数年で撤退を余儀なくされているとも指摘。こうした点が、米経済での成功を難しくさせている面があるとの見方を示した。

格差の拡大は、最近の賃金上昇伸び悩みにも、影響していると指摘したい。米労働省が発表している賃金は、このところ失業率が低下しているにもかかわらず、横ばい傾向を鮮明にしている。かつてのように中間層が健在であれば、失業率の低下とともに時間当たり賃金が上がり出し、個人消費の目立った増加へとつながっていったはずだ。言い換えれば、格差の拡大と中間層のやせ細りが、米金融政策にも大きな影を落としているということだろう。

lxx 小幡氏前掲書 250 頁

lxxi 富坂聡氏『中国汚染の真相「水」と「空気」で崩れる中国（社会）』（中経出版、2014 年）、相川泰氏『中国汚染—公害大陸の環境報告』（ソフトバンク新書、2008 年）、福島香織氏『中国複合汚染の正体—現場を歩いて見えてきたこと—』（扶桑社、2013 年）、渋谷司氏『人が死滅する中国汚染大陸 超複合汚染の恐怖』（経済界新書、2014 年）などは、回復不可能で人類の生存に適さないといわれる中国の凄まじい環境汚染の実態を生々しく描いている。利益優先で、環境対策を怠って、中国の環境を汚染させた日米欧などの多国籍企業の責任は極めて重い。

lxxii 中国の工場労働者搾取の実態は、Alexandra Chan, Students & Scholars Against Corporate Misbehaviour (SACOM)

プロジェクトオフィサー、協力：特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ(Human Rights Now)、Labour Action China (LAC)『中国国内ユニクロ下請け工場における労働環境調査報告書』(hrn.or.jp/activity/ユニクロキャンペーン報告書日本語.pdf、2015 年)に生々しく記されているが、以下にその一端を引用する。「Pacific および Luenthai は基本給をそれぞれ月額 1550 人民元及び 1310 人民元としているが、これは広東市および東莞市における最低賃金である。一方で、広東市や東莞市における 2013 年の労働者の平均的賃金レベルはそれぞれ月額 5808 人民元、2505 人民元であった¹。そのため、時間外労働が月給の中で重要な割合を占めており、帳尻を合わせている。時間外労働時間数は衝撃的で、Pacific で 134 時間、Luenthai で 112 時間となっている²。Pacific においては、労働者の一部は「時間外労働の任意申請書」に署名するよう要求されており、申請書には時間外労働時間は 119.5 時間と記載されている。なお、労働法第 41 条において、時間外労働は月に 36 時間を超えてはならないと規定されている。

また、なお悪いことに、Pacific では、休日労働時の時間外労働に対する残業代は正しく支払われておらず、通常賃金の 2 倍ではなく 1.5 倍で計算されている。Luenthai においては、休日の時間外労働時間と 100 時間を超える時間外労働時間について、コンピューターではなく手書きによって記録されており、社会監査官による労働者の労働時間の監査を免れるためと考えられる。

長い実績のある両工場においても、労働環境は依然として過酷なものである。労働者の健康と安全は、最重要課題として認識されておらず、工場のフロアの異常に高い気温、フロア全体を流れる排水、危険性の高い施設設備、綿ぼこりが舞い正常でない換気設備、異臭、高い漏電リスクなどが労働者の健康と安全に悪影響を与えている。例として、職業喘息、呼吸不全、綿ぼこりの激しい作業場所における粉塵爆発のリスク、化学物質による健

康被害、感電死のリスクなどがあげられる。それにも関わらず、これらの問題に対処するための効果的な処置は施されておらず、第2部に示す主な調査結果の部分で紹介する写真がこれらの問題を顕著に表している。」

lxxiii 「中国『ブラック工場』の実態と習近平指導部が恐れる“蜂起” 暴動が各地で頻発」『イザ！産経ニュース』

www.zakzak.co.jp/society/foreign/news/20150121/frn1501211550001-n1.htm、2015.4.19 ダウンロードは以下のように、報道している。

国際人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」(HRN、東京)の告発によってファッションブランド「ユニクロ」の製品などを製造する中国工場の悲惨な労働実態が明らかになった。こうした「ブラック工場」は中国全土に無数にあり、待遇に不満を抱える従業員による労働争議や暴動も後を絶たないという。この頻発する労働者の“蜂起”を何よりも恐れるのが、習近平指導部だ。怒りの矛先が政権に向けば、「権力基盤が揺らぎかねない」(専門家)からだ。

「まるで地獄だ」「ユニクロ」を展開するファーストリテイリング(山口市)の製品を製造する中国の大手衣料工場。労働実態をレポートしたHRNの報告書の中で、中国人労働者が職場環境について、こう証言している。

この表現は大げさなものではなく、報告書を繰れば一目瞭然だ。エアコンのない室内では、夏場に気温が約38度まで達し、大量に発生する綿ぼこりで「綿肺、職業ぜんそく、呼吸不全などを引き起こす危険がある」と指摘されている。作業現場に排水が垂れ流されているため、「転倒し、身体不随になるような労働災害を引き起こす可能性がある」。昨年7月には漏電による死亡事故が発生し、「製品の品質維持のために「重い罰金制度が採用されている」とも記されている。だが、この劣悪な工場はここが特別なわけではないようだ。

『中国「猛毒食品」に殺される』(SPA!BOOKS新書)の著者でジャーナリストの奥窪優木氏は「罰金制度は中国では珍しくない話で、もっとひどい労働条件の工場はいくらでもある」とし、こう続ける。「死亡事故も日常的に発生しており、特に危ないといわれているのが製鉄工場。安全対策が不十分なため、溶鉱炉への転落事故や操業中の機械に巻き込まれる事故が多発している」

昨年12月には、広東省仏山市の自動車部品工場で、従業員ら17人が死亡する爆発事故が発生。同8月には、江蘇省昆山市にある金属製品企業の工場で大規模な爆発が起き、従業員ら70人以上が犠牲となった。繰り返される事故の背景には、安全よりも利益を最優先する経営者の姿勢が見え隠れする。「経済発展によって給与水準が上がっている沿岸部の工場と、内陸部の工場での賃金格差も深刻な社会問題になっている」(奥窪氏)といい、労働者の不満は絶えず爆発寸前という。

こうしたひずみは、習政権に打撃を与えるリスク要因になっている。中国事情に詳しい評論家の宮崎正弘氏は「待遇に不満を抱える労働者の労働争議や暴動が各地で頻発している。現在でも年間20万件、1日平均500件発生しているといわれており、減少の兆しはみられない。この事態を習氏は相当危惧している」と指摘する。「危機感の強さは政権の姿勢にも現れている。2008年まで続けていた労働争議、暴動の件数公表をその年を境にやめた。労働者の蜂起が大規模な反政府運動に発展すれば、社会不安が蔓延(まんえん)する。そうなれば、政権の基盤も大きく揺らぎかねない。そういった意味でも工場労働者の処遇にナーバスになっているのは間違いない」(宮崎氏)「ブラック工場」で虐げられた労働者たちの怒りが、独裁政権の命取りになりかねない。

lxxiv 森岡孝二氏編『格差社会の構造』(桜井書店、2007年)は、「格差社会」と「グローバルイゼーション」をキーワードに現代経済を読み解こうとしている。

lxxv 2010年の5カ月あまりの間に、フォックスコン深セン工場で働く工員12人が相次いで飛び降り自殺を図るといふ事件が世界的ニュースになったが、ロイター・ワールドニュース「アングル：フォックスコン労災事故が照らす中国労働環境の闇」2012年12月11日

付はその労働環境について、次のような記事を載せている。

米アップル(中略)の「i P h o n e (アイフォーン)」などの生産を請け負う世界最大の電子機器受託製造 (EMS) 企業、台湾の鴻海精密工業。その傘下にある富士康科技集団 (フォックスコン・テクノロジー・グループ) で昨年起きた労災事故は、中国における労働者の権利に新たな暗い影を落としている。フォックスコンの中国・深セン工場で働いていたチャン・ティンチェンさん (26) は昨年、外壁の照明器具を修理していた際に感電し、約4メートルの高さから地面に落下。5回にわたる外科手術を受け、脳の約半分を切除したチャンさんは、うまく話すことも歩くこともできず、今も病院で医師らに見守られながら生活している。

フォックスコンはメールを送ったことを認めた上で、中国の法律では、労災事故の被害者は障害認定を受ける必要があると話す。チャンさんの場合、同社に初めて採用された惠州で障害認定の手続きを踏まなければならないが、惠州は、チャンさんが入院している深センからは約70キロ離れている。フォックスコンは、チャンさんが惠州で障害認定を受ければ、その後深センに戻れるよう取り計らうとしている。ただ、チャンさんの父親 (50) は、息子の状態を考えれば移動は現実的ではないと語っており、医師も脳内出血の恐れがあるとしている。

フォックスコンの中国工場をめぐるのは、従業員の投身自殺が相次いだほか、工場で爆発が発生するなど、労働環境が劣悪だと批判が上がっていた。チャンさんのケースは、こうしたフォックスコンの労務管理問題に新たな懸念を投げかけている。中国の労災事故で重傷を負った人たちのための社会保障制度は、不完全で時として不安定である——。労働問題の活動家らは、チャンさんの置かれている状況が、このことを改めて浮き彫りにしていると憤る。

チャンさんの父親は、フォックスコンから毎日メールが送られてくると話し、「私たちの苦労は想像できないだろう。息子にかかる費用を工面するために私がどれだけ苦労していることか」と嘆いた。チャンさんの医療費を負担しているフォックスコンだが、今年7月以降、チャンさんの家族にメールを送り、退院を迫っているという。チャンさんが病院を出なければ医療費の負担を打ちきるという内容だが、同社は中国国内の労働法に基づいた措置だと説明する。

職場での事故で負傷した場合、従業員は保険に加入していれば、医療の専門家によって障害の程度に応じた認定を受けた後、それに見合った補償を受け取ることができる。通常、そうした手続きは治療が完了してから行われ、法律上は「障害認定を受けるまで最大2年は治療を受けることができる」と定められている。チャンさんは昨年10月から入院しており、まだ1年しか経っていないが、父親によればフォックスコンは一時、家族への支払いを停止したという。

一方、フォックスコン側は支払いは予定通りに行ったとし、遅延や停止はなかったと否定している。病院の医師はコメントを差し控えているが、チャンさんの父親によると、体に管が繋がれている状態での移動はできないなどと病院側から説明を受けたという。

活動家らによれば、中国国内には労災事故で一生障害を背負ったり、慢性的な病気を抱えて生活する人が数千人いる。事故に遭った被害者やその家族は、医療費や補償をめぐる闘いを強いられる制度に翻弄されているという。「彼らは尊厳を奪われている」。こう強調するのは、香港を拠点に活動する中国女性労働者ネットワークの Choi Suet-wah さん。「中国の深刻な労災事故の多くでは、被害者が当然受け取れる補償を手にするだけで、企業から多大な苦痛がもたらされることがある」と語る。

それでもソーシャルワーカーからは、チャンさんのケースは恵まれている方だという声も聞こえる。フォックスコンが少なくともこれまでチャンさんの医療費や家族の生活費を負担してきたからだ。法律では全ての企業が従業員に保険をかけることを義務付けているにもかかわらず、推計では中国の労働者の4割以上が無保険状態だという。こうした人た

ちが労災事故の被害者になれば、援助なしの生活を余儀なくされることになる。フォックスコンは労災事故の保険には加入しているとし、チャンさんの障害が最終的に認定されれば、保険会社が補償を支払うことになると話す。

しかし中国では、どの自治体で障害認定を受けるかで補償内容も変わってくる。チャンさんの家族によれば、フォックスコンが深センではなく惠州で障害認定を受けるよう求めてくるのはこのためだという。深センより惠州のほうが賃金や補償の水準が大幅に低いのだと活動家らは指摘する。

なぜチャンさんは深センで障害認定を受けられないのか。フォックスコンからの答えは、チャンさんが就業契約を交わしたのが惠州であり、法律ではそこで認定を受けるよう定められているからとのことだった。また認定の結果、さらに治療が必要だとされた場合には、会社としてチャンさんを再び深センに帰す用意があるとも回答した。

フォックスコンからは毎月1万1000元（約14万1000円）が支払われるが、チャンさん一家には薬代などで20万円の借金がある。深センの病院に入院しているチャンさんは、ベッドの手すりにつかまりながら、おぼつかない足取りで歩いている。父親の隣に腰を下ろしたチャンさんの顔には笑みが浮かんでいるが、父親はこぼれた表情のままだ。「息子は私のことを『母さん』、母親のことを『父さん』と呼ぶんだ。息子は教えられた言葉をまねているだけなんだ」。父親の手には、チャンさんの頭がい骨の一部が入った容器が握られていた。（原文執筆：Tan Ee Lyn 記者、翻訳：梅川崇、編集：宮井伸明）

lxxvi 丸山恵也氏『現代日本の多国籍企業』は、日本の多国籍企業を産業別に分析し、その民主的な規制のあり方を検討している。安室憲一氏『多国籍企業と地域経済』（お茶の水書房、2012年）は、世界はICT革命によってフラット化せず、知的集積が社会に「埋め込まれている」ところは歴史的にも特定の地域に限られる、と分析している。林偵史・古井仁氏編『多国籍企業とグローバルビジネス』（税務経理協会、2012年）は、多国籍企業の戦略と組織、知識移転と知識創造、イノベーションや戦略的提携などを分析している。夏目啓二氏『現代アメリカ企業の経営戦略』（ミネルヴァ書房、1994年）は現代アメリカ企業の経営戦略を、夏目啓二氏『アメリカIT多国籍企業の経営戦略』（ミネルヴァ書房、1999年）はアメリカIT多国籍企業の経営戦略を、同編著『アジアICT企業の競争力』（ミネルヴァ書房、2010年）は、アジアICT企業の国際競争力を、それぞれ明らかにしようとしている。同氏『21世紀のICT多国籍企業』（同文館出版、2014年）は、先進国の多国籍企業と新興国の多国籍企業間のグローバルな寡占的競争関係及び国際分業関係を明らかにし、それらの諸関係が、先進国と新興国の社会と経済にどのような影響をもたらしたかを明らかにしようとしている。関下稔『現代多国籍企業のグローバル構造』（文眞堂、2002年）は、現代の多国籍企業の基本動向をグローバル経済の出現という条件下で明らかにしようとしている。

lxxvii 関下稔氏『21世紀の多国籍企業』（文眞堂、2012年）

lxxviii 搾取工場のこと。NIKEが製造委託するベトナムなど東南アジアの下請工場で、強制労働、児童労働、低賃金労働、長時間労働、セクシャルハラスメントの問題があることがNGOにより暴露され、こうしたスウェットショップと取引するナイキに対して米国を中心にインターネットを通じた反対キャンペーンが起き、ナイキ製品の不買運動、訴訟問題にまで発展したことをきっかけとして、スウェットショップが注目された。

lxxix www.peopletree.co.jp/ptlp/ft.html, 2015. 4.17 ダウンロード

lxxx 「絶好調アップルを支える中国の搾取工場」『ニューズウィーク日本語版』2012年3月7日（水）14時18分。ダニエル・ライオンズ（テクノロジー担当）。

www.newsweekjapan.jp/stories/business/2012/03/post-2464.php, 2015. 4.21 ダウンロード
には以下のような記事が掲載されている。

夜中に従業員をたたき起こし、お茶とビスケット1枚の軽食を与えて、12時間ぶっ通しで働かせる——アップル社製品がなぜアメリカで作られないかについて書かれたニューヨーク・タイムズ紙の記事で、一番衝撃を受けたのはこのくだりだ。

07年、初代 iPhone の発売直前にアップルは画面デザインを変更。むちゃな納期にもかかわらず中国の工場が何とか間に合わせた、とアップル元幹部が匿名で同紙に語っている。

記事によれば、新しい画面が工場に届いたのは夜中近く。寮にいた 8000 人の労働者が起こされ軽食を与えられると、30 分もたたないうちに作業がスタート。工場は 4 日以内に、1 日 1 万台の生産体制に入った。「そのスピードと柔軟性は驚異的だ。アメリカの工場ではこうはいかない」と、元幹部は言う。

「こうはいかない」のは悪いことだろうか。従業員を寮に押し込め、夜中に起こしてビスケット 1 枚で長時間働かせる。そんな労働条件はアメリカでは認められない。野蛮だからだ。

lxxxix 「ユニクロ下請け工場のブラックな実態！ 月 300 時間労働、灼熱地獄、違法な罰金…」 「日経ビジネス」(2 月 9 日号/日経 BP 社) 特集「善い会社 2015 年版 いま必要とされる 100 社ランキング」でユニクロは 2 位に輝き、特集のインタビューの中で柳井氏は次のように語っている。

「私にとっての『善い会社』とは『長期的に成長し、収益を上げられる会社』だ。成長性と収益性が高ければ、顧客、地域社会、従業員、取引先、株主などすべてのステークホルダー(利害関係者)とウィンウィンの関係が結べる。」

こうした柳井氏のユニクロ哲学は従来から繰り返しているもので、目新しさはない。どうやら今回のインタビュー乱発は「ユニクロブラック企業」批判の再燃を恐れて、打ち消しに躍起になって引き受けたようだ。

というのも、1 月 11 日に、中国における多国籍企業の活動を調査する労働 NGO(本部・香港)・SACOM が発表した「中国国内ユニクロ下請け工場における労働環境調査報告書」では、ユニクロのブラックな労働環境が明らかにされたからだ。

ユニクロの製造取引先は世界に 100 社ほどあるとされているが、その 70% は中国。SACOM が潜入調査した 2 社(Pacific 社、Luenthai 社)は下請け工場のなかでも重要な役割を担っている。Pacific 社は、ユニクロの CSR レポート(2014 年)でユニクロの経営手法”One Table Management”の例としても挙げられているほどだ。

今回の報告書によれば、Pacific 社で月平均 134 時間、Luenthai 社で月平均 112 時間の時間外労働が推計され、月の合計労働時間は 300 時間を超える事実が明らかになったのだ。

中国の労働法 36 条では、1 日 8 時間、週 44 時間までという労働時間制限が設けられ、同法 38 条では、雇用者は労働者に最低週 1 日の休暇を確保しなければならないとも規定されている。さらに、41 条では、時間外労働時間は月に 36 時間を超えてはならないと明記されているが、ユニクロの下請け工場では労働法を無視しているのだ。

なお、日本での標準的な労働者の労働時間は月間で約 170 時間程度。300 時間となると、残業時間は 130 時間に上っていたことになる。これは月 80 時間という過労死ラインを圧倒的に超えているのだ。たとえば、ワタミで 2008 年に新入社員の飛び降り自殺があったが、この自殺は、月 141 時間の残業が原因だとして労働災害に認定されている。

報告書によれば、労働環境も劣悪だ。作業現場全体に排水があふれ、換気設備や事故防止等の対策も不十分。深刻なのは、工場内の異常な高温だ。染料部門の染料タンクは運転時に非常に高温になり、100~135℃にまで達することもある。染料部門は灼熱地獄と化すのだ。

「作業員は(略)染料タンクのそばに立って、タンクから重い生地を取り出さなければならず、生地の重量は、600 キロにまで及ぶ。室温は 38-42℃にまで達することから、工作中多くの男性労働者が上半身作業服を着用していない。(略)聞き取り調査に答えた労働者は『あまりの暑さに夏には失神するものもいる』、状況は『まるで地獄だ』と話した。こうした状況に対して、高温手当というものが支払われる場合がある。しかし、1 日 7 ドル、月に 100~150 ドルがこれにあたるが『実際無意味に等しい』と労働者は話す」(同報告書)

「1日7ドル、月に100～150ドル」とは、日本円（1ドル＝110円）で「1日770円、月に1万1000～1万6500円」だ。しかも、作業員が高温の染料タンクのそばで作業しているにも関わらず、染料タンクを囲む囲いやゲートはなく、労働災害によるケガのリスクが増大している。さらに、染物部門では異臭を伴う有害な化学物質が使用されているが防護措置を講ずることができず、健康影響リスクにもさらされているのだ。

さらに、工場全体には容赦ない罰金制度がある。

「Pacificでは、労働者を処罰するため、58種類の規則が制定されており、そのうち41の規則は罰金制度を含んでいる。罰金制度は労働者と商品の質をコントロールする方法として頻繁に使われる。実際、各々の作業場には、労働規程には定められてない罰金制度と規則があり、作業場のホワイトボードに書いてあるだけのものもある。（略）たとえば織物の部署では、製品の品質保持のために重い罰金制度が採用されている。商品に品質上の欠陥が見つかったり、織り機によごれがあったりした場合は、その労働者に一日の生産ノルマを達成した際に出される割増金から罰金が差し引かれる（罰金の額は労働者の行った行為によって異なるが約50～100人民元の間である）。労働者が、食事休憩以外の機会に昼寝をとった場合は100人民元が手取りから差し引かれる。（略）時間外労働の長い状態から考えれば休憩をとることは認められるべきであるが、管理者は労働者を機械のように扱い、休憩もなく働かせている」（同報告書）

中国の労働契約法上でも、このような処罰は認められていない。労働者を支援すべき労働組合も名ばかりだ。

「労働者によると、2009年、Pacificでは仕上げ工程部署の労働者たちが低賃金の待遇に対して小規模なストライキを行った。参加した労働者たちは賃金引上げを求めていたが、雇用側は暴力団を雇い、彼らに暴行を加えるなどしてストライキの動きを鎮圧させようとした。また、数年前には13～15人あまりの労働者が、作業場の耐え難い高温に対してストライキを起こした。工場側はそのストライキを率いた代表者と積極的に参加していた他の労働者を解雇した」（同報告書）

月300時間を超える合計労働時間、「まるで地獄」の灼熱労働環境、違法な罰金制度、暴力団を雇ってのストライキつぶし……ユニクロの下請け工場はまさにスウェットショップ（搾取工場）ではないか。

搾取工場とは、低賃金、長時間など、劣悪な条件で労働させ、不当な利益を得ている工場のこと。1990年代、大手スポーツメーカー・ナイキの製造委託先工場の搾取工場問題が、本社のある米国での不買運動・訴訟問題にまで発展したことがある。搾取工場の問題は製造を委託する側の経営姿勢も問われるのだ。報告書でも下請け工場の問題というレベルではなく、ユニクロの発注費用の安さと納期の短さなどから、中国の下請け工場の労働者にしわ寄せが及んでいる問題を指摘しており、ユニクロの柳井会長兼社長は“ブラック経営者”の烙印を押されてしかるべきなのだ。

NGOの報告書の発表に対して、ユニクロ側はすぐさま改善を約束。「日経ビジネス」（2月9日号／日経BP社）特集「善い会社 いま必要とされる100社ランキング」のインタビューの中で柳井氏は次のように「ブラックユニクロ」説を否定している。

「中国企業の工場で、労働者が劣悪な環境下で長時間働いているとNGO（非政府組織）から指摘された。それを聞いてびっくりした。担当者が取引先の労働環境をチェックしていたはずだったからだ。しかし、結果的に劣悪な労働実態を見抜けなかった。非常に残念だ。（略）とはいえ、この一件をもって『やっぱりブラック企業だ』と批判するのはいかなものか。当社には全世界に100社ほどの取引先がある。その一部の事象を取り上げて、全体に問題があるかのように批判するのはおかしい」

柳井氏は“一部の事象”というが、今回のようなブラックユニクロを批判する声はこれまでもあった。2010年5月には、「週刊文春」（2010年5月6日・13日号／文藝春秋）の「ユニクロ中国『秘密工場』に潜入した！」と題する記事で、11年3月には単行本『ユ

『ニクロ帝国の光と影』(文藝春秋)で、ジャーナリスト横田増生氏が、国内店舗の店長の月300時間を超える労働時間の問題や中国工場(今回の報告書とは別の複数の工場)で長時間労働が常態化しているといった事実を指摘していた(今回のNGOの報告書は横田氏の記事を裏付ける内容でもあった)。

こうした記述に柳井氏が激怒。文藝春秋に計2億2000万円の損害賠償と書籍の回収を求める裁判を起こしたものの、地裁判決(13年10月18日)で、「(記事の)重要な部分については真実である」として、長時間労働の実態を事実と認定し、二審判決(14年3月26日)でも「記事は真実か、真実と信じた相当の理由がある」として、「真実ではない」とするユニクロ側の主張を退けた。最高裁第三小法廷も2014年12月9日付でユニクロ側の上告を退けることを決定した。つまり、ユニクロはブラック企業という事実を裁判所が認めたのだ。

しかし、日本のマスコミは中国のユニクロの下請けによる搾取工場問題をほとんど取り上げず、柳井氏の言い分ばかりを取り上げる。ユニクロのアメ(609億円の広告宣伝費(2014年8月期))とムチ(都合の悪い記事には2億2000万円の損害賠償裁判)のマスコミ対策により、日本では事実上、黙殺されているのだ。

消費者のニーズを把握し、中国の工場でベーシックな商品を大量生産、卸などを通さずに自社店舗で販売するというSPA(アパレル製造小売り)の手法を活用し、急成長を遂げてきたユニクロだが、その内実は、中国の搾取工場で低コスト商品を大量生産、日本国内では“名ばかり店長”を酷使し大々的な広告費の投入で販売する、というものにすぎなかった。

米経済誌「フォーブス」の2014年版世界長者番付によると、柳井氏の推定資産は179億ドル(1ドル100円換算で約1兆7900億円)で世界ランク45位、日本人としては孫正義ソフトバンク社長に次ぎ第2位だ。その多くは労働者から搾取したもののなのだ。

www.asyura2.com/15/hasan93/msg/823.html. 2015. 4.17 ダウンロード

lxxxii スウェットショップにおける悲惨な労働条件については、宮坂 純一氏「スウェットショップからの問題提起」www.nara-su.ac.jp/~miyasaka/Sweatshop.pdf. 2015.4.19 ダウンロードに次のように記されている。

インドネシアの労働者は、組合活動に参加したことを理由に、攻撃、脅迫、嫌がらせを受けています。ブルガリアの労働者は、残業を拒否したために罰金を科され、解雇されます。調査を行なった6カ国では、労働者はスポーツウェア縫製のため、繁忙期には1日16時間、週6日働いています。中国の労働者は、仕事の閑散期には、月にわずか12米ドルの賃金しか受け取っていません。」

キャンペーンは「労働者の無権利状態」が改善されていない現状に対するプロテスト行動であった。(中略)たとえば、つぎのような事例が報道されている(18)。1)カリフォルニア州エルモンテ市の不法工場において奴隷状態で就労されている移民の衣服産業労働者、2)非衛生的な労働条件で長時間労働させられている児童労働を責められた、エルサルバドルの現地工場から製品を輸入しているギャップ(Gap Inc.) (19)、3)低賃金で長時間労働を強制していると非難された、東南アジアにあるナイキ(1962年創立のスポーツシューズメーカー)の現地下請け工場、4)低賃金、児童労働、除草剤の使用、等で非難された、スターバックスのグアテマラのコーヒー供給者、5)パキスタンの子供たちが縫ったサッカーボールを販売していたアメリカの大手スポーツグッズ会社、6)ホンジュラスの10代初めの子供が低賃金で長時間労働を強制されて製造していた衣料品を、アメリカのテレビ界の人気女性キャスター Kathie Lee Gifford が保証し、それを販売していたウォルマート(20)、7)ハイチの工場で標準以下の労働条件のもとでつくられたディズニー・ブランドのグッズ。

スウェットショップとして報道され注目が集まった企業行動を、アメリカ国内の事例と海外工場の事例からそれぞれ1つずつ選び、簡単に紹介するとつぎのようになる(21)。

但し、海外工場の事例（ナイキの事例）は後の行論にて取り上げる。アメリカ衣料産業の労働者の圧倒的多数は移民の女性である。「彼女たちは週 60-80 時間目いっぱい働き、しばしば最低賃金も支払われず、時間が手当も受け取っていない。労働省の資料に拠れば、国の 22,000 の裁縫ショップの半数以上が最低賃金法やオーバertime法に違反し…多くの労働者が危険な労働条件下で働いている。また 75 %以上のショップが安全と健康に関する法律に違反している。」何故に、スウェットショップは衣料産業に典型的に生まれるのか。それはつぎのような事情に起因する現象である。アパレル産業のピラミッドのトップには小売業者が位置し、その小売業者が有名ブランドのメーカーに注文し、メーカーが裁縫請負業者を使って衣料品を作らせ、請負業者は労働者を募集し採用し賃金を支払う。その労働者がピラミッドの底辺に位置している。請負業者間で競争入札がおこなわれ、それが請負価格をダウンさせ、業者は労働者に最低賃金や時間外手当を支払うことができなくなっている。というよりも今日の衣料産業では、競争入札がおこなわれなくなっている、というのが実態である。多くの請負業者は「申し出に対して受けるか否か」(take it or leave it) という状況に置かれており、どれほど安い価格を提示されても受けざるを得ないのであり、それを拒否すれば仕事がもう来ないのである。その結果、請負業者は労働者から利潤を「搾取」し、節約し、安全ではない条件で操業しなければならない。その為に「利用」されてきたのが移民だったのである。このように今日では小売業者が衣料品の価格を決定する巨大なパワーを得てきている。というのは、この数十年間に小売業界では大きな合併が相次ぎ、購買パワーが増大したからである。例えば、ウォルマートとKマートのピックだけでデパートの総売上高を超えており、その動向は、メーカーに圧力を掛けて価格を設定できるほどに、アパレル産業に大きな影響力を与えている。ある衣料品が 100 ドルで売れるとすると、その取り分は「小売業者が 50、メーカーが 35、請負業者が 10、工場労働者が 5 である」。この典型的な事例が、上記のカリフォルニア州エルモンテ市の不法工場において奴隷状態で就労されていた移民労働者である。しかしそれだけではなく、例えば、その他にも、ケンタッキー州ベーチビル (Beattyville) の軍服をつくって Lion Apparel 工場(22) が「アメリカのスウェットショップ」の事例として知られている(23)。

(18)The Sweatshop Quandary,p.7.

(19)ギャップは米国サンフランシスコにて 1969 年に創業した大手服飾メーカーで、Gap, Banana Republic, Old Navy の三つのブランドを擁する。米国、英国、カナダ、フランス、日本、ドイツにおいて 3000 以上の店舗を経営。

(20)Kathie Lee Gifford の経歴は <http://www.imdb.com/name/nm0317537/> (アクセス日 2004/09/13) を参照のこと。また、彼女が経営しているお店についてはウェブがある

(<http://www.kathieleegifford.com/> アクセス日 2004/09/14)。

(21)<http://www.sweatshopwatch.org/swatch/industry/> (アクセス日 2004/09/05)

(22)<http://www.lionapparel.com/>

(23)<http://womenshistory.about.com/news/feature/1999/05/boal.tml> (アクセス日 2004/09/04)

lxxxiii ロイック・ヴァカン『貧困という監獄』(新曜社、2008年)

lxxxiv ロイック・ヴァカン、前掲書 31 頁

lxxxv 前掲『資本論』第 24 章「いわゆる本源的蓄積②」

lxxxvi マルクス『共産党宣言』(岩波文庫、1971年)

lxxxvii ミシェル・チョスドフスキー(郭洋氏訳)『貧困の世界化』(つげ書房新社、1999年、4頁)は、IMFの要求する「構造調整」と「市場開放」が「1980年代初期の債務危機以来、資本は国家制度の瓦解と経済的国境破壊、数百万に上る貧困層の量産に帰結されたマクロ経済政策を通して、最大利潤の追求という自己目的を実現させてきた」とのべている。資本が世界銀行やIMFといった国際的機関を利用して世界的規模で最大利潤の追求という自己目的を実現させてきた経過が詳説されている。

lxxxviii 山口重克氏『現実経済論の諸問題』（御茶ノ水書房、2008年、280頁）

lxxxix Record Number Americans, Or 46.3 Million, Lived In Poverty Last Year; 49.9 Million Without Health Insurance

Upper-Income Americans' Economic Confidence Shaken

xc 堤未果氏『ルポ 貧困大国アメリカ』（岩波新書、2008年）、同『沈みゆく大国 アメリカ』（集英社新書、2014年）、小林由美氏『超・格差社会 アメリカの真実』（日経BP社、2006年）、バーバラ・エーレンライク『ニッケル・アンド・ダイヤモンド』（東洋経済新報社、2006）などは、現代アメリカの抱える貧困や格差、失業という病を鋭く描いている。

xcii以下の記述は、労働政策研究・研修機構の「フランスの地域格差」『フォーカス：地域格差と地域雇用』2007年1月からの引用である。

xciii フランスにおいて、郊外問題が社会的・政治的な問題として認識され始めたのは、1970年代後半のことである。オイルショック後の景気の低迷を背景に、就労を目的とする移民の受け入れは停止したものの家族の呼び寄せは認めていたため、「職のない」多くの移民が大都市郊外の低所得者用集合住宅に定着するようになったのが始まりとされる。以後、こうした郊外では、失業者があふれ、その結果、治安が更に悪化する——という悪循環に陥っていった。この悪循環こそが現在のフランスが抱える「郊外問題」であり、政府は都市政策において「考慮すべき地域」として、1996年、(1)問題の生じやすい都市地域（ZUS）(2)都市再活性地域（ZRU）(3)都市免税区域（ZFU）——の3レベルを設定した。

xciiii 2005年秋の暴動後、2006年3月9日に国会で成立し、同年4月2日に公布された。なお、同法にはCPE（初回雇用契約）が盛り込まれていたが、若者や労組らの猛反発に会い、同法成立後にCPEについては修正が加えられ、公布された。

xcv 機会均等法では、従業員数50人以上の企業に匿名履歴書（名前や住所、年齢、性別などを記入しない履歴書が想定されている）を義務付けることが規定されていた。しかし、この匿名履歴書の導入に関しては、シラク大統領が暴動後に即導入の意向を示していたのに対し、政府は「労使交渉で導入を決定すべき」であるとして、当初から消極的であった。ラルシェ雇用担当大臣は、「何か良いところがあれば、導入する」と述べ、大手保険会社のアクサや自動車大手のプジョー・シトロエンなどで既に実施されている状況を精査してみたのとのかを明らかにしていた。今回の導入先送りの決定は、経営者の反対によるものとされる。ラ・トリビューヌ誌が2006年10月23日に報じた世論調査によると、中小企業の経営者の55%が匿名履歴書を導入したくないと回答しており、40%のみが導入に前向きな意向を示している。この調査は、法律で規定された従業員数50人以上の企業の経営者を対象としたものではないが、匿名履歴書に対する経営者の抵抗感がうかがえる。このように、フランスの郊外問題は、様々な要素が絡み複雑化しているため、単純に地域間の格差と一言で片付けることはできない。暴動を機に表面化したこの問題を、政府はどのように対処していくのか注目される。

xcvi 例えば、家政婦の仕事を探しているマリ出身の51歳の女性は、「（雇用主は）白人しか探していない」と主張し、また、4年来、職を探しているアルジェリア生まれでフランス国籍を取得した女性は、履歴書を送っても全く反応がなく、「これは名前からくる人種差別（名前でアラブ系と判断できるため）」とインタビューに答えている。

xcvii トマ・ピケティ（山形浩生氏他訳）『21世紀の資本』（みすず書房、2014年）が、富の格差を、歴史的データを駆使して実証した点は評価できる。

xcviii 湯浅誠氏『貧困襲来』（山吹書店、2007年）同『反貧困』（岩波書店、2008年）、中野麻美氏『労働ダンピング』（岩波新書、2006年）、駒村康平氏『大貧困社会』（角川新書、2009年）、雨宮処凛氏『プレカリアートの憂鬱』（講談社、2009年）などは、日本における貧困の実態を鋭く捉えている。そして、雨宮処凛氏『プレカリアートの憂鬱』（講談社、2009年、序言）が指摘しているように、「特に若年層の生活・雇用の不安定化・貧困化は先進国

共通」の現象である。

xcviii 伍賀 一道氏『「非正規大国」日本の雇用と労働』(新日本出版社、2014年)は非正規雇用が増加してきた歴史的な背景と主要国との比較を通して、日本の雇用の問題点を浮き彫りにしている。現代日本の非正規雇用の拡大や正社員の過剰労働の実態は、マルクスの資本論で指摘された当時のイギリスに酷似していることが再々指摘されている。筆者は労働市場の規制緩和や構造改革によって雇用の弾力化が進み、労働力浪費型雇用状況にますます拍車がかかっているとして懸念を示している。これらの問題への対策は、なんといても欧米では一般的な「同一労働同一賃金」の原則であり、教員や銀行員、公務員まで非正規労働者が増えつつある今、この国は持続可能な社会とは言えない。非正規大国から、人間の尊厳にふさわしい雇用と働き方を大切にする社会への転換を図るべきであると主張している。政府はアベノミクス効果による就業者数や有効求人倍率等の指数向上をもって雇用の改善を声高に謳っているが、それが非正規社員のみならず正規社員も含めた働き方・働かせ方の質の劣化と労働者の健康と命、生活の犠牲による貧富の差の拡大、労働者の貧困化、不安定雇用化の連鎖であることを警告している。

xcix NHK「女性の貧困」取材班『女性たちの貧困 “新たな連鎖”の衝撃』(幻冬舎、2014年)、鈴木 大介氏『最貧困女子』(幻冬舎新書、2014年)、鈴木大介氏『最貧困シングルマザー』(朝日文庫、2015年)などを参照されたし。

c ILO GLOBAL EMPLOYMENT TRENDS 2011. によると、高い失業率と所得格差の拡大は、新興経済諸国・途上諸国のみならず、先進諸国にも現れている世界共通の現象である。

ci 「Technology and jobs Coming to an office near you」The Economist Jan 18th 2014

cii マルクス「資本主義的蓄積の一般的法則」(『資本論』岩波文庫、1969年)、第23章

ciii 小幡氏前掲書 109 頁

civ 同 11 頁

cv 同 11 頁

参考文献

- 小幡道昭氏『マルクス経済学方法論批判—変容論的アプローチ』(御茶の水書房、2012年)
宇野弘蔵氏『経済学方法論』(宇野弘蔵著作集第九巻、岩波書店、1974年)、同氏『経済政策論 改訂版』(宇野弘蔵著作集第七巻、岩波書店、1974年)、
山口重克氏『類型論の諸問題』(御茶の水書房、2006年)、同氏『現実経済論の諸問題』(お茶の水書房、2008年) 同氏『経済原論講義』(東京大学出版会、1985年) 同氏編『市場システムの理論』(お茶の水書房、1992年)
伊藤誠氏『逆流する資本主義』(東洋経済新報社、1990年)
鈴木 鴻一氏『マルクス経済学』(弘文堂、1955年)
馬渡尚憲氏(編集代表)『現代の資本主義』(御茶の水書房、1992年)
山田鋭夫氏『20世紀資本主義』(有斐閣、1994年)
橋本寿朗氏編『20世紀資本主義 I』(東京大学出版会 1995年)
工藤章氏編『20世紀資本主義 II』(東京大学出版会、1995年)
柴垣和夫氏『現代資本主義の論理』(日本経済評論社、1997年)
馬場宏二氏『新資本主義論』(名古屋大学出版会、1997年)
北原勇・伊藤誠・山田鋭夫氏『現代資本主義をどう視るか』(青木書店、1997年)
東京大学社会科学研究所編『20世紀システム1～6』(東京大学出版会、1998年)
横川信治・野口真・伊藤誠氏編『進化する資本主義』(日本評論社、1999年)

-
- 松田正彦氏『市場の不確実性と資本のシステム』（ナカニシヤ出版、2002年）
レーニン『帝国主義論』（大月書店 国民文庫、1952年）
小林由美氏『超・格差社会 アメリカの真実』（日経BP社、2006年）
湯浅誠氏『貧困襲来』（山吹書店、2007年）
バーバラ・エーレンライク（曾田 和子氏訳）『ニッケル・アンド・ダイヤモンド』（東洋経済新報社、2006（朝日新聞出版、2013年）
毎日新聞社社会部『縦並び社会』（毎日新聞社、2006年）
湯浅誠氏『反貧困』（岩波書店、2008年）
岩田正美『現代の貧困』（ちくま新書、筑摩書房、2007年）
ヒュー・シンクレア氏（大田直子氏訳）『世界は貧困を食いものにしている』（朝日新聞出版、2013年）
ロイック・ヴァカン『貧困という監獄』（新曜社、2008年）
S.ストレンジ（小林襄治訳）『カジノ資本主義』（岩波書店、1988年）
S.ストレンジ（櫻井公人・櫻井純理・高嶋正晴氏訳）『マッド・マネー』（1999年、岩波書店）。
R.ハイルブローナー（中村達也・吉田利子氏訳）『二十一世紀の資本主義』（ダイヤモンド社、1993年）
L.サロー（山岡洋一・仁平和夫氏訳）『資本主義の未来』（TBSブリタニカ、1996年）
G.ソロス（大原進氏訳）『グローバル資本主義の危機』（日本経済新聞社、1999年）
E.ルトワク（山岡洋一氏訳）『ターボ資本主義』（TBSブリタニカ、1999年）

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

(第2期第16号 - 通巻第28号 - 2)

発行：2015年7月27日

投稿論文2

柴崎慎也

(東京大学大学院 shibasakishinya@gmail.com)

商業資本論の展開

—清水真志著「もう一つの商業資本論」の射程—

『宇野理論を現代にどう活かすか WorkingPaperSeries』

2-16-2

http://www.unotheory.org/news_II_16

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

事務局：東京都練馬区豊玉上1-26-1 武蔵大学 横川信治

電話：03-5984-3764 Fax：03-3991-1198

E-mail: contact@unotheory.org

ホームページ <http://www.unotheory.org>

商業資本論の展開

——清水真志著「もう一つの商業資本論」の射程——

柴崎 慎也

目次

はじめに

1. 「もう一つの商業資本論」のポイント
2. 商人資本像をめぐって（清水論文——第1節）
3. 商業機構の二重構造論をめぐって（第2節第1項）
4. 商業機構による多型化をめぐって
 - 4.1 商業機構による生産過程の変革をめぐって（第2節第2・3項）
 - 4.2 産業資本の二類型をめぐって（第3節第1項）
 - 4.3 労働市場像をめぐって（第3節第2項）
5. 分化・発生論をめぐって（第4節）
6. 商業資本の「外的独立性」をめぐって（第5節）

おわりに

はじめに

本稿は、清水真志著「もう一つの商業資本論——「商人資本に関する歴史的事実」を手掛かりとして——」（専修経済学論集，2013・14年）の解説および検討を主たる課題としている。前著（清水[2006]）から10年足らずのうちに発表された本論文（以下、清水論文は引用を除き「本論文」と表記し、「本稿」と区別する）は、その標題に掲げられている「もう一つ」というキーワードに象徴されるように、これまでの商業資本論のフレームワークそのものの解体を企図していると受け取ることのできる、前著に増して刺激的な論点が多数詰め込まれた、現時点における著者の商業資本論の到達点を示している。そこで開示されている議論は、縦横無尽と形容しうるほど非常に多岐にわたっており、しかもその何れもが商業資本論、ひいては原理論体系の核心を抉り出すほどの鋭利性を兼備しているため、筆者は未だ多くの点で十分な咀嚼を果たせておらず、多数の解説ならぬ誤読、見当違いの検討の愚を犯してしまっていることは率直に言って否定しえない。清水氏にはあらかじめご寛容のほどお願いしておきたい。

尚、本稿が課題とする解説および検討のうちには、本論文の要約の作業は含まれていない。要約であれば、本論文の各巻の冒頭および「結語」（1）に、著者の手によってなされたものを参照されたい。本稿の目的はあくまで本論文を筆者の視点から読み解くことにあり、そしてまた広く検討されるべき重要な論点を本論文から引出し、それをこれからの原理論の議論の俎上に載せることにある。この目的を多少なりとも果たすため、本稿ではその各節において、対象となる本論文の各節における議論のポイントをそれぞれ3点ほど示す作業を行い、それを通じて論点を探っていくというスタイルを基本的にとっている。ただし、これらのポイントおよび論点もまた、筆者の偏狭な学識ないし視野から捉えることのできた限りでのものにすぎず、必ずしも本論文の重要な提起のすべてを網羅するものではないことはあらかじめ断っておく。

1. 「もう一つの商業資本論」のポイント

はじめに、本論文の各節ないし個々の論点に踏み入るに先立って、「もう一つの商業資本論」を読み解く際のポイントを大きく3点ほど示しておきたい。第1のポイントは、『資本論』第3巻第4篇第20章「商人資本に関する歴史的事実」を、なによりも「商業資本論の問題」(1:43頁)¹⁾として取り上げた点にある。従来この第20章は、第4篇の補論的な位置づけの章として、それも理論の問題というよりは、標題そのままに歴史的事実に関する記述が綴られている章として概ね解釈されてきたためであろう、商業資本論研究の題材としては正面から議論されることなく、長い間放置されてきたといつてよい²⁾。

またこの章のみならず、『資本論』全体にまで射程を延ばしてみると、主として歴史的記述の部分として取り扱われ、理論の問題としては多少なりとも少なく見積もられてきた箇所は他にも見出すことができる。例えば、本論文でも取り上げられている第1巻第4篇第13章「機械と大工業」、第7篇第24章「いわゆる本源的蓄積」などがその筆頭として挙げられよう。そればかりではない。これまで多くの論者によって取り上げられてきた章にあっても、そのほとんどにおいて黙殺されてきた記述は意外なほどに多い。これらの章ないし記述に理論の立場から照明をあてる本論文の試みは、したがって、従来意図的かどうかは別にしても、不用意に削ぎ落とされてきた『資本論』における重要な記述ないし示唆を汲み取ることに繋がることはもちろんのこと、これまでとは異なる「これからの『資本論』の読み方」、あるいは理論書としての新たな向き合い方を提示するものとして、棹差すべき画期的な試みであるといえよう³⁾。

以下で述べるように、本論文の議論には、このような『資本論』に対する独自のスタンスが色濃く反映している。ここでの議論をつかむためには、したがって、これまで脈々と先達から受け継がれてきたオーソドックスな『資本論』の読み方をひとまず脇に置き、本論文と同じ地平あるいは同じ角度から『資本論』を眺望する必要がある。この新たに開けた視界から『資本論』が織り成す世界をどのように展望できるか、そしてこの展望から如何にしてこれまで取り残されてきた論点が拾い上げられ、また如何にしてそれらの諸論点が商業資本論ないし市場機構論、ひいては原理論体系に昇華させられているのか、本論文を読み進める際のポイントのひとつは、こうした「これからの『資本論』の読み方」、次に述べるように、いわば「もう一つ」の『資本論』の読み方の中にあるといつてよいであろう。

第2のポイントは、本論文のタイトルとして高らかに掲げられている「もう一つ」というキーワードにある。この標題には、「マルクスには、広狭二義の商業資本論があった」という視角を基礎に、従来の「狭義の商業資本」に収まりきらない「広義の商業資本」を打ち立てんとする(3:83頁)、言い換えると、「現行の商業資本論の枠組みの狭さ」(1:43頁)を打開し「理論像の拡張」(3:77頁)を図らんとする、本論文の従來說に対する徹底した批判的スタンスが刻印されている。

こうした「もう一つ」の理論像を打ち立てる作業は、本論文ではまず「もう一つ」の商人資本像を切り出すことから着手されている。ここでは、マルクスが示した資本主義的生産様式への三つの移行の方法のうち、「資本主義的生産の発展が進むにつれて商業資本が産業資本に従属していく」という単線的な歴史法則と相補的である「産業家が商人になる」という通説的な道筋理解に対して、排除された残りの道、つまり「商人が直接に産業家になる」あるいは「商人が小親方を自分の仲買人にするか、または直接に独立生産者から買い入れる」という道が、「資本主義的な商業機構の下にあっても再現可能性をもつ」(1:59頁)ことが示される。「産業によって変革される商業ないし商人資本像」に対して、「産業を絶えず変革する」という「もう一つ」の商人資本像が立てられるわけである。

ここでみられるような、従来の理論像に対して「もう一つ」の理論像を対峙させる試みは、本論文の随所に散りばめられている。目につくものを一通りあげておくと、①単一同種の商業資本の集合体としての商業機構に対する中核部分と周縁部分との二重構造をもつ組織体としての商業機構の設営(2:22-25頁、3:51頁)、②「商業資本の個体的な発生」に対する「商業機構の体系的な発生」の同時性(2:23-24頁)、③商業資本の産業資本への「内的依存性」の強調に対するその相対化および「外的独立性」の

強調（2:25 頁，3:61-63,77 頁）、④「機械制大工業型」に傾斜した資本主義的生産様式に対する「マニファクチュア型」の生産様式の存在の指摘（2:33-37 頁，3:62 頁）、⑤「機械制大工業型の硬直的な労働編成」に対する「商業資本型・銀行資本型の柔軟な労働編成」ないし「等級制的な労働編成」の明示（2:37,43 頁）⑥生産過程を自力でセットアップする「内発転化型」の産業資本に対する「外発転化型」の産業資本の構築（2:38-43 頁）、⑦労働力の商品化における通常の「内発型の商品化」に対する「外発型の商品化」の掘り起し（2:43-46 頁）、⑧「フラットな労働市場」に対する「セグメント化された労働市場」の設営（2:32 頁）、⑨「分化＝発生論」およびその方法と結びついた商業資本の発生母体の同一性に対する「もう一つの発生論」＝「発生＝行動論」および商業資本の発生母体の非同一性の提起（3:51-59 頁）、⑩「内的依存性」のみを重視する商業利潤の取得根拠および源泉の単一的把握に対する「外的独立性」を反映した「商業利潤の二重性」の摘出（3:61 頁）——これらの点をひとまず指摘することができる。これまでの単一の理論像に対して、まさしく「もう一つ」の理論像が対置されているのである。

ただし「もう一つ」といっても、それは一つの純粋な理論像が単に複数になったというようなことを意味するわけではない。ここで示されているのは、従来説を一つの極であるとすれば、その対極をなす「もう一つ」の極としての理論像である。従來說一極のもとで、純粋資本主義の名のもとに仕舞いこまれてしまっていた可能性としての理論像の束は、「もう一つ」の極が与えられることによって、その二極の間にこれまで言及すらされることのなかったいくつもの新たな理論像を結ぶ。「多型性」あるいは「異種混合性」という本論文のコアとなるようなキーワード、あるいは特に「結語」において執拗に用いられている「変容」というキーワードは、この二極間においてはじめて、その語がもつべき内容を獲得・回収されることになるのであろう。

第3のポイントは、いわば「組織論的観点」を大幅に原理論にもち込んでいる点にある⁵⁾。組織という語は、概して、商業組織あるいは銀行間組織というように個別資本間の関係性（資本間組織）をあらわす場合と、経営組織あるいは労働組織というように個別資本内部の統合性（資本内組織）をあらわす場合とがあるが、ここでいう「組織論的観点」とはひとまず前者の場合における組織——資本間組織を指すものである。これは近年あらわれた、商業資本と産業資本との継続的な取引関係——清水の用語では「期間契約的な取引関係」（2:23 頁）——の構築を一つの軸に、個体としての商業資本にとどまらず組織体としての商業機構をも問題として扱う、宇野学派における商業資本論の新たな潮流全般を指すものとしてここでは使用している⁶⁾。著者はこの潮流の急先鋒として、すでに前著（清水[2006]）において、本論文の筋にも大きく関わることになる商業機構の二重構造、リース市場の編成、商業資本間の再販売ネットワークなど、従来の商業資本論の主題に収まりきれない数々の問題を提起しており、組織論的観点の原理論への導入をこれまでも強く推し進めてきている。本論文においてもこの観点は一貫して維持されており、むしろ「商業機構ないし商人機構の本源的な組織性」（1:62 頁）や「商業資本の個体的な発生と商業機構の体系的な発生」の「同時的かつ相互媒介的」な進行（2:24 頁，3:79 頁）、労働市場の「組織者」としての商業資本（2:44-45 頁）などの主張をみる限り、これまでも増して組織論的観点の原理論に占める重要性が唱えられているとも言うる。

ただし、本論文におけるポイントは、こうした流通部面における組織性に必ずしも限定されるわけではない。一定の組織化を遂げた商業機構が「産業資本間の社会的分業の編成そのもの、生産過程の構成そのものに変化をもたらす」ことや（2:26 頁）、商業資本が「事実上の産業オルガナイザー」として生産部面における組織化の旗振り役の機能をはたすこと（2:30 頁）、あるいは商業資本が「内発転化型の産業資本と外発転化型の産業資本」や「機械制大工業型の産業資本とマニファクチュア型の産業資本」などが共存するような「産業機構の異種混合性」を商業機構の組織化をつうじて醸成していく側面など（3:62-63 頁）、商業機構が産業機構を、あるいは反対に産業機構が商業機構を変革・組織していく、そうした流通と生産の両部面にわたって繰り広げられる市場機構の組織化の原理論体系に与えるインパクトこそが、本論文の主要な軸をなす組織論的観点の真のポイントであるとみうる。

そればかりではない。産業資本からの商業資本の自立化・独立化の程度は、商業機構の組織化の程度に応じて異なるという視角や（2:24 頁）、あるいは「企業間分業関係の組織パターンの変化は、企業内分業関係の組織パターンにも一定の反作用を及ぼす」（2:36 頁）という視角に表わされていることから分かるように、資本間組織の機構としての組織化の度合いや変化の仕方が、資本の内部組織のあり方に連動するという点に議論が及んでいることは、組織論的観点の本来的射程が複数の個別資本間の関連性・組織性を追究することにとどまるものでないことを示している。商業資本と産業資本との「期間契約的な取引関係」の構築から開始された著者における組織論的観点の導入は、ここにおいて市場機構から個別資本までを、言い換えると、資本間組織から資本内組織までを一貫して組織として把握し議論の対象とする、いわば広義の組織論的観点へと進化を遂げている。本論文を読解するうえで、こうした組織論的観点がどのように貫徹されているのかという点に注視することは、上記のポイントと併せて必須の作業であるといえよう。

2. 商人資本像をめぐって（本論文第 1 節）

前述したように、本論文における「もう一つ」の商業資本論を打ち立てる作業は、商業資本との論理的区別をとりわけ強調してきたこれまでの原理論研究によってあまりに遠ざかってしまった感のある商人資本に、「もう一つ」の理論像を与えることから着手されている。現状の商業資本像を刷新する道は、研究史の奥深く仕舞われた商人資本像の変革にまで手を付けなければならないほど、根の深い問題群が山積している難路であるということになる。ここではひとまず、本論文の第 1 節「商人資本に関する歴史的事実」をめぐってにおいて展開されている議論を、①「もう一つ」の商人資本像が立てられなければならないのは如何なる理由からであるのか、②「もう一つ」の商人資本像とは如何なる理論像であるのか、③「もう一つ」の商人資本像はどのように「もう一つ」の商業資本像に連絡されているのか——これらの点を中心に整理することから論を起すこととする。

本論文が従来の商業資本像の刷新に直接的に向かうのではなく、なによりもまず従来の商人資本像の刷新に着手する背景には、ひとつに、後に第 6 節で再び述べるように、『資本論』第 3 巻「第 20 章の商人資本像を反転させることで第 19 章までの商業資本像が設定されていたのではないか」（3:68 頁）との見方、言い換えると、「産業資本に支配される「召使」という商業資本像」は、「商品生産者を支配する「主人」という商人資本像」の「否定」として描出されているのではないかという推論および批判的視角がある（3:68-69 頁）⁷——尚、この推論および批判的視角のさらに背後には、後述するように、こうした「否定」の論理を許したマルクスの重商主義学説に対する不当とも言える評価への異議申し立てがある——。そしてまたひとつに、このような「商品生産者を支配する「主人」という商人資本像」の内実は、商品流通に対する「外来性ないし寄生性」（1:63 頁）および「個人資本的性格」（1:61 頁）の過度なる強調のもとに描かれた商人資本像であり、またそうした商人資本像であるがゆえに資本主義的生産様式への移行期において「真に革命的な道」を「産業家が商人になる」という道に譲らなければならないという見方があることを指摘することができる（1:56 頁）。したがって、これらの推論ないし見方に従えば、従来の商人資本像の商品流通に対する外来性・寄生性ないし個人資本的性格を相対化し、「商人が産業家になる」あるいは「商業が産業を変革する」という側面を掘り起こすことが、産業資本に従属するという現状における商業資本像の再編につながることになる。

ここから描かれる「もう一つ」の商人資本像は、第 1 に「物質代謝的な商品流通」（1:63 頁）およびそこにもち込まれる商品自体を所与の前提として受け入れる外来的・寄生的性格を強くもつ商人資本像とは対極の、「発達した商品流通すなわち商業」（1:64 頁）それ自体を醸成・組織し、産業を絶えず変革していく活力に満ちた商人資本像である。そして、第 2 に「あたかも商人の個人経営ないし同族経営で成り立つ旧式な企業」（1:61 頁）あるいは「自らの足で実地に市場を歩き回る行商人」（1:62 頁）と

いった個人資本的性格の色濃い商人資本像とは対極の、「広域的な交易ネットワーク」を張り巡らすことに加え、資金融通関係によって資産を集中・集積し「商業民族」としての集団的行動」に打って出る、本源的に組織性をそなえた商人資本像である（1:65 頁）⁸⁹⁾。

こうして導出された「もう一つ」の商人資本像は、以下の点において資本主義的な商業機構のもとに連絡されている。第1に、「もう一つ」の新たな商人資本像は、資本主義的生産様式への移行期において従来の商人資本像同様に消失してしまうのではなく、「資本主義的生産様式の下でも生き残っている」という意味において「最も古い」（2:26 頁）存在様式として、商人資本に資本主義的な商業機構の一翼を形成させるという論理に繋がっている¹⁰⁾。このことを違う角度から言い直すと、新たに立てられた商人資本像は、商業資本を「商人資本の否定」として描出する手法を無効化することによって、「商人資本から商業資本への転化という歴史的系譜の連続性」（3:68 頁）¹¹⁾を原理的な商業機構のもとで再現させることに寄与しているのである——この点については第5節で詳論する——。

第2に、新たな商人資本像は、資本主義的な商業機構にその一部として積極的に取り込まれる「商人資本的な要因」（2:26 頁）それ自体を刷新することによって、商業資本の産業資本に対する、あるいは商業機構の産業機構に対する相対的な独立性を高める方向に作用する。このことは第1の点と同様、「商業機構の異種混合性」（3:48 頁）を原理論において明確にする方向に作用するうえ、商業資本の産業資本に対する「外的独立性」を、あるいは「市場機構を起点として生じる資本主義的生産様式の変化」（3:75 頁）を原理論において正面から論じることの重要性を示唆している——この点については第4節および第6節で詳論する——。

そして第3に、本源的に組織性をもち「商業民族」として群をなして行動するとされる新たな商人資本像は、「商業資本に関してもある程度まで当て嵌ま」とされることから分かるように（3:79 頁）、資本主義的な商業機構に商人機構と同様の組織性を付与することに結実している——この点については第3節、第4節第1項および第6節で詳論する——。

3. 商業機構の二重構造論をめぐって（本論文第2節第1項）

[1] すでに述べたように、本論文では、前著（清水[2006]）において提起された「商業機構の二重構造」論が、第2節第1項「商業機構の二重構造」の冒頭において再度論じられている。ただし、これを単なる再論であると見做すことは早計に失する。むしろ第1に、本論文の主要な検討対象である『資本論』第3巻第4篇第20章「商人資本に関する歴史的事実」に議論の手掛かりを求める意義が「商業資本の原理的な多型性を浮き彫りにする」点にあり、そのためにはまず商業機構を「いわば二重構造をもった立体的な組織体として押さえる必要が出てくる」とされていること（2:22-23 頁）、また第2に、本論文で新たに提示されている「もう一つ」の原理像が、筆者のみる限りではあるが、おそらく「商業機構の二重構造」論との整合性に対する強い意識のもとで構成されていることに鑑みるに、本論文では「商業機構の二重構造」論が前著より時を経てさらなる彫琢を施されることを通じて、あらためて商業資本論のコアに据える試みがなされているとも捉えられる。では以下、論点ないし疑問点の抽出にかかわる範囲においてのみ、「商業機構の二重構造」論＝「もう一つ」の商業機構論のポイントを素描しておこう。

第1のポイントは、中核と周縁という二重構造が、ひとまず対産業資本の関係において導出されていることにある¹²⁾¹³⁾。これには後節において取り上げることになる、いわゆる分化・発生論的方法が深くかかわってしよう。このような方法論をそれほど強く意識しないような原理論以外の分野、例えば流通経済論やマーケティング論といった分野に、仮に「商業機構の二重構造」論なるものがあるとすれば、おそらくそれは卸売と小売の段階分化の議論や、同様のことであるが消費財と産業財という取扱商品の類型にしたがって構造化されるような、対最終消費者との関係を主軸とする「商業機構の二重構造」論が

予想される。『資本論』における「商品資本の自立化」論に慣れ親しんできた者にとっては、商業資本論自体が対産業資本との関係で展開されるということはあたかも自明のことに思われるかもしれないが、これ自体、分化・発生論という傍目には特異な方法論に基づいているということは強く意識されてよい。

ともあれ、対産業資本との関係における二重構造論であるということは、商業と産業、あるいは流通と生産との接合点に議論は向かうことになる。本論文が「商業資本によって産業資本にもたらされる変化」、あるいは「市場機構を起点として生じる資本主義的生産様式の変化」といった流通と生産の接合面に入念なる分析を向けていることも、ゆえなきことではないのである(3:75頁)。これに対し、対最終消費者との関係を重視する理論であれば、そこでの議論は基本的に流通部に集中することが予想される。商品が最終消費者に届くまでの流通経路や販売促進方法などを模索するマーケティング4P、あるいは消費者行動の分析やそれを踏まえた競争戦略などが主たる議論とされる所以である。

第2のポイントは、中核部分と周縁部分とが、それぞれ産業資本との「期間契約的な取引関係」と「単発的な取引関係」とに対応することにある(2:23頁)¹⁴。ただし、二重構造をこの区分にのみ落とし込んで把握することは、二重構造論の射程を見誤った、これもまた些か早計な判断となろう。本論文をみる限り、この区分は、少なくとも筆者の目には複雑に映る「二重構造」論を端的に示すための象徴的区分としても捉えうるのであって、むしろ中核部分と周縁部分とは、本論文において新たに披瀝された論点を含む複数の区分要素をもって多角的に把握されるべきものであろう。

ひとまず、本論文に認めうる中核部分と周縁部分との区分要素を、若干疑わしい要素も含め、管見において列挙しておく。①「産業資本との間に期間契約的な取引関係を結ぶタイプの商業資本」か「不定期に単発的な取引関係を結ぶタイプの商業資本」か(2:23頁)、②「市場情報の集積方法」による「フロー型とストック型、使い捨て型と貯め込み型」(同上)、③「産業資本からの商業利潤の分配に依存する度合い」の高低(2:24頁)、④「商業利潤の平均化を要請する度合い」の高低(同上)、⑤「商業機構全体としての安定的な価値増殖の根拠がなお確立していない状況」における発生可能性の有無ないし高低(2:25頁)、⑥「商業部門からの退出に際して受ける抵抗」の強弱(同上)、⑦「商業資本量の調整の弾力性」の高低(同上)、⑧「商人資本的な性格」の強弱ないし「産業資本にたいする「内的依存性」」の強弱(同上)、⑨産業資本に対して「新規の固定資本投資なり既存の固定資本の廃棄なりを伴う生産過程の連結パターンの変更」を促すか否か(2:30-31頁)、⑩「創業支援機能ないし資本創出機能」を発揮し、産業資本の「外発転化」にコミットするか否か(2:39-40頁)、⑪労働市場の組織者として、労働力の「外発型の「商品化」」に寄与するか否か(2:44:45頁)、⑫「銀行転化型と非銀行転化型との違い」(3:51頁)——以上のような区分要素が認められる。

ただし、これらの区分を強くとして、中核と周縁を形式的・二分法的に捉えることが「商業機構の二重構造」論本来の目的ではないであろう。これまでの単一構造の商業機構では、いわば未だ混ざった状態にあった商業資本の「多型化」あるいは商業機構の「変容」を惹起する因子は、中核部分と周縁部分とで構造化し、両者をいわば実験的に混ぜることによってはじめて検出可能となる。中核部分と周縁部分との「区分」という捉え方自体、この因子の発見に全力を注ぐ本論文の真意からは遠く隔たったものかもしれないのである。

第3のポイントは、「商人資本的な性格を強く残した商業資本、つまりもともと「内的依存性」の弱い商業資本」(2:25頁)が二重構造のとりわけ周縁部分に存在しているという見方にある。このような商業資本は、後に第5節でふれるように、おそらく「商人資本」あるいは「商人資本のような商品売買形式の資本」(3:52頁)から「変容＝発生」(3:60頁)した商業資本であると考えられるのであるが、このことについては一旦おいておくと、本論文においても述べられているように、「従来この種の商業資本は、資本主義以前から存在する商人資本の末裔ないし残党とみなされ、資本主義的な商業機構を論じる際には全面的に捨象されてきた」(2:25頁)とあってよいであろう。それが商人資本から「変容＝発生」したとするのであれば尚更である。

だが、このような商業資本に対して中核部分に棲息する商業資本は十分論じられてきたかといえば、決してそうとは言いきれない。産業資本に対する「内的依存性」が強いという側面のみをとれば、従来すでに論じられてきたと言えなくもないが、むしろ「期間契約的な取引関係」を産業資本との間に構築し、生産過程に強く関与するという側面をもつことからすると、中核部分の商業資本も周縁部分のそれと同様にこれまで「全面的に捨象されてきた」といってもよいであろう。中核と周縁との二重構造として商業機構を捉える本論文の視角自体、従来の議論にはない特異なものであるが、実際には中核と周縁それぞれに位置している商業資本自体も、従来の商業資本像とは一線を画す極めて特異な商業資本像である。「商業機構の二重構造」というフレーズは、その語感のキャッチーさゆえに、著者の描く商業資本論を象徴するものとして、宇野における「三段階論」同様、独り歩きしかねない危うさをもつように筆者には思われてならない。二重構造という目につきやすいフィールドだけでなく、そこにいるプレイヤーもこれまで「商業資本」と名付け呼ばれてきたプレイヤーとは大きく異なるものであることを、努々見落としてはならない。

[2] 以上、ひとまず本節における論点を提出しておこう。商業機構の二重構造は、ここでは基本的に産業資本との関係によって基礎づけられているものと考えられるが、この側面と同時に、商業機構の最終消費者に対する関係から商業機構あるいは資本主義的生産様式に考察をくわえていくことはできないかという、いわば注文である。おそらく「市場機構を起点として生じる資本主義的生産様式の変化」(3:75頁)を主題的に論じたものであるからであろう、本論文では商業と産業、流通と生産との接合面の解明に力点が置かれ、基本的にその観点から「二重構造をもった立体的な組織体」(2:23頁)としての商業機構が描出されている。この接合面に力点をおくこと自体には特に異論はない。しかし、そこに力点を置くこと自体に、最終消費者と商業機構ないし産業機構、消費と流通ないし生産との接合面の解明という要請が含まれることになるのではないか、どうか。

振り返って考えてみると、市場機構の最終消費者に対する関係は、これまでの市場機構論において正面から論じられてきたとは言いがたい。市場機構論の端緒では、通例まずもって産業資本——後述するように、この産業資本は諸市場機構が分化した後の「狭義の産業資本」とは異なり、商業資本、銀行資本、証券業資本の機能の因子を兼備する特殊理論的な「広義の産業資本」である——だけで構成されている舞台が措定されるが、そこでは当然存在するであろう最終消費者としての労働者ないし資本家という主体は表舞台にはほとんど顔を出すことなく、実質的に消去されているとも言える。

これはひとつには、先に述べたように、分化・発生論的方法が深くかかわってしよう。市場機構の対産業資本との関係の分析こそがこの方法の主眼である。またひとつには、宇野学派のコア概念にまで成長した感のある「流通の不確定性」の議論もかかわってしよう。流通過程、とりわけ販売過程における諸活動とその効果との間に技術的確定性がないという命題は、市場の機構化あるいは市場の無規律性などの重要な論点を明らかにしてきたが、同時にどのように、あるいは如何にして商品を最終消費者へと販売していくかといった、いわば販売戦略論的観点を導入することの妨げにもなる。利潤率最大化を追求する個別資本にとって最重要活動とも言う販売活動は、ときに「純粋な流通費用の支出」というわずか10文字の題目を並べることで片付けられてしまうことにもなるのである。

さらにひとつには、商業資本論と信用論の体系構成の順序の変更がかかわってしよう。周知のように、機構論的観点の必要性を唱える山口[1985]は、物神性論的観点を重視する宇野[1950・52]らに対し、商業資本論を信用論に先行させる体系構成を主張したのであるが、その際、宇野をはじめとする信用論の商業資本論に対する先行性を主張する論者が注目していた小売商としての商業資本像、つまり「商業資本の考察にあたっては産業資本家の直接の消費者に対する関係が先ず問題とせられなければならない」(宇野[1950・52]496頁)という点は、商業資本を「産業資本とそれにたいする本来の売手あるいは買手との間に入ってそれらの間の売買をいわば仲介する」(山口[1985]209頁)という、小売商・卸売商の区別なき資本として捉える視角によって一旦伏せられることとなった。そしてまた商業資本論先行型の体系構

成は、このように「直接の消費者」の存在を後景化させると同時に、信用論先行型が一方で、「商業資本の種々なる分業的専門化は問題とならない」（宇野[1950・52]496頁）としつつも、他方でこれについて「問題とならない」と付記しなければならなかった程度には商業組織の問題を意識していたという事実を覆い隠すものであった。体系構成の商業資本論先行型への再編は、議論を最終消費者および販売活動をひとまず伏せた流通と生産との接合面にむかわせると同時に、組織論的観点の芽をこの限りでは摘むことになったといえよう。

しかし、これまでの研究状況がどうであれ、最終消費者の欲望ないし欲求のあり方や購買過程におけるその行動様式、資本の最終消費者に対する販売活動のあり方などを原理的に明らかにする作業は、市場機構あるいは資本主義的生産様式の「多型性」または「変容」という事態を明らかにするうえで必須ではないか¹⁵⁾。安く買う、安くつくるという活動も、販売がなされてはじめて利潤のかたちで成就する。商品にとっての価値実現が極めて困難な過程として描かれるのであれば、それを担う個別資本にとって販売活動は、いわば市場における生存権をめぐる活動ともなろう。この活動において、最終消費者はそれを成就させることのできる唯一のキーマンである。したがって、消費者が如何なる商品を求めているのか、どのような購買活動を行っているのかといった、市場調査を踏まえたうえでの消費ないし欲望・欲求の構造化は、資本の活動において最重要項目ともなろう。そしてここから翻って、消費者に如何なる商品を求めさせるか、如何にして購買に踏み切らせるかといった、取扱商品や流通経路あるいは販売促進方法などにかかわる活動も派生することになる。こうした一連の活動プロセスのなかで、「転売ネットワーク」（2:24頁）や二重構造の商業機構などをはじめとする、市場機構の「組織化」という事態も進行するであろう。

そればかりではない。販売活動は、如何なる商品を生産するか、あるいは如何なる商品を生産させるか、さらには如何にして商品を生産していくかといった、生産部面への浸透を必然化させる。本論文で論じられている、商業資本による「生産過程の連結パターン」の組み替えや（2:28頁）、「産業資本の生産する商品種自体」の「変化」（2:29頁）などの資本主義的生産様式の「多型化」あるいは「変容」という事態を惹起する因子は、この点からすると、最終消費者に対する資本の販売活動のうちにも存在するとも言うるのではないだろうか。

これ以上の論述は控えるが、本論文においても実際には、「見込み生産型の産業資本と受注生産型の産業資本」（3:62頁）、あるいは「あえて未完成の状態の商品を出荷して、納品先で最終工程を行う」（3:81頁）など、明らかに消費を睨んで為されたと考えられる論理構成が散見されるうえ、ずばり「最終消費者」（3:63,64,95頁）という語自体も少なからず登場する。くわえて、これまでも清水[2007a][2007b]等の諸論稿において、消費者の欲望のあり方や資本の販売活動に対する詳細な検討が行われていることからすると、ここでの注文は釈迦に説法、そして筆者の単なる無い物ねだりということになろうか¹⁶⁾。

4. 商業機構による多型化をめぐって

本節では、主に本論文の第2節第2項から第3節第2項までの範囲を対象に、前節でみた「商業機構の二重構造」論に投影された「もう一つ」の商業機構がどのように、あるいは如何にして「産業資本間の社会的分業の編成そのもの、生産過程の構成そのものに変化をもたらす」のかという点についての検討を行っていく（2:26頁）。内容は大きく分けて3つ、[4.1]第2節第2・3項を対象とした商業機構による生産過程の変革について、[4.2]第3節第1項を対象とした産業資本の二類型について、[4.3]第3節第2項を対象とした労働市場像についてであり、それぞれの項目において前節同様、議論のポイントを示すことから論じていくこととする

4.1 商業機構による生産過程の変革をめぐって（本論文第2節第2・3項）

[1] すでにみたように、従来の商人資本像に対し「もう一つ」の商人資本像を立てる試みは、同時に従来の商業資本像に対し「もう一つ」の商業資本像を立てることへと繋がっていた。この新たな商業資本像は、「もう一つ」の商人資本像を立てることによって刷新された「商人資本的な要因」（2:26頁）をそのうちに取り込むことによって、流通・生産の両部面にわたる変革の槓桿となる。これまでの商業資本像が、資本主義的生産の部面には基本的に踏み入ることなく、また取扱商品そのものには手をくわえず、流通部面に特化して、機械制大工業を営む産業資本にとっての流通過程の不確定性による制約を解除する役割を果たすという意味において、いわば「正統な商業資本像」であるとすれば、ここで描かれる「もう一つ」の商業資本像は、むしろ流通を起点として資本主義的生産に積極的に関与し、取り扱う商品の種自体を変化させ「資本主義的生産様式の「多様度」」（3:77頁）を高めていく、正統な商業資本像には似ても似つかない、いわば「異端の商業資本像」である。前者の商業資本像が「商業資本」という単語の一方、「商業」の枠組みを堅持するものであるとすれば、「もう一つ」の商業資本像は他方の「資本」を強力に押し出すことによって「商業」の枠組みそのものを解体および拡張させていく。利潤を追い求める「資本」にとって「商業」＝「流通」の等式は、容易に「商業」≠「流通」の不等式へと反転する。「資本」が「商業」を変革する。「商業」は産業の変革へと向かうのである。

本論文ではこうした「商業」による産業の変革のあり方が、商業資本による生産過程の連結パターンの組み替えや、商業資本による人材派遣業ないしリース業の開設によって説明されている。すなわち、商業資本による生産過程の編集は、産業資本間の社会的分業ネットワークの固定性に流動化の変革をもたらすと同時に、「産業資本の生産する商品種自体」を「加工度の異なるさまざまな部品や半製品」など多様な種へと変化させていく（2:28-29頁）。また商業資本による人材派遣業あるいはリース業の開設は、労働力、固定資本といった長期間抱え込むことや、内実を把握することが時に困難にもなりうる商品を調達しやすい商品に変化させることによって、あるいは商品を「買う」ものから「借りる」ものへと変質させることによって、「企業間分業関係の組織パターン」に、例えば機械経営の、「家内労働やマニュファクチュアまでを「外業部」ないし「別軍」として組み込んだ「ネットワーク型の生産組織」への変容をはじめとする多様な変革をもたらす（2:34-36頁）。商業資本の生産部面に対する一連の関与は、資本主義的生産のあり方を多様化するとともに、それによって資本主義的生産の発展の方向性自体をも変化させる、つまり「資本主義的生産様式の「多様度」」を高めることになるのである。

ただし、資本主義的生産の多様性を生み出す因子は、なにも商業資本による産業の変革のうちのみ存在するというわけではない。このような因子は、資本主義的生産様式それ自体のうちにも胚胎する。資本主義的生産様式の基層をなす協業の構造には、単に「同じ労働場所」で働くことのほかに、「同じ生産過程」で働くといった、生産方法ないし生産組織の多様化を生み出しうる因子が埋め込まれているのである（2:35頁）。「機械経営の大工業が占める「同じ生産過程」の範囲は、関係者以外を閉め出した「同じ労働場所」の範囲を超えて、家内労働やマニュファクチュアまでを「外業部」ないし「別軍」として組み込んだ重層的な生産体系に拡張されうる」（同上）ということ、また「生産体系は、いわば内設型と外設型、組み込み型と外付け型という二つの拡張原理をもち、それらの原理を組み替えることでシステム全体の規模や輪郭を変えうる性格、すなわちネットワークとしての性格を有する」（2:36頁）ということも、多様化の因子を資本主義的生産様式がそのうちに本来的にもつからこそであろう。要するに生産の側からみれば、商業資本は資本主義的生産様式に胚胎する多様性を表面化させる役割を担うのである。

[2] では、商業による産業の変革のうち、人材派遣業とリース業については後節で取り上げることとして、以下では【図3】（2:29頁）および【図4】（2:30頁）を用いて説明されている、商業資本によ

る生産過程の連結パターンの組み替えについてみていこう¹⁷⁾。あらかじめ断っておくが、以下では、通例にあつてはおそらく戒めるべきとされるであろう、例図に対する強い読み込みの愚をあえて冒している。これは本稿が、単に本論文の要約をすることではなく、本論文の意図およびその背後にある意図せざる論理展開までを含めて提出されていると思しき論点を明確にし、それを議論の俎上に載せることにその目的をおいているからであるが、この目的に照らしてみても尚必要以上の読み込みがかけられている可能性は否定できない。本節に限られるわけではないが、とりわけ本節における以下の議論が、本論文の真意とかけ離れている可能性が高いものであることにはくれぐれも注意されたい。

ここでの議論の第1のポイントは、商業資本の関与によって「産業資本の生産する商品種自体」が「変化」ということ(2:29頁)、そしてそれによって「産業資本が外部から調達しうる商品の種類」が「豊富化」(2:28頁)するという点にある。このことを図で確認しておく、【図3】では、商業資本へと「転化」する「乙資本」がそれまで自身で抱えていた生産過程を川上と川下の産業資本に「分割して委譲」(2:28頁)することによって、それまで大局的にみて $W'(1) \cdot W'(2) \cdot W'(3)$ の3種類であった商品に $W'(1.5)$ が新たに加えられ、全体として4種類へと変化する¹⁸⁾。それまで $W'(1)$ を生産していた「甲部門」のある個別産業資本が、「乙資本」の働き掛けにより $P(d)$ を新たに生産過程に組み込むことによって、 $W'(1.5)$ へと自身の生産する商品種を変化させるのである。また【図4】では、商業資本による生産過程の編集ならびに外製化のサポートによって、それまでの $W'(d) \cdot W'(f)$ の2種類の商品に $W'(a+b)$ が新たに加わることとなる。ここでは、既述の「もう一つ」の商人資本像が「商品自体を「自分」に与えられた前提」として受け止め、これに寄生するだけの商人資本像(1:64頁)に対置させられたことと同様、生産部面へと触手を伸ばし新たな商品を生み出す力をもつ「もう一つ」の商業資本像が、「産業資本の生産する商品種自体」には何ら変化を及ぼすことのない従来型の商業資本像に対置させられている。要するに「もう一つ」の商業資本像とは、「商業が産業を変革する」という命題をまさに地で行く理論像なのである。

もっとも、商品種自体を変化させるということのみに囚われていては、この理論像の射程は捉えきれない。考えをめぐらすと、商品種を変化させ、新たな商品種を創出するという事は、同時に新たな商品市場を創出することであり、且つ新たな需要、さらに踏み込んでいえば、新たな商品に対し需要者が抱く欲求そのものをも創出することでもある。商業資本は、すでに市場で取引対象とされる商品への定型的な需要ないし欲求を刺激することだけでなく、未だ市場にない商品への潜在的・不定型的な需要ないし欲求を新たな商品をもって型づけてやることによって、それを資本主義の市場に特有の、貨幣発動を伴う顕在的・定型的な需要ないし欲求へと変化させる。需要ないし欲求を単に量的に拡大するだけでなく、このように質的にも拡大させていく側面にこそ、「商業」を生業とする商業「資本」の本領が発揮されるのである。また、こうした需要ないし欲求の質的拡大に伴って、既成の需要ないし欲求も当然その側圧を受け再度変形することが予想される。仮にこのような需要ないし欲求の質的拡大およびその絶えざる変形が市場の変容の一つの起点となるものであるならば、商品種自体に商業資本が及ぼす影響は、原理論を構築するうえで捨象不可能な一要素をなすといっても過言ではないであろう。

次に第2のポイントは、実質的に一産業資本が複数の商品種を生産しているとの想定に立っている点にある。【図3】をみてみると、うえで述べたように、 $P(a) \cdot P(b) \cdot P(c)$ の工程をもって $W'(1)$ を生産する「甲部門」のある個別産業資本は、 $P(d)$ の工程を新たに組み込むことによって $W'(1.5)$ という新たな商品の生産を行うことになるのであるが、 $W'(1)$ の生産自体が依然として他資本によって行われていることから分かるように、 $W'(1.5)$ を生産する「甲資本」は $P(a) \cdot P(b) \cdot P(c)$ の工程を自身で行うことによって、市場で商品として売買されている $W'(1)$ を内製化しているということができる。このことは「甲資本」が、 $P(a) \sim P(d)$ までの工程を行い $W'(1.5)$ として生産・販売できることを表わすと同時に、 $P(d)$ を経ずに $P(a) \sim P(c)$ までの工程で完成する $W'(1)$ を直接に生産・販売できる可能性をも表している。もっとも、この【図3】の限りでは、 $P(a) \cdot P(b)$ のそれぞれの生産工程のアウトプットが、商品として販売可能であるかどうかは判別できないが、いずれにせよ「甲資本」において事実上 $W'(1)$ と $W'(1.5)$ という複数の商品種が生

産されていることまでは指摘できよう。この点に関して【図4】ではさらに明確である。生産過程が商業資本によって編集された後の「甲」ならびに「丙」は、それぞれ $W'(d)$ 、 $W'(f)$ を生産・販売しつつも、同時にそれらの商品を生産するまでの全工程の途中でアウトプットとして出てくる $W'(a+b)$ をも他資本向けの商品として生産・販売している。【図3】同様、この図においても一産業資本が複数商品種の生産を行うという想定になっているわけである。

こうした想定、従来の議論に対する特異点をさらに明確にするため、ここで一旦、これまで原理論においては積極的に定義・使用されてこなかった用語ながらも、本論文においては用いられている「半製品」ないし「完成品」という用語についてみておこう。【図3】においては、「半製品」という用語が「甲資本」の生産する $W'(1.5)$ にあてられている。この「半製品」という用語の使い方が、 $W'(3)$ を「完成品」とみた場合における使い方であるとする、これは $W'(1.5)$ の買手となる $W'(3)$ を生産する「丙資本」からみた場合における、あるいは社会的分業体制を大局的見地から捉えた場合における「半製品」という語の用法であると考えられる。この用語が一般的にどのような定義を与えられているのか詳細は分からないが、一産業資本が複数商品種を生産しているという本論文の議論のポイントをさらに明確にするにあたって、それを生産し保有する個別資本の観点から半製品や完成品といった商品の区分を一旦押さえておく必要があるとの立場から、本稿ではこのような「半製品」の用法を採用しない。

ひとまず本稿では、一産業資本が抱える単一生産過程における全生産工程の途中でアウトプットとして出てくる販売可能かつ在庫として保有可能な商品のことを<半製品>と定義する。また、一産業資本の抱える単一生産過程における全生産工程をすべて経た後にアウトプットとして出てくる商品を<半製品>に対して<完成品>と定義する。くわえて、本論文には登場しないが、一産業資本の抱える単一生産過程における全生産工程の中途にあつて、未だ販売不可能かつ在庫としての保有不可能な状態にあるものを<仕掛品>と定義しておく¹⁹⁾。

したがってこの定義に則ると、【図3】において「乙資本が商業資本へ転化」した後に「甲資本」が生産することになる $W'(1.5)$ は<完成品>であり、また $P(a) \sim P(c)$ までの工程でアウトプットとして出てくる $W'(1)$ を「甲資本」が実際に販売するとすれば、「甲資本」にとってそれは<半製品>である——「甲資本」が $W'(1.5)$ の生産・販売のみを行う場合は、 $P(a) \sim P(c)$ までの工程でアウトプットとして出てくる $W'(1)$ は<半製品>ではなく<仕掛品>である²⁰⁾——。そして $P(a)$ の工程あるいは $P(a) \sim P(b)$ までの工程で出てくるアウトプットが未だ販売できない状態であればそれは<仕掛品>である。このことをより明確に【図4】でいうと、生産過程の編集後に「甲」が生産する $W'(d)$ は<完成品>であり、 $P(a) \sim P(b)$ までのアウトプットである $W'(a+b)$ は<半製品>である。また工程 $P(a)$ だけでは販売できる状態にないのであれば、そのアウトプットは<仕掛品>となる。

このような定義をもって従来の議論に対する本論文の議論のポイントをあらためて表すと、それは、「産業資本が<半製品>を生産している」というように表すことができよう。したがって、これを反転させてみれば、これまでの議論では産業資本は<半製品>を生産しないという想定、つまり産業資本は<完成品>のみを生産しており各工程のアウトプットは全て<仕掛品>の状態であるという想定であったことが分かる。いわゆる結合生産が議論される場合にも、一産業資本が生産するとされる複数の商品種とは、押し並べて全生産工程を経過した複数の<完成品>のことであったのではないか。おそらく<半製品>を原理論にもち込むことが本論文の目的ではないであろうが、商業資本によって生産過程の連結パターンが組み替えられるプロセスにおいてこれが事実上導入されていることは、本論文の描く「商業が産業を変革する」という絵図のうちに、第1のポイントとして述べた商品種の変化とは異なる意味での商品種の変化が事実上含まれていることを示している。「もう一つ」の商業資本の生産への関与は、商品の種を品種・加工度の縦横に拡散させることによって、資本主義的経済に元来具わる商品化作用を体現することになるのである。

第3のポイント、生産過程の連結パターンの組み替えにかかわる商業資本の背後に、「組織化された商業機構の存在」(2:31頁)がおかれている点にある。第1節において組織論的観点の導入を本論文

の一つのポイントとして指摘した際にも多少ふれたが、商業資本に対し商業機構ないし商業組織という枠組みからの基礎づけを与える本論文のスタンスは、従来の商業資本像に対する「もう一つ」の商業資本像の資本としての性格ないし行動様式に独自性を付与する契機となる。

振り返って考えてみると、宇野学派がこれまで推進してきた原理論研究における、いわゆる「資本一般説」的観点から「競争論」的観点への転回は、商業資本の性格ないし行動様式を相互に同質的なものから不均質的なものへと塗り替えてきたのであるが、他方でこの「商業資本間の不均質性」（3:49頁）が殊に強調されるに及んで、商業資本間にあらわれる個別的な性格ないし行動の違いも、概ねそれに起因するものとして処理されてきたように考えられる。言い換えると、個別の商業資本の性格ないし行動様式が、それぞれ互いに不均質であるということを基点に描出されるほど、この相互的な不均質性の一点に商業資本の性格ないし行動を規定する要素が絞り込まれていく関係があったとみうるのである。

これに対し、本論文における「もう一つ」の商業資本にとって相互的な不均質性は、その性格・行動様式に影響を与える一要素ではあるが、必ずしも唯一の要素ではない。ひとつは「商業機構の異種混合性」（3:48頁）の標語で表わされる発生源母体の相違によって、またひとつは「商業資本間の再販売ネットワークを始めとする商業機構の組織化の程度」（2:30頁）によっても、その性格ないし行動は左右されることになる。前者については後節で述べることとして、後者についてここでみておくと、このように機構ないし組織という枠組みから商業資本の原理的性格・行動を探る視点は、これまでの商業資本像にはない、「もう一つ」の商業資本像に至ってはじめて与えられた視点であると言える。生産過程の連結パターンを組み替えを例にとると、「生産過程にたいする商業資本の関与の深さ」は、「個々の商業資本ごとに区々」となるだけでなく、「商業機構の組織化の程度によっても区々」となる（2:30頁）。前者の「区々」たる要因が不均質性に求められるのに対して、後者のそれは組織性に求められることがみてとれよう。また「品種の異なる商品を多数取り揃える」だけでなく「加工度の異なる商品を多数取り揃える」ためには、「商業機構にもいっそうの組織性の高さ」が求められるという点からも、商業資本の行動を規定する要素に組織性が織り込まれていることがみてとれる（同上）。

要するに、「もう一つ」の商業資本の性格・行動様式は、不均質性、異種混合性、組織性の三層構造によって包括的に規定されており、このことが従来の不均質性単層構造の商業資本像に対して多型的な商業資本像を唱えうる裏付けとなっているものと考えられるのである。この視点の複数化という変遷において、本論文における従来の商業資本像の「もう一つ」の商業資本像への刷新は、いわば透視図法的商業資本像のキュビスム的商業資本像への転換と形容できよう。

4.2 産業資本の二類型をめぐって（本論文第3節第1項）

本論文の第3節第1項「産業資本の二類型：内発転化論と外発転化論」では、「自発的かつ個別的」に「他人の力を借りることなく資本へと転化する」（2:39頁）といった「従来一般的であった転化のタイプ」（2:41頁）、すなわち「内発転化型」の産業資本に対して、「他資本の力を借りて資本への転化」（2:39頁）を果たす「外発転化型」と呼ばれる産業資本像が提起されている。「もう一つ」の商人資本像ならびに「もう一つ」の商業資本像の設営に対応して、ここでは新たに「もう一つ」の産業資本像の設営が試みられているわけである²¹⁾。「内発転化型」の産業資本像が、主として『資本論』第1巻第2篇第4章「貨幣の資本への転化」から切り出されたものであるとされる一方、「もう一つ」の「外発転化型」の産業資本像は、『資本論』第1巻第7篇第24章「いわゆる本源的蓄積」から切り出されている。本論文における『資本論』に対する独自のスタンスである「もう一つの『資本論』の読み方」が、この「外発転化型」の産業資本像にも発揮されているのである²²⁾。

ここでの第1のポイントは、「外発転化型」の産業資本というものが、「零細」あるいは「中小規模」の資本像として提示されている点にある。従来の産業資本像に対して「もう一つ」の産業資本像が提起

される背景を探ってみると、「生産過程を自力でセットアップし、さらに流通過程をも全て自力で担当しているという伝統的な「産業資本」は、製造業企業一般の理論像として見るとかなり特殊ではないか」との疑念と、この「内発転化型」の産業資本像が前提とする、「工場設備や機械設備は全て原則的に産業資本の買い取りとなり、固定資本投資のリスクが個別の産業資本（個人資本）でも自力で負担しうる程度に小さいという理解、すなわち軽工業的な産業像」に対する批判的視角とがあるようである（2:38頁）。

「外発転化型」の産業資本がこのように「軽工業的な産業像」の批判に立脚するのであれば、それは軽工業的ではない産業像、つまり重工業的なものをも含む産業像に立脚するものと直感的に予想されるが、本論文の記述に従う限り、この予想は的を射るものではないことが分かる。ここでいう「外発転化型」の産業資本とは、「せいぜい商品流通に参加するだけで、自力では資本へと転化しえない資産群」（2:39頁）ないし「単独では資本たりえない資産」（2:40頁）、あるいは「中小規模ないし独立自営の生産者や非熟練労働者など、資本主義的生産関係の主役とはいえないもの」（2:39頁）や「生産過程と流通過程とを兼営するだけの資本力を有さない主体」（3:63頁）、「機械設備を自社で長期間抱え込むだけの体力のない資本」（2:32頁）といった、非力・ひ弱なニュアンスを帯びた一群が商業資本に動員されることによって資本へと「転化」を遂げた、「自営業的、中小零細企業的な商品生産資本」（2:39頁）、あるいは「生産工程を部分的に請け負うだけの零細な生産者」（同上）のような産業資本を指す。「商業機構もまた、大規模な産業投資よりはむしろ中小規模の産業投資に道を開き、「個人的な資本力の限界」を超えることを可能にする」（3:63頁）という端的な記述からも、このことは容易に理解できよう。

「軽工業的な産業像」に対する批判として提起されたことからすれば、「外発転化型」の産業資本が「零細」あるいは「中小規模」の資本像に傾斜して描出されていることには少々合点がいかないが、この疑問をひとまずおいておくと、ここで「外発転化型」の産業資本がこのように「零細」ないし「中小規模」として描かれていることは、「転化」の「型」の違いが、「転化」した後の産業資本の「型」に強く影響しているとの推論を許容するものであると捉えることができる。言い換えると、「外発転化型」の産業資本と「内発転化型」の産業資本とでは、資本へと「転化」した後においても初発の「転化」の「型」の違いが、例えば資本規模や商業資本に対する従属度、生産組織のあり方、企業間組織において占める位置などにある程度反映されており、したがって「産業資本の二類型」（2:38頁）というのも「転化」の「型」の違いだけでなく、「転化」後の「型」の違いまでも含んでいるものと考えられよう。この点が、本項の第2のポイントとなる。

「最初から販売過程を商業資本に外部委譲」した、あるいは「購買過程の一部をも商業資本や人材派遣業者、リース業者といった中間業者に委譲した」（2:38-39頁）といった「外発転化型」の産業資本であれば、全てを自力で行なう「内発転化型」の産業資本に比して、商業資本に対する依存度ないし従属度は「転化」後も依然として高いものとなることが予想される。また「最初から販売過程を商業資本に外部委譲」するとなると、生産組織も、「内発転化型」の産業資本が主として採用しうるであろう大ロットの見込み生産に適合的な体制に対して、顧客の要請に俊敏に応じうるような中小ロットの受注生産により適合した柔軟な体制を整えなければならないであろうし、あるいは「生産工程を部分的に請け負うだけ」（2:39頁）であれば、その前提として川上から川下へと連続する生産工程の社会的なネットワークのうちにあらかじめ組み込まれていなければならないであろう。「人間がもともと男女を問わず多種多様であるからといって、男女間の性別という概念自体を没却することはできない」（3:51頁）ことと同様、「転化」の「型」の違いは、「転化」後の産業資本の「型」に直接的な影響を及ぼすものと考えられるのである。おそらく「商業機構の異種混合性」（1:61頁）の対となる「産業機構の異種混合性」（3:63頁）とは、この点を指しているのであろう。

もっとも、この「産業資本の二類型」の「商業機構の二重構造」論との関連如何を問えば、その点は今一つはっきりとしない。産業資本の「外発転化」を促す主体が生産部面に強く関与することからする

と、商業機構の中核部分に位置する商業資本と「外発転化型」の産業資本とが強い結びつきをもつようにも思えるが、「内発転化型」の産業資本であっても中核部分の商業資本と強く結びつくことも当然考えられるうえ、「外発転化型」の産業資本が単発的な取引関係を主軸に活動することももちろん想定しうる。こうした点からすると、むしろ逆に、両者の関連をはっきりつけることができない点にこそ、「異種混合性」あるいは「多型性」という語が用いられる意図を読み取るべきなのかもしれない。

第3のポイントは、「外発転化」を促す主体ないし資本種が、主として商業資本であると想定されている点にある。本論文では、注50)において、「もっともリース業自体は、対象物件を生産している産業資本によって行われる可能性もある」(2:50頁)との断りがなされているが、基本的に本論ではリース業者ないし「非資本の資本への転化」を促す主体は商業資本で通されている。このことは、商業資本が資本主義的生産様式に与えるインパクトを示すためであり、また商業資本の理論像の拡張を図るためであろうということは重々承知であるが、それでもあえて疑問をここで述べておくと、産業資本であっても、うへのケースは別にしても、例えば固定資本の償却が完了する前になんらかの理由で他部門に移動した産業資本は、移動前に抱えていた機械設備等の固定資本を自身の手で貸与することも不可能とはいえないであろうし、またそれが銀行資本であっても、例えば返済不能に陥った資本が機械設備等をあらかじめ抵当に入れていたのであれば、それを売り飛ばして債権を回収するというだけでなく、それを自身の手で貸与することも一概に不可能とまでいえないであろう。本論文の主意とは乖離するが、商業資本以外の資本種がリース業に携わることによって「非資本の資本への転化」に手を染める可能性は禁じえないのではないだろうか。

ただし問題の本質は、産業資本や銀行資本にもリース業は可能ではないかという点にあるのではない。焦点は、リース業といった「非資本の資本への転化」を促す主体を、商業資本といったある特定の資本種とみる構造が、後節で述べるように、いわゆる分化・発生論的方法に対し本論文がくわえた批判をかえって逆に受けることになりはしないかという点にある。リース業がうえでみたように、商業資本だけでなく、産業資本や銀行資本にも可能な生業であるとすれば、それに携わる主体を特定することはもとより困難であるはずであろう。であるならば、主体の特定は留保せざるをえず、したがって論理的に推論可能な範囲も、リース業の「発生」の要件を特定することまでということになりはしないか。リース業について展開できる範囲は、リース業の与えるインパクトまでであって、商業資本が担うリース業の与えるインパクトを論じることは、主体の特定不能性からいっても過剰な論理に基づくことになりはしないだろうか。

4.3 労働市場像をめぐる（本論文第3節第2項）

本論文では、うえでみた「外発転化型」の産業資本にみられた産業資本像の刷新に引き続いて、その背景をなしていた「伝統的な「産業資本」」像に対する同様の問題意識から、これまでの「売り手と買い手とがストレートに向き合うだけで、それ以外の第三者は介在せず、しかも最初から価格のバラツキが（それとともに買い手の側の流通抵抗も）除去されている」といった「特殊な労働市場像」の刷新が試みられている(2:38頁)。すなわち、労働力の「通常想定される内発型の「商品化」」にくわえて「もう一つ」、「プロモーター（リクルーター）を介した外発型の「商品化」」を導入する試みである(2:45頁)。

本項の第1のポイントは、労働市場にこのプロモーターが導入されている点、そして商業資本がそのプロモーターの役割を担うという点にある²³⁾。ここでいう「プロモーター（リクルーター）」とは、「産業資本の求めに応じて労働力商品の購買過程を代位するだけではなく、労働者がそもそも自己負担できない労働力商品の販売過程をも代位する、文字通り「流通過程」を纏めて代位する中間業者」（同上）、あるいは「労働市場に常駐して継続的に市場情報を収集・集積し、労働市場に固有の商慣行をたとえ

職種・職位ごとに取り決め、それを貨幣所持者と労働者との双方に周知させるといった役割を担う」「専門的な商品知識を有した商人」であるとされている（2:44 頁）。こうした「「流通過程」を纏めて代位する中間業者」ないし「専門的な商品知識を有した商人」の労働市場における必要性は、ひとつには「産業予備軍の吸収・排出も、こうした商人を介在させなければ十分な円滑さを欠く場合」（2:45 頁）があるということから、またひとつには「熟練労働者と非熟練労働者との区別」あるいは「集団作業のなかで発揮されるべき賃金労働者の「熟練」の内実」（2:44 頁）は捉えがたいということから説明されているようである。

もともと、ここで問題としている第 3 節第 2 項「二つの労働市場像」においては、労働力の「外発型」の商品化に携わる主体は、「専門的な商品知識を有した商人」（2:44 頁）、「商業資本」（2:45 頁）、「「流通過程」を纏めて代位する中間業者」（同上）、「プロモーター（リクルーター）」（同上）といった呼ばれ方をされているが、この限りでは、それらが専門的な知識を有した専門家「集団」であるのか否か、あるいは専門的知識を有した複数の商業資本の組織体＝商業組織であるのか否かを判別することは困難である。これについては前項 [4.2] で扱った「外発転化」を促す主体に対しても言えることで、本論文第 3 節第 1 項ではその主体は基本的に「商業資本」という呼び方で通されており、そこでもそれが商業機構として組織的に行なわれていると考えられるような記述は筆者のみ限りないように思われる。これらのことは前々項 [4.1] でみた、生産過程の連結パターンの組み替えにかかわる商業資本の背後に「組織化された商業機構の存在」（2:31 頁）がおかれていたこととは対称的である。

しかし、この点はともかくとして、本論文が労働市場に「プロモーター」ないし「組織者」（2:44 頁）の存在を導入していることにくわえ、商業資本にその「組織者」の役割を担わしていることは、「全て等価格の同質な労働力商品」（2:38 頁）が最初から大量に陳列されているといったこれまでの「フラットな労働市場」（2:32 頁）を、「いくつかのカテゴリーに分類され、品位を格付けされ、然るべき商標を添付され、いわば商品としての制服」（2:46 頁）を着せられた労働力商品が陳列される「もう一つ」の「セグメント化された労働市場」（2:44 頁）へと転換させると同時に、商業資本の活動域を商品市場から労働市場にまで拡張させることによって、次に述べるように、実質的に競争を捨象してきた、あるいはこれとは正反対に「いわゆる完全競争の状態」（2:38 頁）を想定してきたとも言える従来の労働市場像を、商品市場と同レベルの競争的な市場像へと転換させることを意味している。つまり、商業資本の労働市場への参入は、いわば競争論的観点の労働市場へのもち込みとも言えるものであり、この点を本項の第 2 のポイントとして挙げることができよう。

商業資本による労働市場における競争の誘発は、ひとまず二つの側面から指摘できる。ひとつは、労働力の調達方法の多様化から、またひとつは労働力商品の分類化ないし商標化からである。まず前者からみておくと、労働力の調達方法はこれまで、①新規労働者の雇い入れ（「新品市場」「新卒市場」と、②現役労働者の引き抜き（「中古品市場」「転職市場」）の二通りの方法によって考えられてきたが、ここにプロモーターとしての商業資本が介在することになると、③「他社に委託して買う」、あるいは④「人材派遣業者から借りる」といった方法が新たに加わることになる（2:45 頁）。このことは、産業資本間における労働力の購買・調達競争ならびに労働者間における労働力販売競争との接点として描かれてきた労働市場像に、産業資本と商業資本との間の労働力調達競争、ならびに商業資本と労働者との間の労働力販売競争という二つの新たな垂直的競争関係が書き加えられることを示している。商業資本の介在自体が、まずもって産業資本ならびに労働者に対商業資本との競争関係を強制することで、労働市場における競争を多重化することになるわけである。

また、この二つの新たな競争関係の側圧によって、産業資本間ならびに労働者間の競争関係にも、自ら労働力商品を調達または販売することの方が他の産業資本ないし労働者よりも有利かどうか、あるいは商業資本に労働力商品の購買ないし販売過程を代位させることの方が他の産業資本ないし労働者よりも有利かどうか、といった競争上の駆け引きが新たに組み込まれることになる。産業資本・労働者・商業資本の三者はそれぞれ、産業資本は商業資本から労働力を調達するというオプションを、また労働者

は商業資本に労働力を販売するというオプションを、さらにこれまで産業資本から商品を買うだけであった商業資本は労働者から労働力商品を調達するというオプションを新たに身に付けることによって、利潤ないし労賃の嵩増しをめぐる競争の態様を変質させていく。商業資本の労働市場への参入は、労働力の調達方法のあり方が本来的にもつ多様性を解放することによって、重層的な競争関係が装填された「もう一つ」の労働市場像を描出するのである。

次に後者の労働力商品の分類化ないし商標化についてみていくと、商業資本は「フラットな労働市場」を「セグメント化された労働市場」に転換させるプロセスにおいて、「集団作業のなかで発揮されるべき賃金労働者の「熟練」の内実」または「年齢や性別、職歴、さらには取得資格の有無」などの「外形」に対する「専門的な商品知識を有した商人」として（2:44頁）、たとえば労働力商品を「いくつかのカテゴリーに分類」し「品位を格付け」したり、あるいはそれに「然るべき商標を添付」したり（2:46頁）、また「労働市場に固有の商慣行をたとえば職種・職位ごとに取り決め」るなどの諸活動を通じ（2:44-45頁）、労働力商品の売買にかかわる全ての個別主体における労働力商品に対する見方を一変させる。これまで概して全て同質であるとされてきた労働力商品は、こうした商業資本の活動によって、熟練労働力・非熟練労働力をはじめ、いくつかの異質の労働力商品に区分・整理・陳列される。言い換えると、労働力商品というひとつの名の下に包含されてきた無数の労働力商品の中に存在する異質性が、商業資本の諸活動をつうじて労働力商品の売買当事者らに広く通達・流布されるのであり、これによって労働力商品の整備に携わる商業資本は、いわば労働力商品の「分類」機関ないし「格付け」機関としての地位を労働市場において占めることとなるのである。

このことは、労働力を調達する側の資本にとって、自身の必要とする特定の型の労働力を採用段階で精査する手間を省く一方、労働力商品に対する欲求の志向性を「どの労働力商品でも」といった無作為的な志向性から、「この労働力商品を」という特定の志向性へと強化することで、労働力商品の買い手間における競争圧力を高める一契機となる。調達したい商品が不特定の漠然とした労働力商品であれば、我先にあるいは何としても調達したいといった競争のインセンティブが調達サイドの資本間に芽生える根拠は薄い。労働力商品の細分化によって競合相手がたとえ小数化しようが、調達すべき商品が特定の商品に絞られれば絞られるほど調達のインセンティブはむしろ強く刺激されるのであり、その分だけ競合相手との雇用契約条件をめぐる駆け引きは熾烈になることが予想されるのである。

また、対する労働力商品の販売側にとっても、商業資本による労働力商品の分類・格付けは競争を誘発する契機となる。労働者にとって自身の労働力商品がプロモーターたる商業資本によって如何なるカテゴリーに分類されるのか、あるいは如何なる格付けをされるのかは、買い手に要求しうる労賃の多寡、ひいては生活水準に直接かかわる最重要の関心事とならざるをえない。特に格付けともなれば、他の労働力商品よりも如何に自身の労働力が優れたものであるかのアピールをめぐる労働者間の駆け引きが、全面的に引き出されることになろう。労働者が学歴ないし職歴あるいは資格といった外形的なステータスを身に付けようとすることも、それが大量の労働力商品を分類・格付けするうえでの「足切り」方法として特に有効であることを経験的に知悉しているからこそであり、この点から振り返ると、実質的に労働者間の競争は、労働市場に陳列される前段階においてすでに開始されているとも言うるのである。

また、労働力の調達側に、労働力商品を調達するうえでの比較・参照基準が格付け機関によって実質的に与えられることに鑑みると、格付けの影響が及ぶ範囲は人材派遣業等を生業とする商業資本によって調達される労働力商品に限らず、商業資本を介さず直接に労働力を販売する労働者にも当然及ぶことになる。そのため、ひとたび商業資本によって労働力商品の格付けが行われるようになると、調達側の資本もそれに従わざるをえない状況が生まれてくる。自身の労働力が如何なる等級のものであるかを知りえない労働者であれば、その労働力が如何に優れたものであろうとも買い叩くことのできる余地は残されているであろうが、ひとたび格付けが行われ、それが社会的に浸透した後の状況においては、高い等級の労働力を相場より安く調達することはもはや困難となろう。むしろ低い等級の労働力であっても同様である。それでも尚格付けされた労働力を相場より安く買うためには、プロモーターによる格付け

の妥当性を切り崩していくほかないが、一旦社会的に浸透したものを新たに塗り替えるにまで単独の資本の力が及ぶとは考えづらい。格付け機関たる商業資本ないし商業組織に調達側が対抗するには、少なくとも複数の資本をまたぐ組織体として臨む必要があるだろう。労働市場は、調達側における組織化の可能性を包含しつつ、個別次元を超え組織次元までも射程に取り込んだ競争的な市場へと転換していくわけである。

本項における第3のポイントは、売買という原理にくわえ、貸借という原理が労働力商品に適用されている点にある。貸借関係はこれまで原理論においては、概ね貨幣あるいは土地を対象とするものとして論じられてきたのであるが、本論文では以下の引用にあるように、商業資本による人材派遣業務ないしリース業としての活動を軸に、労働力商品も貸借の対象として、くわえて機械設備等の固定資本をも貸借の対象として市場に取り込まれていくことが示されている。「もっぱら産業資本自身が正規労働力を調達するための市場、つまり必要な消費物を「買う」ための市場であった労働市場は、商業資本によって人材派遣業務、いわば労働力の購買過程の代位業務が行われるとともに変質する。それは産業資本にとっては、必要な消費物を「借りる」ための市場ともなり、商業資本にとっては、自家消費の対象ではない余剰物を「貸す」ための市場、特殊な転売市場ともなるのである」(2:32頁)。「おそらくリース業の定義域を拡張すれば、土地や機械設備の貸与だけでなく、たとえば特許や知的財産など、弾力的な追加供給が困難で、長期にわたって超過利潤の源泉となりうる資産全般の貸与までが含まれてこよう。これらの擬制的な自然力をも含めて、生産力関連の市場は、産業資本自身が必要な消費物を「買う」ための市場から、必要な消費物を「借りる」ための市場へ、さらには商業資本が余剰物を「貸す」ための特殊な転売市場へと変質する」(2:32-33頁)。

もっともこの引用から分かるように、貸借される対象の範囲そのものは拡張されているわけであるが、この貸借という原理自体がこれまでのように売買という原理に翻訳されることなく、それとは別個の原理としての規定を与えられているものであるかどうかを判読することは、本論文の限りでは難しい。振り返ってみると、貨幣の貸借が「一定期間自由に処分しうるものとしての貨幣の使用価値」(山口[1985]228頁)、すなわち「資金」の売買に、また土地の貸借が、一定期間の土地の用益の売買に翻訳されてきたように、貸借関係は通例、売買関係の一種として原理的には取り扱われてきた。清水[2006]にあっても、例えば「遊休設備の貸付、すなわち期間契約方式による資本の使用権の販売という方法」(44頁)といった文言があるように、貸借関係は概して売買関係へと還元されていることが窺える。

だが、このように貸借関係が売買関係にすべて回収されるような性質のものであれば、労働市場ないし「生産力関連の市場」における「産業資本自身が必要な消費物を「買う」ための市場から、必要な消費物を「借りる」ための市場へ」の変質も、結局のところ、労働力ないし機械設備等の一定期間の用益を「「買う」ための市場」へと巻き戻されてしまうのではないか。つまり、ここでは「「買う」ための市場」自体は依然として維持されたまま、労働力ないし機械設備等の一定期間の用益という新たな商品種が、商業資本によって創出・パッケージされ市場に陳列されているという見方も可能であろう。売買の市場とは別個に貸借の市場を打ち立てるには、売買の原理に解消されることのない貸借の原理それ自体を再度新たに構築する必要があるのではないだろうか。

5. 分化・発生論をめぐって (本論文第4節)

[1] 本論文の第4節では「分化=発生論とは異なる、もう一つの発生論」、すなわち「発生=行動論」と呼ばれる方法論が提起されている(3:52頁)。「もう一つ」の理論像を打ち立てる試みは、それを基礎づける「もう一つ」の方法論をも新たに要請するのである。

振り返ってみると、『資本論』第3巻第4篇第16章においてすでに、商業資本が「生産者の商品資本、すなわち貨幣への転化の過程を通り市場で商品資本としての機能を果さなければならない商品資本以外

のなにものでもない」(K.,III,S.281,[4] 339頁)と把握されているように、「商業資本論は、すでにその最初期の段階から、分化＝発生論という方法に基づく」(1:51頁)とあってよいのであるが、この「分化＝発生論」という方法論それ自体は「商業資本論の方法論的基礎である以前に、市場機構論の方法論的基礎」(1:53頁)として、これまでの諸研究をつうじて徐々に精緻化されてきたものであった。とりわけこの方法論が、市場機構論および流通論における論理展開を支える屋台骨として本格的に両領域に組み込まれたのは、本論文においてもその所説に集中的に検討が加えられている山口重克の原理論体系以降であろう。

山口の市場機構論体系にあっては、「他の社会体制との対比における資本主義社会の本質規定」としての原理論に比して、「資本主義の発展段階ないし諸相の特殊性の分析基準」としての原理論をとりわけ重視するという宇野学派に独自のスタンスから(山口[1983b]14頁)、いわゆる「資本一般説的観点」に対し「競争論的観点」が(同[1983a]第1章序説)、また宇野における「物神性論的観点」に基づく信用論の信用論から商業資本論へと展開する体系構成に対し「機構論的観点」に基づく商業資本論から信用論へと展開する体系構成が(同[1983b]第1部第4章)それぞれ論理的優位性をもつものと捉えられると同時に、対象への第一次的アプローチないし展開方法のあり方として、「行く先論アプローチ」に対し「行動論アプローチ」が(同[1987]第1部第1章)、そして「共時論的方法」に対し「分化・発生論的方法」が(同[1983b]序章)それぞれ採用されている。本論文において新たに提起されている「発生＝行動論」という方法論も、この第4節を読む限り、単に『資本論』ないし宇野にみられる分化・発生論的な方法論に対するものではなく、とりわけこうした原理論体系を構成する諸観点ないしアプローチの採用と密接に関連する山口理論に独自の「分化・発生論」という方法論に対する一批判として提起されているものと考えられる。したがって本節では、山口理論における「分化・発生論」との関連で本論文のポイントを示し、それを通じて論点を提出していくこととする。

[2] まず第1のポイントは、「分化」という用語と「発生」という用語が、それぞれ概念化され明確に区別されている点にある。これまで分化発生論という場合、論者によっては等号を用いた「分化＝発生論」と表記されてきたことに象徴されるように²⁴⁾、「分化」という概念と「発生」という概念がそれぞれ別個の概念であるとする主張はほとんどみられなかったとあってよい²⁵⁾。例えば、山口[1983a]にあっても、『資本論』第3巻第4篇第16章における「商業資本を産業資本の一部分形態が転化・独立したものとみる考え方」、つまり「商業資本を産業資本の外部に単純に追加的に対置する方法ではなく、産業資本の中からその一部を転化させて設定する方法」のことが、「分化論的ないし発生論的である」または「分化論とでもいべき一種の発生論的方法による展開」と呼ばれているように、「分化」あるいは「発生」という用語が概念的に明確に区別されるべきものとして扱われているとは言い難い(15-16頁)。

もっとも、ここでは一方で「ないし」という接続詞によって「分化論的」と「発生論的」との違いが実質的に不問に付されている反面、他方で「分化論」が「発生論」の「一種」として、つまり「発生論」の部分集合として「分化論」という方法が把握されているようにも読める。実際、山口[1980]では、「『資本論』にはその論理的な展開の方法として一種の発生論的方法がとられているところが随所にある」として、価値形態論における「简单なる価値形態」から「拡大された価値形態」ならびに「一般的価値形態」への「移行」が「一種の発生論的論理」として捉えられていることにくわえ、第1巻第2篇「貨幣の資本への転化」をはじめ、第3巻の全7篇のうち4篇の標題にのぼる「転化」といった論理も「一種の発生論的論理とみてよい」とされており、さらに第3巻第16章「商品取引資本」における、商業資本を産業資本から「派生ないし分化」したものと捉える方法に関しても、「このような派生ないし分化という説き方も発生論的方法とあってよい」ことが示されている(87-88頁)。ここから分かるように、山口にあっては、「発生論」という用語は「移行」「転化」「派生ないし分化」といった複数の論理を包括するいわば上位概念として使用されている可能性があり、この限りでは「分化」と「発生」の二つの論理の間に若干の区別がなされているとも言いうるのであるが、この場合にあっては反対に、「分化」

と「移行」「転化」といった概念との区別が不問に付されるという新たな問題が生じることになるうえ、「発生」という概念が複数の異なった意味で使用される可能性が懸念される。いずれにせよ、山口において「分化」「発生」「転化」「移行」といった複数の用語が明確に概念的に区別されていると認めることは、この限りでは困難であるといえよう。

これに対して本論文では、一方で「分化」が、「産業資本を母体として発生するという概念」として、他方で「発生」が、「産業資本の要請を受けて発生するという概念」として、それぞれ峻別されている(3:47頁)。これまで両者の切り分けが十分になされていなかったことからすると、ここでは両者の区分という作業だけでなく、「分化」および「発生」という用語の概念化という作業も含まれていることになろう²⁶⁾。では、このような概念化ないし区分がなぜ必要なのであろうか。おそらく最大のポイントは、「分化」が棄却され、「発生」が「行動論アプローチ」とともに徹底されている点にある。

すなわち、「分化」と「発生」を区別しない「分化＝発生論」のもとでは諸市場機構の発生母体は産業資本のみに絞り込まれているのであるが、ここから「分化」を排除することは、第2のポイントとして述べるように、産業資本に限定されてきた諸市場機構の発生母体を産業資本以外の資本に開放することへとつながる。これは究極的には、「産業資本自身の内部的機構」としての同種性を把持するとされてきた商業機構に代えて、「商業資本の発生母体そのものの非同一性」に根差す「異種混合性」を把持する「もう一つ」の商業機構の設営を試みる本論文の大枠にかかわっている(3:49頁)。「分化」と「発生」が区別される背景のひとつには、この「商業機構の異種混合性」(同上)の明確化という本論文の狙いがあるものと考えられよう。

また、もうひとつには、第3のポイントとして述べるように、商品市場、貨幣市場、資本市場という三つの市場機構を原理論体系において如何なる順序で配置するのか、あるいは「商業資本が銀行資本に転化する」(3:50頁)というように「転化」の主体をある特定の資本種に絞り込むことは可能であるのかといった問題群に対する、「どれだけ論理的に詰めたところで、本来白黒をきめがたい性質の問題」(3:56頁)であるとの本論文の見解があろう。分化発生論のもとで一応ある基準をもって白黒がつけられていたこれら問題群に対する解答を演繹的に導出しえないと判断するのであれば、市場機構論における「商品市場論→貨幣市場論→資本市場論」といった単線的な配列(同上)をもたらす一因をなす、産業資本の商業資本への、あるいは商業資本の銀行資本への「転化」＝「分化」という論理は、「行動論」をもって「行く先論」を斥ける」という「分化発生論の本来の主眼」として過大な論理となる(3:52頁)。「分化＝発生論」の「分化」と「発生」への切り分けと、そのうえでの「分化」の放逐、そして「発生＝行動論」としての再建という一連の作業が必要とされるもうひとつの所以である。

以上のような「分化」と「発生」の峻別および概念化の作業は、ひとまずは評価されるべき試みであるといえよう。しかし、若干の疑問がないわけではない。「分化」という概念の定義を、あくまで産業資本を母体として発生するという規定性に求める場合、「分化」と「転化」という二つの概念の間の区別は実質的に消失する」(3:57頁)とされているが、第1に、そもそも「転化」という語は、本論文第3節第1項において「非資本の資本への転化」(2:39頁)として概念化されていたはずであって、どのようにみても本論文の定義する「分化」と区別なき概念ではない²⁷⁾。うえの引用にある「「分化」と「転化」という二つの概念」というときの「転化」は、第4節において突如挿入された「商業資本が銀行資本に転化する」(3:50頁)という意味の「転化」であり、これは「非資本の資本への転化」ではなく、いわば「資本の資本への転化」のことを指している。筆者のみる限り、本論文の第4節における「転化」は、概ねこの「資本の資本への転化」の意味で使用されており、第3節第1項と第4節とでは「転化」概念が二重化してしまっているように思われる。

また第2に、概念として「転化」という語を使用しようとしているはずの本論文において、「転化」は事実上二重化どころか複数の意味で多用されてしまっている。いくつか用例を挙げておくと、①「封建的生産様式が資本主義的生産様式に発展・転化する……」(1:48頁)、②「手工業経営自体が機械経営に転化する……」(2:34頁)、③「非資本の資本への転化」(2:39頁)、④「資本はもともと個人資

本として産声を上げるという理解から始まり、それが次に株式資本へ転化するという理解……」（2:40 頁）、⑤「生産物の大多数が商品に転化する……」（2:42 頁）、⑥「いわば「商品の貨幣への転化」論に当る価値形態論」（2:52 頁）、⑦「産業資本が商業資本に転化するという分化＝発生論の見方は……」（3:48 頁）、⑧「銀行資本に転化する（あるいは転化しうる）ごく少数の商業資本群と……」（3:50 頁）、⑨「商人資本のような商品売買形式の資本が商業資本に転化する……」（3:52 頁）、⑩「一般的等価物に転化する商品は何であるか……」（3:86 頁）——以上のように「転化」という語は多用されているのである。「非資本の資本への転化」が本論文のオリジナルの「転化」概念であることからみれば、これらの「転化」が同一の概念として括ることができないことは、もはや言うまでもないであろう。

さらに踏み込んで言えば、このような本論文における「転化」の多用の背景には、複数の論理構造に共通してあらわれる事象を説明する包括的な概念として「転化」概念を用いようとする（かのような）視角があるのではないか。例えば、本論文の注 86）では「「転化」という概念の使い方」が論じられているが、そこでは「商品が貨幣に「転化」する、貨幣が資本に「転化」する、剰余価値が利潤に「転化」する、商業資本が銀行資本に「転化」するといった一連の「転化」」が、「何れも同一主体の状態変化、あるいは形態変化（変態）」を指すものとしてひとつに括られている（3:90 頁）。しかし、たとえそれが「何れも同一主体の状態変化」を指すからといっても、これら「一連の「転化」」が一緒くたに扱われてしまえば、「一連の「転化」」の間にある本来的な差異および個々の「転化」の固有性は埋没するうえ、商品をはじめ貨幣、資本、利潤などの諸概念が不明瞭になってしまう恐れがある。商品→貨幣と、貨幣→資本は、少なくとも同次元の問題としては扱えない。「商品が貨幣に「転化」する」ことが「形態変化（変態）」であれば、「貨幣が資本に「転化」する」ことは「形態変化（変態）」では捉えきれない。ましてやこれを「商業資本が銀行資本に「転化」する」ことと同次元の問題に落とし込むことはできないであろう。「転化」を複数事象の説明に適用することは、「転化」概念そのものを無効化し、それをもって説明される原理的諸概念までも無効化するような負の側面をもつ。「転化」はむしろ、本論文が概念化しているように、単一事象の説明概念としてより限定的に用いられるべきであると考えられよう²⁸⁾。

[3] つづいて本節の第 2 のポイントとして、商業資本には「産業資本を直接の母体とする分化発生以外にも、産業資本以外の資本に母体を借りた、いわば代理母型の分化発生がありうる」（3:53 頁）ことを提起した点が挙げられる。ここでいうところの「産業資本以外の資本」に目されているのは、宇野が「その歴史的性格ゆえに、…それ自体としては姿を消し、産業資本の内部に「商人的一面」ないし「商人資本的一面」として取り込まれる」、あるいは「金貸資本的形式とともに「資本主義にさきだつ資本形式」をなし、「産業資本形式に発展するものとして考えられなければならない」との説明」を与えることによって第 3 篇「分配論」の舞台からは捨象してきた（1:52 頁）、「商人資本」（3:60 頁）ないし「たとえば商人資本を含めた商品売買形式の資本（商品売買資本）」（3:51 頁）である²⁹⁾³⁰⁾。宇野以降、「資本の三形式は、資本の歴史的発展を順に辿ったものではなく、むしろ純粋に論理的な規定性であるとみなされる」ようになり、これによって「商人資本的形式は、産業資本的形式の成立とともに消滅する原始的な形式ではなく、産業資本的形式と同時に並立することが可能な形式であると考えられるようになってきた」のであるが（1:52 頁）、こうした資本形式論の変遷にかかわらず、たとえば山口[1985]にあっても、市場機構論（第 3 篇「競争論」第 2 章「競争の補足的機構」）の端緒には、分化・発生論的方法を採用するがゆえの産業資本のみで構成された特殊な舞台が用意されており、宇野同様、第 1 篇「流通論」で登場する「商人資本を含めた商品売買形式の資本」が第 3 篇の舞台に再び登場するという論理構成は決してとられていないのである。

こうした研究推移に照らし合わせると、「商人資本を含めた商品売買形式の資本」を市場機構論の端緒に組み入れる本論文の試みには、すでに述べたように、「商業機構の異種混合性」を原理論において明確化するという目論見に加え、資本形式論と市場機構論、あるいは第 1 篇「流通論」の市場像と第 3

篇「分配論」ないし「競争論」の市場像とをリンクさせるという目論見をも嗅ぎ取ることができよう。前者の目論見については、すでに第3節でふれたが、これら「商人資本を含めた商品売買形式の資本」は、「商人資本的な性格を強く残した商業資本、つまりもともと「内的依存性」の弱い商業資本」(2:25頁)として「変容=発生」(3:60頁)し、二重構造として描かれる「資本主義的な商業機構の周縁部分にいわば寄生」(2:25頁)することになる。本論文において提示されている「商業機構の二重構造」論は、「分化=発生論」の「発生=行動論」への再編をその前提とする「商業機構の異種混合性」の明確化をもって、ようやくその全貌を現すことになるのである。

また後者の目論見については、第2節でふれたように、「もう一つ」の商人資本像を打ち立てたことがその布石となっている。すなわち、従来の外来的・寄生的性格ないし個人資本的性格の強い商人資本像に代えて、絶えず産業を変革する本源的に組織性を具えた「もう一つ」の商人資本像を据えることは、資本形式論と市場機構論とのリンクの妨げともなっていた資本主義的生産様式への移行期において消失してしまうような商人資本像の、「資本主義的生産様式の下でも生き残っているという意味において「最も古い」」(2:26頁)商人資本像への転換を意味しており、これにより「商人資本を含めた商品売買形式の資本」が資本主義的な商業機構の一翼を担うという、資本形式論と市場機構論とが、あるいは第1篇「流通論」の市場像と第3篇レベルの市場像とが一体となった論理体系が形成されることになる。言い換えると、「商人資本から商業資本への転化という歴史的系譜の連続性」を原理的な商業機構のもとで再現することの障害ともなっていた「商人資本の否定」として商業資本を切り出す手法が(3:68頁)、「もう一つ」の商人資本像の設定によってひとまず無効化されることで、「商人資本を含めた商品売買形式の資本」の市場機構論の端緒への召喚、および資本形式論と市場機構論とのリンクが可能となっているといえよう。商人資本的形式(商品売買形式)という「産業資本的形式と同時に、かつ独立に成立することの可能な資本形式を想定し、その資本形式からの論理的演繹によって商業資本にアプローチする」(1:52頁)という「もう一つ」の商業資本への回路は、こうした周到な準備のもとではじめて開かれることになるのである。

こうした「代理母型の分化発生」という試みに対し、筆者は現時点で評価を下せるだけの材料を手もとに揃えていない。したがって以下、評価を留保したうえでの疑問にすぎないが、「全ての商業資本は産業資本から分化=発生した……」(3:49頁)という場合の「産業資本」、つまり通例において市場機構論の端緒に設定される「産業資本」が特殊理論的な想定「産業資本」であるということは、本論文においてどこまで意識されているのか。

言うまでもなく、このような特殊な「産業資本」は分化・発生論的方法のもとで要請および設定された、流通および生産部面の全てを自力でこなす「産業資本」であって、それは諸市場機構が分化発生した後に析出される本来的の意味での産業資本＝「狭義の産業資本」とは異質の、いわば「広義の産業資本」である。これまでこうした「広義の産業資本」を起点に商業資本、銀行資本、証券業資本といった諸機構が発生するとされてきたことからみると、「広義の産業資本」は、それが通例単に産業資本と呼ばれようとも、こうした一連の諸機構を生み出す因子を本来的に兼ね備えた「産業資本」として事実上設定されていたことがわかる。

この点に注視して、再び市場機構論の舞台に接近すると、たとえ分化・発生論的方法を採用してきた論者らが、本論文でいわれているように、「広義の産業資本」を母体に分化発生する商業資本を産業資本に対する「内部的機構＝従属的機構」(3:60頁)として描いてきたにせよ、「広義の産業資本」を母体とする商業資本の分化発生は、必ずしも商業資本を産業資本に対する「内部的機構＝従属的機構」として直接に規定するものではないとはいえないか。第1に、うえで述べたように、「広義の産業資本」は生産部面のみならず流通部面をも自力で担う特殊理論的な想定のもとでの「産業資本」であったのだが、このような「産業資本」は見方を変えれば、流通部面のみならず生産部面をも自力で担う特殊理論的な「商業資本」、すなわち「広義の商業資本」とみることも可能であろう³¹⁾。この「広義の商業資本」を分化発生之母体に据えるならば、むしろ産業資本の方が商業資本の「内部的機構＝従属的機構」であ

るとも言える。どの資本が、どの資本に対して「内部的機構＝従属的機構」であるのかは、市場機構論の端緒の特殊な資本に対する見方次第で変わりうる可能性をもとう。

第2に、「広義の産業資本」からの商業資本の分化発生は、本論文がいうところの「分化＝転化」(3:57頁)の関係にはなく、また本論文の批判対象にされているところの、産業資本からの商業資本の「分化＝転化」でもない。すでに述べたように、本論文において「転化」という語は、「非資本の資本への転化」をひとまず別とすれば、例えば「商業資本が銀行資本に転化する」(3:50頁)といったように、第4節では主として「資本の資本への転化」の意味で使われていた。「分化＝転化」はまさにこの意味を指す語として用いられているのであるが、これを商業資本の分化発生に代えて使用する場合にあっては、商業資本の母体である資本の特殊性、そしてその特殊な資本を母体とする分化発生固有性が見落とされてしまうことにならないか³²⁾。

すなわち、「分化＝転化」という用語が使用される場合において想定されているその母体は、例えば「商業資本が銀行資本に転化する」といった場合における「商業資本」と同様の意味の<資本>、つまり生産過程をもたず流通過程に専門化した、分化発生を遂げた後の固有の意味での「商業資本」＝「狭義の商業資本」と同次元の狭義の意味での<資本>であるが、これに対し商業資本が分化発生する際の母体はこの狭義の意味の<資本>ではなくあくまで広義の意味の「資本」、すなわち生産部面にくわえ流通部面をも自力でこなす「広義の産業資本」である。この「広義の産業資本」は資本と呼ばざるをえないにせよ、あくまで特殊な想定のもとでの「資本」なのであって、<資本>とは明らかに次元が異なる「資本」である。

このような「資本」からの<資本>の分化発生は、「分化＝転化」では説明することはできない。「分化＝転化」の説明可能な範囲が、<資本>⇒<資本>のみに限られるのであれば、「資本」⇒<資本>はその説明能力を超えることになる。「資本」⇒<資本>の過程においては、<資本>⇒<資本>における「分化＝転化」の関係と同様の、同一主体の機能ないし業務の変化が単に引き起こされているわけではない。それは、「資本」が本来的にもつ複数の<資本>の因子が、「資本」を<資本>へと変容させていく過程、つまり「広義の産業資本」の「狭義の商業資本」への、いわば「変容＝発生」(3:60頁)の過程なのであって、この過程は同時に「資本」の<資本>への、すなわち「広義の産業資本」の「狭義の産業資本」への「変容＝発生」を含んでいるのである。<資本>が<資本>に「分化＝転化」するのに対して、「資本」は<資本>に「変容＝発生」する。「資本」⇒<資本>における「変容＝発生」の関係に対する「分化＝転化」の関係の適用は、そこで「資本」の特殊性および「資本」⇒<資本>の過程の固有性を見失わせてしまう負の側面をもつのである。

このように「資本」⇒<資本>およびその「変容＝発生」の関係を掘り起こしてみると、本論文における従来説の総括ないしそれに対する評価、すなわち、「産業資本を母体とする商業資本の分化発生」＝「産業資本に対する「内部的機構＝従属的機構」としての商業資本」という見方は、一面的な見方であった可能性が残ろう。「資本」⇒<資本>における「変容＝発生」の関係は、単純な「内部化＝従属化」の関係としては捉えきれない側面をもつ。市場機構論において「産業資本から見て「外部的機構」という種に属する資本」(3:51頁)の存在を認めていない従来説にあっても、その端緒におかれていた産業資本像を分析する限り、商業資本が産業資本に対する「内部的機構＝従属的機構」以外の機構として描かれる素地はあったといえよう。

以上のことから問われることになるのは、言うまでもなく、「商人資本を含めた商品売買形式の資本(商品売買資本)を発生母体」(同上)のひとつにくわえることの意義であろう。産業資本を発生母体とする商業資本が、必ずしも産業資本に対する「内部的機構＝従属的機構」ではないとすれば、「代理母型の分化発生」および「外部性＝独立性」に特徴づけられる元「商品売買資本」であった商業資本の市場機構論における位置づけは如何なるものとなるのであろうか。言い換えると、この論理を導入することの最大のポイントは、どの点にあると言えることになるのであろうか。本稿は、もっとも断定はで

きないが、おそらくは既述したように、流通論と市場機構論とのリンクおよびそれを通じた資本主義理解の刷新にこそ、本論文におけるこの論理導入の眼目が置かれているとみる。

尚、繰り返し述べておくが、以上の疑問はあくまで「代理母型の分化発生」の試みに対する評価を留保したうえでの批評にすぎず、筆者が現時点においてこの試みを否定しているということを含むものではない。

[4] 本節における第3のポイントは、「発生」の要件の特定可能性と、「分化=転化」の順序あるいは主体の特定不能性を明示した点にある。すでに若干ふれたが、本論文では、市場機構論において商業資本論、信用論（貸付資本論）、資本市場論（株式資本論）の三者が如何なる順序をもって配置されるのかという問題、あるいは銀行資本として独立化する主体を商業資本に設定する議論に象徴されるように、ある資本種へと「分化=転化」する主体を特定の資本種に絞り込むことは妥当か否かという問題に対して、その解が論理的には導出しえないという立場が明確に打ち出されている。こうした問題群が、これまでの市場機構論（利子論）研究において多くの議論が交わされてきた問題群であるということ、特に前者に関しては、それが宇野[1964]から山口[1985]に至る過程で、「商業資本論→信用論」の順序で一応の決着がついたかに思えた問題であり、この体系構成の決定を踏まえ市場機構論における幾多の原理的諸規定が行われてきたことからすると、本論文の議論は現時点における市場機構論の枠組みそのものに揺さぶりをかける重大な問題提起であるといつてよい。

振り返ってみると、山口にあっては「商業資本を原理的に解明すること」、「つまり「具体的な諸要因が錯綜する現実的な運動過程の内部に商業資本の基本的な意義をいわば構造的に、立体的に位置づけることは、原理論の展開においては、構成上の位置を確定することによってのみ果たされる」（山口[1983a]108-109頁）とあるように、商業資本論の信用論に対する体系上の位置関係は、商業資本の原理的規定を左右するものであると捉えられていた。実際、宇野の体系構成とは異なりそれとは逆の商業資本論を信用論に先行させる体系構成が採用されることによって、商業資本の原理的規定にはいくつかの重要な変更が加えられている。小売商としての商業資本像から卸売商をも含めた商業資本像への転換、信用を極力利用する商業資本像から容易には受信し難い商業資本像への転換などが、ひとまず目につきやすいものとして挙げられよう³³⁾。こうした変更は商業資本論にとどまらず、それに後続されることになった信用論においても、例えば商業資本を母体とする銀行資本の独立化が論じられるなど、新たな体系順序に沿った原理的規定が与えられている。

こうした商業資本ないし信用の原理的規定を直接に左右する体系構成に関し、それを商業資本論→信用論と置くことの論拠は山口にあっては次の二つの側面、すなわち、①商業資本と銀行資本ないし信用制度の個別産業資本の利潤率増進活動に対して果たす役割、②それら機構の意図せざる社会的な役割、とりわけ利潤率の均等化に対して果たす役割から説明されていた（山口[1998]14頁）。もっとも、この二つの側面は必ずしも等位の関係にあるものではなく、「利潤率の均等化の過程における構造的役割の相違は個別産業資本の蓄積にとっての実質的な機能の相違に規定されている」（同上書17頁）とあるように、事実上①の個別産業資本の利潤率増進活動に対して果たす役割の相違が、商業資本論を信用論に先行させる体系構成を採用する際の第一義的観点となっている。そしてこの個別産業資本に対する役割の相違を決定づけ、信用制度を商業資本に比して「より展開した」あるいは「より高度な」機構に定置することを可能にした究極的な論拠が（山口[1983a]244頁）、筆者のみる限りでは山口に独自の「信用創造」規定、すなわち信用関係を、直接的な資金の融通関係としてではなく、「将来の貨幣の還流を予定したいわば先取的な資金創出の関係」（山口[1984]62頁）として押さえた点であったと考えられる³⁴⁾。「信用関係は将来の先取りという点でより高度な流通関係を展開するもの」であり、「個別資本にとっての意義の対比によっても商業資本の方が先行的」なのである（山口[1998]17頁）。

このように、体系構成変更の論拠を独自の「信用創造」規定によって固めた山口に対して、本論文ではこのことに直接関連して言及されているのではないが、この論拠を実質的に無効化する説明が行われ

ている。「たとえ産業資本からの買い取りが信用取引ではなく現金取引で行われるだけだとしても、商業資本はいわば一種の信用創造を行っている」（3:64頁）——との説明がそれである。すなわち、「他の商業資本への転売を予定して商品を買取る商業資本は、ちょうど商業信用における与信資本のように、将来の需要を先取りして現在の購買を行っている」（同上）という点、つまり商業資本の機能のうちに実質的に「信用創造」と同様の機能が看取できるのであれば、商業資本に比して信用関係が「将来の先取りという点でより高度な流通関係を展開する」ということはできない。信用制度は、個別産業資本の利潤率増進活動に対し果たす役割からみて、少なくとも商業資本と並列的な位置には引き戻されることになる。このことが同時に、商業資本の銀行資本への「分化＝転化」というロジックを一旦封じることになるのは言うまでもないであろう。「商業資本論→信用論」の体系構成および「商業資本→銀行資本」の系譜的分化を可能とした論拠は、商業資本の機能が信用の機能に引きつけて理解されることによって、実質的にその効力を剥奪されているのである³⁵⁾。

もっとも本論文では、山口によって信用制度に対し下された、商業資本に比して「より高度」な機構であるとの判定自体を覆すことにはなく、判定結果それ自体が生まれながらにして抱えこんでいる判定基準の恣意性に纏わる「根本的な不透明さ」（3:56頁）、および諸市場機構についての順序・「分化＝転化」主体の特定不能性ないし特定不要性を暴露することに重きが置かれている。この限りでは、したがって、ここで述べた体系構成の論拠の実質的無効化は、おそらく本論文が直接に企図したものとはいえないであろう。だがいずれにせよ、体系構成の問題が、『資本論』（商業資本論⇒信用論）→宇野（信用⇒商業）→山口（商業⇒信用）を経た現時点においても尚未決であることを本論文が告知していることに疑いはない。むしろ未決としての帰結に対する積極的な肯定の姿勢こそ、本論文がこの問題に対して下す唯一の判定なのである。

6. 商業資本の「外的独立性」をめぐって（本論文第5節）

[1] 本論文の第5節では、その第1項の標題にもあるように、商業資本の産業資本に対する「外的独立性」をとりわけ重視する視角が全面的に打ち出されている。このことは裏を返せば、産業資本に対する「内的依存性」という概念そのものを相対化する」（3:77頁）試みである。

ここでいう「内的依存性」および「外的独立性」とは、簡潔に言えば、前者が「商業利潤の源泉は産業利潤を措いて他にはないという規定」（3:61頁）であるのに対し、後者は「固有の販売促進機能を發揮して縮小代位を行う」（2:25頁）といった側面、あるいは「投機的な在庫形成」（3:61頁）や「将来販売の先取り、つまり「見込需要」の創出」（3:62頁）といった商業資本の独自の活動を指している。これらの諸規定は『資本論』第3巻第4篇第18章「商人資本の回転 価格」によるものであるが、ここでは商業資本の「外的独立性」は「内的依存性」に対する「外面的・仮象的なヴェール」にすぎないものであり、「恐慌期における投機の破綻に明らかなように、結局は産業資本にたいする「内的依存性」を露呈せざるをえない」ものとして扱われている（3:61頁）。その恐慌論において、商業資本を「好況期における再生産過程の発展をその投機的活動による価格の騰貴によって歪曲して表現し、真実の価格関係を隠蔽する」ものゆえに捨象すべきことを主張した宇野にも、大筋でこれと同様の視角を看取することができよう（宇野[1953]78頁）。本論文において「従来」と冠される、産業資本にあたかも従属するような商業資本像が導出された背景には、こうした「外的独立性」の「内的依存性」に対する虚構性への肯定的な姿勢が貫かれていたのである。

翻って、「もう一つ」の商業資本にあっては、自身の価値増殖を追求するうえで不可欠なる契機をなすものとして、「外的独立性」がその性格ないし行動様式に織り込まれている。「もう一つ」の商人資本像の樹立がこの布石となっているということは、すでに第2節で述べたように明らかであろう。できる限り安く買うことによって再販売価格と卸売価格との差額＝「粗利益（売上利益）」（3:61頁）を

増やすことに飽き足らず、一方でより早く売る、且つ流通費用を節減することによって「純利益（営業利益）」（3:62頁）³⁶⁾の増嵩を図り、他方で投機的に商品在庫を形成することによってその「評価益」（3:64頁）の増嵩をも図る、「もう一つ」の商業資本は独自の増殖原理を発揮することによって、産業資本に対する「内的依存性」およびそれと密接不可分の関係にある「従来の」商業資本像の相対化を押し進めていくのである。

こうした「もう一つ」の商業資本から振り返ってみると、「外的独立性」を絶たれた商業資本＝「普通の商業」（1:44頁）などは、もはや資本としては去勢されたに等しい存在にも映ろう。「もう一つ」の商業資本であればどの個別資本も一つや二つはもって然るべき、「仮想的な需要」を創出したり、商品在庫の評価額に色を付けさせるような口説き文句さえ知らぬ「普通の商業」に、その資本としての生存を保障する利潤を引き寄せることのできる魅力はない。産業資本に言い寄って生産を自分色に染めるなど、おそらくこのような商業資本には思い至らぬ発想であろう。これらの主体を基礎に組み立てられる機構が、したがってそのうちに「変容（自己変容）」（3:75頁）の動力を欠くことも、主体それ自身の「変容」の可能性が「普通の商業」をもって除去されていることからみて、容易に想像できるのである。

ともあれ、以上のような商業資本の「外的独立性」の意義を強調する本論文の視角は、ひとつは商業資本の投機的性格に関する議論として、またひとつは商業利潤に関する議論として展開されている。本論文の筆致に比べあまりに芸が無く恥じ入る次第であるが、本節においても前節までと同様、議論のポイントを示すことから始めていこう³⁷⁾。

[2] 第1のポイントは、「商業資本の流通活動は、いかなる場合でも必然的に将来需要を見込んだ投機的活動とならざるをえない」（3:61頁）とする視角にある。これは本論文の冒頭「はじめに」の時点ですでに発せられていた「「普通の商業」と「投機」との機械的分離が果たして可能であるかどうか」（1:44頁）との疑問に対する、本論文の見解にあたるものになる。

すでに多少ふれたように、この視角ないし見解は、商業資本の投機的活動を、それを捨象するか否かにかかわらず、ひとまず恐慌論ないし景気循環論レベルにおける問題として、それも好況末期という非常に限定された一局面における特有の現象として扱ってきた議論に対して、そしてまた同時に、この議論の裏側に張り付いている、商業資本からその投機的性格を捨象した「普通の商業」こそが商業資本論の主たる対象であるとする議論に対して向けられている。言うまでもなく、これは投機の問題を景気循環論から商業資本論に一旦差し戻し「「普通の商業」や「内的依存性」という概念そのものを相対化」することによって、一方の「普通の商業」と密接不可分であった「商業資本それ自体は「変容」しないという命題」と、もう一方の「内的依存性」に対し「外的独立性」は虚構でしかないという命題を併せて転覆させることが狙いであろう（3:77頁）。単に投機それ自体を拾い上げ、それを「「普通の商業」に付け足すこと」（同上）などここでは求められていない。ここで獲得されるべきは、「外的独立性」を遺憾なく発揮し、資本主義的市場機構の「変容」の動力たる資格を兼ね備えた、それ自身「変容」することをなんら厭わない「もう一つ」の商業資本像である。

若干議論が脇道にそれるが、本論文において問題として取り上げられている保管・運輸業務も、この投機の問題と同様の理論的側面をもつものであると考えられよう。すなわち保管・運輸業務は、「流通過程に延長された生産過程」と広く呼ばれるように、「生産過程一般と同様に効率性原理による分業関係が可能となる」かのように考えられてきた節があるが、これは「保管対象や運輸対象となる商品の数量が事前に特定されており、その保管期間や運輸距離が事前に特定されている場合」、言い換えると「保管・運輸業務が、販売業務から完全に切り離されたかたちで、所定のスケジュールに則って営まれうる場合」のみに限定されるのであり、「実際には、保管対象やその保管期間も、運輸対象やその輸送距離も、商品の販売数量や納品日、納品先などが確定されてから後決めされるものにすぎない」（3:80頁）。つまり保管・運輸業務は、「販売業務と同様、スケジュールの読めない営み、事前のコスト計算の難し

い営み」なのであり、この点からするとあくまで不確定的で投機性を帯びた業務にならざるをえないということになる(同上)。要するに、「商業資本の流通活動は、いかなる場合でも……投機的活動とならざるをえない」のであれば、曲がりなりにも「商業資本の流通活動」の一環である保管・運輸業務も必然的に「投機的活動とならざるをえない」のであり、また「いかなる場合でも……投機的活動とならざるをえない」ことをもって商業資本論における「投機的活動」の捨象を否定するのであれば、保管・運輸業務も同じく商業資本論における捨象不能な一要素をなすことになる³⁸⁾。商業資本からの保管・運輸業務の捨象は、投機的活動の捨象の問題と強い粘着性をもつ問題なのである。

ともあれ、保管・運輸業務については一旦おくと、本題である投機の問題に関する上記の、「商業資本の流通活動は、いかなる場合でも必然的に将来需要を見込んだ投機的活動とならざるをえない」との説明方法は、他の箇所では、「見込需要」の創出は、商業資本にとっていかなる場合でも不可避である(3:62頁)というように、同様の言い回しをもって説明されている。では、なぜ「投機的活動とならざるをえない」のか、あるいはなぜ「不可避である」のか、その理由については次のように説明が付けられている。すなわち、「商業資本の流通活動は、無事に再販売を終えた結果の側から振り返れば、「見込需要」ではなく実需を反映した堅実な活動であったかのように映ろうが、それはあくまで事後的な規定でしかない。(2)の増殖原理〔「商品をより早く売る」(3:61頁)〕を追求しようとするれば、商業資本は将来販売を見越して早く仕入れる以外にないのである(3:62頁, [] および [] 内は筆者)。

みられるように、説明の前半部分では、商業資本の販売活動が確定的な「実需」に対してではなく、不確定的な「見込需要」に対して展開されるものであることが示されている。おそらく、これを転倒させて、商業資本の活動を「実需を反映した堅実な活動」であるとする見方、つまり結果の側から行動内容を規定する見方は、「行動論」的ではなく「行く先論」的な説明になってしまっていることであろう³⁹⁾。この点から振り返ると、うえで述べた保管・運輸業務の「生産過程一般」との同一視も、実際には「後決めされるもの」である保管期間や輸送距離をあたかも事前に確定的なものとして資本の行動原理にはめ込んだ、同じく「行く先論」的な説明であったことが分かる。また説明の後半部分では、「商品をより早く売る」という増殖原理の追求には、必ず「見込需要」に基づく仕入れ、つまり将来の需要を先取りした買付が随伴することが示されている。このことから察するに、この増殖原理こそが「商業資本の流通活動」を「投機的活動とならざるをえない」ものにすると同時に、商業資本に産業資本に対する「外的独立性」を保障する原理であるというのが本論文の立場となろう。

もっとも、ここでいうところの「投機的活動」はあくまで商業資本にとって「ならざるをえない」もの、つまり究極的には販売の不確定性の存在ゆえに必然的にそう「ならざるをえない」という意味の、受動的ニュアンスをもつ「投機的活動」の一側面であり、したがってここでいう「外的独立性」もあくまでこの受動性に対応した、いわば「発揮せざるをえない」とでも形容しうる「外的独立性」の一側面である。後述するように、商業資本の「外的独立性」が本格的に産業資本に対し顕示されるのは、「あえて商品在庫を形成し、その評価額を釣り上げようとする投機的側面」(3:63頁)においてであり、そこに至ってはじめて「投機的活動」ないし「外的独立性」は、「ならざるをえない」あるいは「発揮せざるをえない」ものから商業資本が自ら積極的に獲得するものとなるのである。

[3] 本節の第2のポイントは、商業資本の投機的活動に組織論的観点がもち込まれている点にある。「投機の考察は、およそ商業資本の分割に関することがすべてそうであるように、われわれの考察の範囲外にある」(K., III, S.318, [4] 384頁)とは、投機を問題にする際に度々引かれる『資本論』第3巻第4篇第18章における周知の記述であるが、この限りでは、「考察の範囲外」という点において「投機の考察」は「商業資本の分割に関すること」と同様ではあっても、この点以外の両者の関連性を尚この記述に求めることは困難であろう。従来もこのような解釈がなされてきたためであろうか、投機の問題を扱う際に「商業資本の分割に関すること」=組織論的観点の必要性が唱えられた痕跡を研究史において見出すことは、少なくとも筆者には困難であった。むしろ両者の関連が問われる以前に、商業組織自体

が議題に上ることさえ稀であったといえよう。両者の関連がはじめて正面から問われることになったのは、おそらく本論文に至ってである。

ここでも「もう一つの『資本論』の読み方」が顔をのぞかせる。本論文の第5節第2項「商業資本の独立性＝投機性」では、『資本論』第3巻の第18章「商人資本の回転 価格」というこれまで幾度となく取り上げられてきた章にありながらも事実上黙殺されてきた、「商人仲間では同じ商品が商人から商人へと売られるのが常であり、またこの種の流通が投機時代には非常に盛んなものに見えることもある」（K., III, S.315, [4] 380頁）という記述の発掘をつうじて⁴⁰、たとえこの「商人仲間のなかでの回転」が「まったく問題外」（同上）とされるにせよ『資本論』では「商業機構のもつ投機的な側面」（3:63頁）に注意が払われていたということ、すなわち「個別の商業資本の下では短命に終わりかねない「仮想的な需要」が、転売ネットワークで結ばれた「商人仲間」の下ではいっそう長続きし、かつ膨張し、実需以上に確かな手応えを感じさせる」（3:64頁）という示唆がここから汲み取られるべきことが論じられている。

したがって上記の「投機の考察は、およそ商業資本の分割に関することがすべてそうであるように、われわれの考察の範囲外にある」という『資本論』の記述も、本論文のこうした視角から照射すれば、「マルクスは投機の問題を、「商業資本の分割」という問題と一纏めにして商業資本論のメニューから外そうとしている」（3:95頁）、あるいは「商業資本の投機的な性格と併せて、その組織的性格までが捨象されているように読める」（1:44頁）とあるように、「投機の考察」と「商業資本の分割に関すること」とが、それらを原理的考察から捨象するか否かにかかわらず、「一纏め」あるいは「併せて」論じられるべき事柄とされるのである。

この視角をもってすれば、投機を問題するにあたり組織論的観点を導入することは、「考察の範囲外」あるいは「どうでもよいこと」（K., III, S.316, [4] 380頁）であるどころか、それ無しには投機の本質に迫ることのできない必須の要件となる⁴¹。「あえて商品在庫を形成し、その評価額を釣り上げようとする投機的側面」こそが、「本稿の狙い」である商業資本の「内的依存性」という概念そのものを相対化する」（3:77頁）、つまり商業資本の「外的独立性」を顕示するうえでの鍵となるものであれば、本論文における組織論的観点の大幅な導入も、この商業資本のもつ「投機的側面」を、それを「商業機構のもつ投機的な側面」（3:63頁）として描き直すことをつうじて一層強化する点に最大の目的がおかれていたとも考えられよう。振り返ってみれば、中核と周縁の二重構造自体も、「産業資本にたいする商業機構の相対的独立性を高める要因となる」（2:25頁）ものとして設営されていたのであった。商業資本の「外的独立性」を原理論において確固たるものにするという共通の目的が、「投機的側面」および組織論的観点の両者にあるべき本来の結びつきの原理論における復権を喚起するのである。

[4] 本節における第3のポイントは、商業利潤の取得根拠の二重性および源泉の二重性を明らかにしている点にある。商業資本の「外的独立性」を掘り起こす以上のような作業は、つづいて「商業利潤の源泉は産業利潤を措いて他にはないという規定」（3:61頁）である「内的依存性」の再考を必然的に促すことになる。

はじめに商業利潤の取得根拠の二重性の側からみていこう。ここでの議論のポイントは、この「内的依存性」の規定が、本論文においては「全体的依存性」（3:62頁）、あるいは「マクロな関係性の範疇に属するもの」（3:93-94頁）であると捉えられている点、言い換えると、「総商業資本と総産業資本との間で成立するいわば社会的な分配関係でしかない」（2:47頁）と把握されている点にある。またこれに対応して、「外的独立性」というものが「個別的独立性」（3:62頁）、あるいは「他の商業資本との関係における「独立性」ないし「独自性」」（3:61頁）として把握されている点にある。

すなわち、総商業資本の取得する総利潤（総商業利潤）が、たとえ総産業資本の取得する総利潤（総産業利潤）からの分与を源泉とするにしても、それは「総商業資本と総産業資本との間で成立するいわば社会的な分配関係」（2:47頁）を意味するにすぎないのであって、互いに競争関係にある個別諸商業

資本の取得する諸利潤が、各々の前貸資本の量的比率に準じて総商業利潤から比例的に分配されるということまでも意味するのではない。個別の商業資本は独自に商品の回転を促進するとともに、独自の集中代位機能をもって流通上の諸費用をも節減する、つまりそれぞれ個別的に縮小代位機能を発揮することによって自身の取得する商業利潤を追加的に増進させるのであり、この「個別的独立性」の産業資本に対する非従属性を踏まえると、「個別的な商業利潤には、産業資本との関係における「依存性」によって規定される部分と、他の商業資本との関係における「独立性」ないし「独自性」によって規定される部分とが同居している」（3:61頁）という見方をとることも十分に可能となる。個別商業資本の取得する利潤には、このように対産業資本との関係性と対商業資本との関係性、「依存性」と「独立性」、全体性（マクロ）と個別性（ミクロ）とを通じた二重の取得根拠が存在するのであり、いずれか一方が実体的根拠を有し、他方が「虚偽」ないし「見せ掛け」であるというような関係にあるわけではないのである（同上）⁴²⁾。

もっとも、これまでも商業利潤の取得根拠については、産業資本と商業資本との間における委譲・代位関係において発生する再販売価格（商業資本における販売価格）と卸売価格（商業資本における買取価格）との価格差⁴³⁾と、商業資本のもとでの販売期間の短縮ないし流通上の諸費用の節減等を通じた縮小代位（有効代位）との、「二段構えの説明ないし二つの側面からの説明」（山口[1998]150頁）が施されてきた。このうち前者の取得根拠は商業資本の発生根拠と重ねて論じられ、この発生根拠はまた、社会的な流通上の諸費用の節減がなくとも商業資本の発生は論じられるとする単純代位説をもって理解されてきたのであるが、発生根拠が単純代位で説明できるということは、決して商業資本における利潤取得の根拠がそれのみで説明し尽くされることを意味しているわけではなかった。個別の商業資本のもとでは、他方で集中代位機能等をつうじた縮小代位が行われ、この側面においても商業利潤の取得根拠は指摘されてきたのである。したがって、この「二段構えの説明ないし二つの側面からの説明」の限りにおいては、実質的に「依存性」と「独立性」とを兼ね備えた「商業利潤の二重性」（3:61頁）が示唆されていたといつてよいであろう。

しかし、この商業利潤の取得根拠を基礎づける「二段構えの説明ないし二つの側面からの説明」は、必ずしも「二つの側面」が互いに等位の説明力をもつものとはされていない。こうした「二段構えの説明」をとる山口にあっては、商業資本における「利潤取得の根拠の基本は、産業資本の不確定的な流通過程の委譲にともなう利潤の移譲にある」のであって、商業資本のもとにおける縮小代位（「流通費用の節約ないし資本の回転の促進」）は、「産業資本より譲渡される利潤を前提にした上での利潤率のいわば二次的な増減の問題といつてよい」（山口[1983a]86頁）とされるのであり、「二段構えの説明」も事実上「一段構えの説明」で事足りる結果となっている。ここでは、商業資本の「独立性」に基づく取得根拠は、あくまで「産業資本より譲渡される利潤を前提にした上で」、その前提と矛盾しない範囲内において論じられるにすぎないのであって、実質的に示されていたはずの「商業利潤の二重性」も、結局のところ「独立性」を沈潜させた、「依存性」のもとでの単一的な商業利潤の把握へと旋回することになるのである⁴⁴⁾。

このように、商業資本の「独立性」の一端を示す縮小代位機能による商業利潤の追加的増進部分が、「依存性」を示す前段の価格差の問題に概ね回収されていることの背後には、（1）もとより委譲・代位関係において発生する価格差（＝再販売価格－卸売価格）こそが、産業資本から商業資本へと「意図せざる結果」として分与ないし移譲される商品一個当たりの利潤部分であり⁴⁵⁾、商業資本のもとでの販売増進ないし流通上の諸費用の節減は、先程引用したように、あくまで「産業資本より譲渡される利潤を前提にした上での利潤率のいわば二次的な増減の問題」とする視角がある。また、この視角のさらに背後には、（2）産業資本から商業資本への利潤の分与ないし移譲の問題は、個別的な委譲・代位関係の問題であるとする見方、つまり「意図せざる結果」として利潤を分与ないし移譲する主体は流過程を商業資本に委譲した個別産業資本に限定されるとする見方がある。さらにこの見方からすると、（3）委譲・代位競争を通じてあらわれる商品一個当たりの価格差（＝再販売価格－卸売価格）の総計こそが、総産

業資本から総商業資本へと「意図せざる結果」として分与ないし移譲される総利潤量＝総商業利潤量であると考えられよう。

これに対し本論文では、筆者の読みかぎり、(1') 委譲・代位局面で生じる価格差（＝産業資本自身が販売した際の販売価格ないし販売予想価格－卸売価格）は、産業資本から商業資本へと分与ないし移譲される商品一個当たりの利潤部分の全てではなく、商業資本のもとでの販売増進ないし流通上の諸費用の節減によっても利潤部分は規定される。このことは、(2') 商業資本に利潤を分与ないし移譲する主体が、商業資本に流通過程を委譲した個別産業資本のみに限定されるのではなく、それに委譲を留保した個別産業資本をも含めた総産業資本であると考えられているからにはほかならない。したがって、(3') 総商業資本の取得する総利潤量についても、それは個別産業資本の個別商業資本に対する値引き額（＝産業資本自身が販売した際の販売価格ないし販売予想価格－卸売価格）の総計としてではなく、販売促進ないし流通上の諸費用の節減等に基づく利潤取得および商業資本のもとでの再販売の終了をも含めて事後的に決定されることになる。

ここでの最大のポイントは、(2') の利潤を分与ないし移譲する側の主体の総体性にある。生産過程をその運動のうちを含む産業資本に比して、流通過程に特化することによって一層積極的な流通活動を展開する商業資本の登場は、商品市場に産業資本と商業資本との新たな競合関係を組み入れることで、商業資本を利用せずに自ら販売活動を行う産業資本にも一定の影響を与えることになる。例えば、商業資本が早く売るという戦略のもと相場よりも低い値付けを行うのであれば、同種商品を扱う産業資本にあっては当然それに反応せざるをえず、市場価格には下方への圧力が働くことになる。この状況においては、商業資本に流通過程を委譲していない産業資本にあっては、商業資本との競合関係に組み入れられることがなければ取得していた可能性がある利潤部分を失ったという可能性がでてくるのであるが、この利潤部分自体が「商業資本にたいする産業利潤の分与ないし移譲と考えられないことはない」（3:93頁）。また、このような販売価格の低廉化による損失によらずとも、商業資本の登場により競争が激化することで、流通過程を委譲していない産業資本のもとで当初予想していた販売数量を達成できないという場合にあっても、この売り上げの落ち込み分は実質的に商業資本への利潤の分与ないし移譲であるとも考えることもできよう。

要するに、ここで説かれているのは、利潤を分与ないし移譲する主体は、商業資本に流通過程を委譲した個別の産業資本だけでなく、それに委譲を留保した個別の産業資本をも加えた総産業資本と考えなければならないのであり、それゆえ個別の商業資本の取得する利潤部分も、委譲・代位関係で生じる価格差（＝産業資本自身が販売した際の販売価格ないし販売予想価格－卸売価格）として一面的に規定されるのではなく、商業資本のもとでの販売増進ないし流通上の諸費用の節減等の「独立性」を踏まえた二重の規定として、また総商業資本の総利潤量も、この委譲・代位関係で生じる価格差（＝産業資本自身が販売した際の販売価格ないし販売予想価格－卸売価格）の総計として規定されるのではなく、委譲・代位関係の外部にある産業資本からの実質的な利潤の分与ないし移譲を含めた規定として捉えなければならない——という点であるものと考えられよう。

[5] では、商業利潤の取得根拠の二重性についてはここまでにして、最後に商業利潤の源泉の二重性についてみておこう。すでに述べたように、商業資本の「外的独立性」は、流通期間の短縮ないし流通上の諸費用の節減によって「純利益（営業利益）」ないし「実売益」を増やそうとする側面においてではなく、「あえて商品在庫を形成し、その評価額を釣り上げようとする投機的側面」（3:63頁）においてこそ十全に発揮される。この側面においてこそ、「投機的活動」ないし「外的独立性」は、「ならざるをえない」あるいは「発揮せざるをえない」ものから、「あえて」自らすすんで展開される活動ないし発揮される「独立性」へと変貌を遂げるのである。

ここでの批判の矛先は、「仕入れた商品を生産価格で大量に売り捌き、毎期の現金収入を増やすことこそ「普通の商業」の常道と心得る商業資本像」（1:45頁）に、あるいは「年々の産業利潤からの分与

に依存した商業資本像」(3:64頁)に、そして「問題をあくまでフローとしての剰余価値の分配関係だけに限定していたマルクス」(3:96頁)に対して向けられている。すなわち、「あえて商品在庫を形成し、その評価額を釣り上げようとする投機的側面」を、従来考えられてきたように「内的依存性」に対する「外的独立性」として、つまり「内的依存性」を隠蔽する一時的な仮象」としてではなく(3:74頁)、「内的依存性」と「論理的に相互排他的な関係にあるとはいえない」(3:71頁)商業資本の産業資本に対する「外的独立性」を示すものとしてことのほか重視する本論文にあっては、この「投機的側面」における「商品在庫の評価額の増分のもたらす利益、いわゆる評価益は、年々の生産的労働のもたらす剰余価値のフロー部分(産業利潤)から分与される売買差益とは異なり、過去に形成・蓄積されてきた剰余価値のストック部分(資本利潤)に源泉をもつ」(3:64頁)ことが示されている⁴⁶⁾。このように商業利潤の源泉をフローとストックの二重のものとして捉えることは、剰余価値のフロー部分に限定して分配関係を論じていたマルクスに対する批判であることはもちろん、「毎期の現金収入を増やすこと」のみならず「計算上の評価益を増やそうとする」(1:45頁)、そして「年々の産業利潤」のみならず過去に蓄積されてきた「資本利潤」にも依存するような、要するに投機的側面を剥ぎ取られたあるいは消極化させた「従来の」商業資本像に対して、投機的な利潤増進活動を平時においても展開する「もう一つ」の商業資本像を対峙させる試みであるとみうる。

そればかりではない。批判の矛先は、従来の商業資本像のさらに深部へと向けられている。ここでいわれているのは、すなわち、商業資本の取得する利潤は「生産者からの搾取・収奪による譲渡利潤」として規定されるものではなく、また「産業資本からの委譲・分与による商業利潤」としても規定されるものではない。それは、「いわば経常的な営業利益と財産利益という二つの側面を有する」(3:64頁)。商人資本は譲渡利潤を、商業資本は商業利潤を取得するという従来における大筋での振り分けは、「商品生産者を支配する「主人」という商人資本像」と「産業資本に支配される「召使」という商業資本像」との(3:69頁)、あるいは資本主義的生産様式への移行期に没落していった「商品経済の歴史とともに古い商人資本、いわゆる前期的商業資本」と「産業資本主義の下で発生した商業資本、いわゆる近代的商業資本」との(1:42頁)、過度なる「機械的な分離」(3:64頁)の帰結である。これは商業資本を「商人資本の否定」として描くような「形式論理的=非歴史分析的な手法」、つまり「資本主義的生産様式の確立以前・確立以後でいわば歴史を二つに切り分けて、それらを横に並べて対比するような静学的な手法」に基づくものにすぎない(3:68頁)——という本稿第2節において述べた、従来の商人資本像の導出手法に対する批判である。

そして、ここからさらに批判の矛先は、こうした商人資本の「否定」による商業資本の導出手法の背景をなしている、マルクスにおける重商主義学説に対する評価にむけられている。すなわち、マルクスは商業資本の特徴として産業資本に対する「内的依存性」を過度に重視したため、「重商主義が主張するように、商業利潤は表面的に見ればたんなる売買差益であり「譲渡利潤 profit upon alienation」ではないが、かかる利潤の取得が可能であるのは等価性の原則が確立する以前の商業、つまり資本主義以前の商業までであって、資本主義的な商業利潤の取得根拠はそれと全く異なる」(3:70頁)との評価を下すことになった。これによって「外的独立性」は商業資本にとって過大な性格のものとして処理される格好になってしまったが、振り返ってみると「本来、商業資本が「内的依存性」に基づいて商業利潤を分与されるという命題と、商業資本が「外的独立性」に基づいて譲渡利潤を取得するという命題とは、論理的に相互排他的な関係にあるとはいえない」(3:71頁)うえに、「ストックとしての資産価値の移転関係のもたらす「当事者間における富の均衡の振動」を捉える上では、問題をあくまでフローとしての剰余価値の分配関係だけに限定していたマルクスよりも、スチュアートの方が僅かながらも有利な位置にあった」(3:96頁)とも考えられる。重商主義学説に対する冷淡な評価は、この学説が古典派に対し独自のメリットとして有す商業資本の「外的独立性」を、それとは似ても似つかぬ「外的独立性」へと還元してしまう結果を生み出しているものであり、またこれによって資本主義の以前と以後

における「内的依存性」の有無をもって商人資本とその「否定」たる商業資本との「機械的な分離」が図られてしまっている——このような批判が本論文において為されているものといえよう。

以上のことから分かるように、商業利潤の源泉を二重のものとして捉えることは、表向きにはその源泉をフローのみに絞り込み、商業資本の「外的独立性」＝「投機的側面」に背を向けてきたこれまでの諸説に対する批判と受け取れるが、その実はこのような従来の商業資本像の淵源たる、マルクスの重商主義学説に対する不当とも言える評価およびそれを導出する際の過度なる「形式論理的＝非歴史分析的な手法」に対する根本的な批判が伏在しており、そしてまたこうしたマルクスの視角を依然として堅持し商業資本の「外的独立性」を「内的依存性」に比して不当なまでに蔑ろにしてきた、これまでのマルクス経済学の商業資本像への強烈なアンチテーゼを内包しているのである。

おわりに

ここまで本稿は、本論文の節立てに沿ってその解読および検討を行ってきた。それらが尚、本論文の議論を理解するうえで不十分なものであることは重々承知であるが、最後にこの不十分さを認めたくえで可能な限りでの本論文の総括を行っておきたい。

[1] 「多型化」論と「変容」論をめぐって

本稿では第1節において、本論文のポイントのひとつが「もう一つ」というキーワードにあることを指摘した。実際、本論文に対するこれまでの解読および検討作業は、この「もう一つ」というキーワードが、単に本論文のポイントのひとつであるというだけでなく、これが本論文のコアとなるキーワードであることを示している。「もう一つ」の商人資本像、商業資本像、商業機構像、産業資本像、資本主義的生産様式像、労働市場像、方法論などが析出されている限りにおいては、「本稿は、一口に言えば、理論像の拡張を図ったことになる」(3:77頁)という本論文が下す自己評価にも本稿の立場からは首肯できよう。ただし、この「理論像の拡張」に関してここで論点をひとつ設けておきたい。それは本論文が描き出したこの「もう一つ」の理論像と、「結語」において繰り返し謳われている括弧付きの「「変容」」(3:75-83頁)というキーワードとの関連についてである。

「もう一つ」というキーワードは、前著(清水[2006])においてもコア概念として使用されていた「多型化」というキーワードと、おそらく同義ないしは強い親和性をもつ。「もう一つ」の理論像の導出は、この限りでは理論像の「もう一つ」の「型」の導出を意味しており⁴⁷⁾、事実本論文においては「型」という語ないし見方が「もう一つ」の理論像の導出に沿って幾度も登場している。本稿第1節では、この「もう一つ」の「型」を、極としての従來說に対する「もう一つ」の極としたうえで、この二極間において「多型性」や「変容」という語の内容が獲得されるであろうことを述べたのであるが、一方の「多型性」が文字通り「もう一つ」の「型」として提示される理論像であると理解されるとして、では他方の「変容」はどのようにこの「もう一つ」の「型」としての理論像にかかわっているのであろうか。

本稿のこれまでの議論から推論すると、本論文においては「もう一つ」の「型」の提示がそのまま「変容」を論じることに直結しているものと考えられる。すなわち、従來說とは対極の「もう一つ」の「型」を発掘する作業は、単に「型」を複数化すること、あるいはこれまでとは異なる「型」を提示すること自体を目的にしているのではなく、そうした極としての「型」を自ら生み出していく契機ないし因子を、本来の概念のうちに埋め込んでいく作業であったと捉えられるのである⁴⁸⁾。振り返ってみると、『資本論』第3巻第4篇第20章「商人資本に関する歴史的事実」があえて取り上げられた所以も、「商業資本の「純粋な形態」それ自体に、さまざまな種類や亜種を生み出す因子が内在していること」、「いいかえれば、商業資本の原理的な多型性を浮き彫りにすること」にあった(2:22-23頁)。「本稿は、一口に言えば、商業資本の「変容」ないし「変革」を立ち入って論じようとする姿勢を対置した」(3:76頁)

との自己評価も、商業資本の「もう一つ」の「型」の導出、つまりその「多型性」の提示が、「商業資本の「純粋な形態」」に対する「変容」の契機ないし因子の実装化に直結すると考えられているからこそであろう。本論文における「多型化」論は、この限りでは理論像の「変容」論と同値であると言えるのである。

こうした推論に鑑みると、先に述べた本論文が図ったとしている「理論像の拡張」のその内容は、「理論像の多型化」、といってもそれは「もう一つ」論＝「型」論よりも「変容」論と親和的な意味をもつ「多型化」であるため、むしろ「変容」の契機ないし因子を埋め込むことによる「理論像の広義化」と形容されるべき内容をもつ。このことは「もう一つの商業資本論」という本論文の標題が、マルクスにおける「広狭二義の商業資本論」のうちの「広義の商業資本」論を指すことから理解されよう（3:83頁）。

また、分析対象となる理論像がこのように「広義化」されていることは、「対象設定は主題設定と切り離しがたい関係にある」（1:46頁）との言を俟つまでもなく、その裏側で商業資本論の主題自体が「広義化」されたことを示している。商業資本の自立化論ないし利潤取得論を主題としてきたこれまでの議論に対し、商業資本の投機活動、商業組織、商業資本の生産への関与など、商業資本論の主題設定が本論文において更新されていることはこれまでみてきたとおりである。「商業資本の機能の変化や多様化を論じること」（同上）は、対象と主題の2つの「広義化」がなされてはじめて可能になる。現時点から振り返ると、本論文は、主題設定の広義化に分析対象たる商業資本の広義化を牽引させるかたちで、この「変容」を射程に収めようとしていたのだと言えよう。

ただし、以上のことはあくまで筆者の推論の域を出ない。「もう一つ」論＝「型」論の追究が「変容」論の追究になるのかどうか、「型」論と「変容」論とは本来的に親和的な議論であるのかどうかは、一旦議論を白紙に戻しあらためて考えてみる必要がある。

[2] 商業資本の定義をめぐって

ここまでの検討から振り返って、最後に問題となるのは、本論文において導出された商業資本＝「広義の商業資本」の定義であろう。ひとまず、これまでの研究上における商業資本の定義をいくつか掲げておこう。「商業資本は産業資本の運動における商品資本の貨幣資本への転化 $W' \rightarrow G'$ の過程、いいかえれば資本の運動における最も困難なる問題を含む商品の販売を産業資本に代って引受けて専門的に行いつつこれを促進することによって、いわば間接的に剰余価値の生産増加に寄与する」（宇野[1964]209頁）。商業資本は、「産業資本の生産物＝商品の流過程を専門的に、多かれすくなかれ多くの産業資本のそれを集中しつつ、遂行するという機能を果す」（大内[1982]409頁）。「生産過程をとり込まず、産業資本の流過程を専門的に引き受ける資本のことを商業資本という。商業資本は……産業資本とそれにたいする本来の売手あるいは買手との間に入ってそれらの間の売買をいわば仲介するのである」（山口[1985]209頁）。「個別産業資本のなかから、他の資本の販売過程を集中的に代行して、流過程に専門化する資本が発生する。このように産業資本の要請に応じて、流過程に再特化した資本を商業資本とよび、資本主義以前から交易活動に従事する商人資本と区別する」（小幡[2009]214頁）。「産業資本による社会的生産が編成されている中で、商品売買に特化する資本を商業資本と呼ぶことにする」（菅原[2012]257頁）。

これらの定義に照らしてみると、もはや言うまでもないが、本論文において提示されている商業資本はここから大きく逸脱しているものとなろう。産業資本の販売過程ないし流過程を専門的に引き受けるだけでなく、それに専門化ないし特化するというわけでもない。また売買の仲介をするだけでなく、生産価格で売り捌く堅実な活動に甘んじているわけでもない。そのうえ、個別産業資本のうちからのみ発生するわけでもない。本論文が提示する「広義の商業資本」は、生産過程を組み替える「産業オルガナイザー」（2:30頁）としての、あるいは労働市場の組織者＝「プロモーター（リクルーター）」（2:45頁）としての顔をもつ。また、「創業型の資本結合」（2:40頁）の担い手といった証券業資本としての、

あるいは資金の貸付や貨幣取扱業務をも行うといった銀行資本としての顔も併せてもつ。その投機的性格および出自の多元性はすでにみたとおりである。

ここに至って、本論文の「広義の商業資本」は如何なる定義をもつ資本と言えるのであろうか。言い換えると、本論文の商業資本像からみて、商業資本とは本来如何に定義されるべき資本なのであろうか。またこれに関連して、商業資本、銀行資本、証券業資本の「三種の資本の理論像は、その何れか一つだけを単独に描き直しうる性質のものではない」（1:53頁）とすると、銀行資本ないし証券業資本としての顔を併せてもつ「広義の商業資本」の描出は、銀行資本および証券業資本それぞれの機能ないし定義に如何なる影響を及ぼすことになるのであろうか。

これまでの商業資本の定義と対比すると、本論文の立場は、おそらく従来の商業資本像によって本来あるべき商業資本の定義が狭小化されてしまったというものになろう。「変容」を論じるうえで、分析対象となる商業資本の広義化は必須事項であり、これまでの「対象設定の下では、商業資本の機能の変化や多様化を論じることは著しく困難とならざるをえない」（1:46頁）。商業資本と本来定義されるべき資本像は、本論文の立場からは、「広義の商業資本」にこそ求められなければならないのである。

しかしこれとは反対に、むしろ本論文の商業資本像は商業資本の定義を過剰に広義化してしまっているという立場もあろう。評価は留保し、一旦この立場から本論文の「広義の商業資本」の定義を探っていくと、これが過剰広義化であるとする立場におけるありうべき理由の一つは、この「広義の商業資本」は商業資本というよりも、むしろこれまでも市場機構論の端緒におかれてきた「広義の産業資本」と同型の資本ではないかというものであろう。

すでに述べたように、市場機構論の端緒に登場する資本は、基本的には産業資本と呼称されるものの、それは商業資本などの機構が分化した後の流過程を概ね外部に移譲した「産業資本」とは異なり、機構が分化していく因子を内包した「広義の産業資本」である。この「広義の産業資本」は分化・発生論的方法に基づき設定された特殊理論的な資本、言い換えると、流通部面から生産部面まで全て自己で担う特殊な産業資本であると言えるが、これを起点に諸市場機構が展開されていくことは、「広義の産業資本」が本来的に商業資本、銀行資本、証券業資本としての因子ないし側面をもつことを含意していよう。この点からみると、本論文における「広義の商業資本」はこの「広義の産業資本」と同型ないしこれに近似することが分かる。これまでみてきたように、生産部面あるいは労働市場に強く関与し、銀行資本あるいは証券業資本の業務をも同時に遂行する「広義の商業資本」は、本論文においてはあくまで商業資本と呼ばれているにせよ、実質的には複数資本種の側面を保有する「広義の産業資本」と同型の資本であるとも言うるのである。

振り返ってみると、そもそも市場機構論の端緒におかれる資本、つまり商業資本、銀行資本、証券業資本、そしてこれら機構が分化した後の「産業資本」といった複数資本種の側面を兼ね備えている資本は、産業資本と呼ぶにはあまりに広く、また「広義の産業資本」と呼ぶにせよ、それはあくまで生産的側面ないし産業資本的側面を軸にみるというひとつの観点から与えられた呼称でしかない。

もっとも、こうした呼称ないし側面の重視は、市場機構論という理論領域を設定する目的が、「産業資本がその利潤率増進活動にとっての様々な制約を解除ないし緩和し、利潤率の増進をさらに促進するための組織・機構の展開を要請するものであること」（山口[1985]206頁）を明らかにすることにあるからであるが、これとは逆に「市場機構を起点として生じる資本主義的生産様式の変化」（3:75頁）を明らかにするという目的がある場合にあってはこの限りではないであろう。商人資本的形式の資本の存在をひとまず別とすれば、市場機構論の端緒におかれる資本を「広義の商業資本」と呼ぶことは、それを「広義の産業資本」と呼ぶことと同程度に可能なのである。実際、「産業資本にとっての流過程の外部委譲は、見方を変えれば、商業資本にとっての生産過程の外部委譲」（2:28頁）⁴⁹であるとの見方は、「広義の商業資本」を起点とする「産業資本」の発生を示唆しているとも受け取ることができる。「広義の産業資本」の流通的側面ないし市場機構的側面を重視した呼称が、「広義の商業資本」であるとも捉えられるわけである。

以上の推論からすると、本論文が描く「変容」の因子が搭載された「広義の商業資本」は、回り回って「変容」の因子を本来的に内蔵している「広義の産業資本」であったとも見方によってはいえよう。ただしこのことは、商業資本の定義に対する「広義の商業資本」の過剰性を、言い換えると、「広義の商業資本」が商業資本たりえないといったことを単に示唆するものではない。そうではなく、それは商業資本論という理論領域に対する「広義の商業資本」の過剰性を、つまり「広義の商業資本」が商業資本論を踏み出で、市場機構論さらには原理論体系というより一層広いフィールドにおいて論じられるべき資本であるということを示唆している。「もう一つの商業資本論」は「もう一つの市場機構論」、そして「もう一つの原理論」として論じられる必要があるわけである。

注

- 1) 以下、清水真志著「もう一つの商業資本論」(1)–(3), 『専修経済学論集』第48巻第1号–第3号, (2013・14年)からの引用は、(巻数:頁)のみであらわす。
- 2) 宇野学派における商業資本論に関するいくつかの研究書、例えば、宇野編[1968]、日高[1972]、山口[1983a]、石橋[1992]、菅原[1997]を繙いてみるに、そこでは『資本論』第3巻の第16章から第18章については詳細な検討がなされているものの、第20章についての検討は管見の限りでは見つけることができなかった。概ねこの第20章が、宇野学派において「歴史的・非原理的領域」(日高[1972]6頁)として捉えられているためであろう。こうした研究状況は、非宇野学派における商業資本論に関する研究書、例えば、井田[1975]、谷川[1981]、森下[1993]、但馬[1994]、大吹[2005]にあってもかわりはない。ただし、唯一の例外として鶴野[1988]は、わずか8頁ではあるが、ひとつの章を立てて第20章に言及している。しかしこれは「この章の内容を概括」したものであって、理論的に読み込みをかけるようなものではない。概括自体も「この章の冒頭のいくつかのパラグラフは、エンゲルスの編集によってこの章に包括されることになったもの」であるという理由から、部分的に省略されている(242頁)。
- 3) もっとも、このような「これからの『資本論』の読み方」は、本論文の専売特許ではない。例えば小幡[1997]は、『資本論』の「第1巻第11章から13章における協業・分業・機械制大工業に関する考察は10章「相対的剰余価値の概念」の歴史的な例解ととるべきではない。むしろ、……この領域は理論的に再読されるべき内容を蔵しているように思われる」(3頁)として、実質的にここでいうところの「これからの『資本論』の読み方」に基づいた理論構築のあり方を示している。
- 4) ただし、手放しで受容できるほど「これからの『資本論』の読み方」は平易なものではないであろう。ここで予想される困難は、詰まるところ「これまでの『資本論』の読み方」にあって十分に読まれてこなかったその理由に、すなわち、それら各章の記述が歴史ないし当時の現実問題に多く割かれているために、『資本論』第1巻第1篇「商品と貨幣」などの部分に比べて理論的な抽象度が非常に低いということにある。したがって、第1に、これを理論化するには抽象度を十分にあげることが求められるのであるが、この作業が不十分である場合、それは直ちに歴史ないし現実の理論への密輸入という愚を踏むことになる。また第2に、『資本論』の抽象度が低い箇所において、歴史ないし現実問題と関連して非常にさまざまな事象が記されていることは、それが理論的示唆の宝庫であることと同時に、理論化に都合により記述の選択および過度な読み込みを犯す危険性をはらんでいることを示している。「これからの『資本論』の読み方」は、生来抱え込んでいるこうした危険性を抑え込めない限り、はじめからこれと十分に距離をとった「これまでの『資本論』の読み方」に取って代わることはできないであろう。
- 5) 山口[1984]では、「市場機構ないし市場組織」(iii頁)という記述から分かるように、「組織」という語が「機構」とほぼ同義のものとして使用されている(この他に、山口[1987]7頁, 同[1998]8,43,50頁)。このことからすると、「市場機構論」の「市場組織論」への換言、さらには「機構論的観点」の「組織論的観点」への換言は、これまでの研究においても事実上承認されていたとみてよいのかもしれない。
- 6) 清水における組織論的観点のポイントを明確にするため、ここでひとまず、宇野学派の商業資本論研究における組織論的観点導入のはしりと目される二人の論者、福田豊と田中英明の議論の概要を記しておこう

——清水[2006]では、委譲＝代位関係の期間契約的性格を打ちだすにあたって、「両者から多くの示唆を受けている」（47頁）ことが述べられている——。

福田[1986]は、山口[1983a]における、いわゆる「押し出し」ないし「押し戻し」論に対して、こうした産業資本と商業資本との関係は、「一定の条件のもとでの可逆的な関係であるというよりは、いわば変化の方向が限られる不可逆的な関係に近いものとして理解されるべき」（268頁）という点を主張している。すなわち、「委譲したものが再び「押し戻される」ことになる場合には、「押し出す」ことによって形成されはじめた委譲によるメリットの獲得構造そのものが崩壊してしまうことになり、「押し戻される」関係がある限り委譲動機は生じない」ということになる、また「流通過程を押し戻されてしまった個別産業資本は、自己をとりまく環境が好転して、商業資本が再び流通過程を引き受けようと申し出ても」、「それを受けとめる動機を失ってしまっていることになる」という点が指摘されている（271頁）。

こうした点から、商業資本による産業資本の不確定性の解除は、「商業資本と産業資本との間に存在する流通過程の一種の相対的安定性として現われる」（272頁）ということが示される。ここで述べられている「相対的安定性」とは、「商業資本が長期間一定の数量の商品を産業資本から購入する」ことから付与される安定性ではなく、「取引の数量が減少する場合であれ増加する場合であれ、一定の傾向を形成するものとして取引量の連続的変化がみられるという意味での安定性」を指している（同上）。つまり、個別産業資本における不確定性の解除動機によって形成される、こうした商業資本との安定性をもった取引関係は、個別産業資本にとっての流通過程の不確定性による制約であるところの情報収集・分析活動——この活動は変動準備金や販売促進のための費用の規模を左右するとされている（272頁）——に対する支出の効率化の困難を回避することを可能にするのであり、こうして個別産業資本は、自ら流通過程を担当した場合には困難であった社会的な需要動向の傾向に沿った取引を商業資本との間で行うことで、直接に最終消費者と対峙することに比して相対的に安定的な流通過程を維持することが可能となるとされているのである。

以上、福田にあっては、商業資本の分化・独立の必然性は、産業資本にとっての流通過程の不確定性の解除動機が、商業資本とのこうした相対的に安定的な関係によって満たされることで明らかにされているのであり、こうして商業資本は一部の個別産業資本にとってのみでなく、「すべての個別産業資本の利潤率増進運動に、程度の差はあれ、寄与するもの」（275頁）として位置づけられているのである。

つづいて、田中英明の見解についてみていこう。田中は、個別産業資本にとって流通過程の不確定性とは「販売量や売買価格の不確定な変動やバラつき」（田中[2001]137頁）としてあらわれるものであり、このような変動に対して、並列的連続生産方式を採用しているごく一般的な産業資本は、固定資本の遊休を回避し一定の生産規模での生産の連続性を維持するため、「流通過程の変動の生産への影響を遮断しうるように、あらかじめ流通期間を設定しなければならない」（同[1996]162頁）とする。こうした個々の産業資本によって設定される流通期間とは、生産の連続性を重視し、「一定期間における「平均」よりも、より短期的な販売量のバラツキや変動のあり方を予想」（同[1997]202頁）して設定された「いわば予想最長流通期間」（201頁）を指すのであって、これに対応してなされる個々の産業資本による準備は、多くの場合に販売がより短い期間でなされることから、「結果的には絶えず繰り返し過大な原材料在庫や遊休貨幣が発生する」（同[1996]162頁）という過剰準備の滞留としてあらわれる。

こうした過剰準備部分は、資本の循環運動のうちに拘束されていることから生産拡大などへの転用は行なうことができず、したがって、流通資本の節約には「より短い「流通期間」への設定の変更」（同上）が必要とされるのであるが、こうした設定の変更には短期的な販売量の変動やバラツキの消極化の予想が前提となるため、商業資本との取引は「長期的かつ安定的な取引関係」（174頁）として築かれる必要があるとされている。ただし、商業資本との「一時的・スポット的な取引」（同[2001]148頁）が排除されているわけではなく、準備が不足した際に、低い価格であっても在庫商品の大量販売が可能であるという見通しが確保されれば、流通期間の設定の短縮化は可能であるとされている。だが、このようなスポット的な取引を繰り返し広げる商業資本との取引関係にあっては、産業資本は「押し戻し」や「買い叩き」の可能性を払拭することはできないため、確定化によるメリットの取得が困難となるということも示されている。また、「長期的・安定的な取引関係」については、売り手である産業資本が期待するこうした「安定的な取引関係」、つまり「価格や販売量には逐次的ないし場合によっては事後的な変更を許容しつつも、その変化が連続的であって、

とりわけ購入量の極端な変動や突然の取引関係の解消を買い手側が極力避けることが期待しうる関係」(159頁)は、買い手である商業資本にとっては複数のデメリットを生じさせるため、「その実現は一般的には困難」(148頁)であるとされており、こうした「長期的・安定的取引関係の一般的な機構としての成立は、社会的結合の基礎形式である信用関係の利用によるもの」(159頁)として展開されている。

以上のことから分かるように、商業資本のうちには、一方で取扱商品や取引相手を柔軟に変更しながら、スポット的な取引の繰り返しによって市場変動を積極的に利用する「商人資本的な行動原理」(149頁)に利潤取得の源泉を求める商業資本が存在し、他方で信用関係を利用しながら、産業資本と安定的な取引を繰り返す「産業社会の社会的結合を媒介する組織者」(161頁)としての行動原理に利潤取得の源泉を求める商業資本が存在する。田中が指摘するこうした「商業資本の二類型」(150頁)というあり方は、商業資本の行動原理を基本的にここでいう意味での「商人資本的な」それに絞り込んできた従来の議論に対し再考を迫るものであるといえよう。

7) このことは同時に、「商業資本を支配する「主人」という産業資本家像」が「商人資本に支配される「召使」という生産者・産業家像」の「否定」として、あるいはヒルファディングの『金融資本論』にみられるように、銀行資本が「高利貸資本の否定」として形式論理的に導出されていることに対する批判をも含んでいる(3:68-69頁)。

8) ここで次の点、すなわち、従来の商人資本像にみられた商品流通に対する外来性・寄生性ないし個人資本的性格を相対化する際に取り上げられている、マルクスおよび宇野における周知の規定、すなわち「共同体と共同体との間の「空所」に棲息する異邦人という商人資本像」(1:62頁)に関して確認しておきたい。

本論文によれば、この「異邦人としての商人資本像」は、ひとつには、「市場とは本来「単純な商品・貨幣流通」であり、そこでは余剰生産物がもち込まれ、貨幣を通じて間接的な物々交換 $W-G-W$ が執り行われるにすぎないという理解、いわば物質代謝的な商品流通像を前提」とする「社会的物質代謝の媒介者としての商人資本像」へと通じている。また同時に「商品自体を「自分に与えられた前提」とし「商品生産者同士の交換関係に後から割り込んで、両者の無知窮状に付け込んで搾取しようとする」、「市場をたんに外的環境として利用するだけ」の「商品流通の寄生者としての商人資本像」にも通じるものとされている

(1:63-64頁)。こうした旧来の商人資本像は、本論文ではそれが、かいつまんでいうと「生産をわがものにする」商人資本像とは程遠い」(1:64頁)ということをもって退けられているものと考えられるが、その際、旧来の商人資本像の胎盤とでもいうべき次の命題、すなわち「商品交換は、共同体の果てるところで、共同体が他の共同体またはその成員と接触する点で、始まる」(K., I, S.102, [1] 51頁)という『資本論』の命題、あるいは商品経済は「共同体と共同体との間の生産物の交換から発生した」(宇野[1964]5-6頁)という宇野の命題自体には、どのような処理がなされているのか。

9) ここで「商業機構ないし商人機構の本源的な組織性」(1:62頁)あるいは「商人組織」(1:64頁)といった場合の「組織」の内実について確認しておきたい。前節でも本論文の議論のポイントとして指摘したが、本論文では「組織」という語が非常に多用されている。ここではひとまず検討の幅を、問題にしている商人資本像にかかわる本論文第1節についての議論のみに絞っておくが、この第1節の第3項だけをとってみても、うえに挙げた2つの「組織」に加え、「商品流通を組織する」(1:64頁)、「商品生産は最初からそれなりに緊密な「経済的組織」、同職組合や生産組織を有していた」(同上)、「複数の生産者が商品生産の過程そのものにおいて組織的な結合関係を結ぶ」(1:65頁)、「一定の組織化を遂げている商品生産」(同上)というように、いくつもの「組織」という語を数えることができる。では、こうしたそれぞれの「組織」という語は何を指しているのだろうか。如何なる内容をもつ状態・関係が、ここで「組織」という語に括られているのだろうか。

考えをめぐらすと、「商人組織」や「組織的な結合関係」という場合の「組織」と、「商品流通を組織する」あるいは「一定の組織化を遂げている商品生産」という場合の「組織」とが異なる意味をもつようにもみえる。前者は商人と商人との、あるいは生産者と生産者との関係性といった、いわば対人間の結びつき、個の集合体を「組織」と呼んでいると考えられるのに対して、後者は、個ないし個の集合体の活動によって立ち現れる、いわば整備された流通過程ないし生産過程の状態を「組織」と呼んでいるものと推察される。

また前者だけをとってみても、その内容と思しき箇所を本文に求めるに、「広域的な分業ネットワーク」あるいは「広域的な交易ネットワーク」を構築している、「たんなる業務提携の域を超えて、貸付や出資といった資金融通の関係を結び、商人資産を集中・集積する」、「「商業民族」としての集団的行動に出る」、「個々の商人の「私事」とはいいがたい側面、いわば「商人世界の共同事業」というべき側面をもつ」とあるように(1:65頁)、それぞれ機能意志をもつ複数の商人ないし生産者が取引によって互いにあたかも一つの「組織」と呼ばれる状態を生み出しているのか、それとも互いの資産を結合して単一の機能意志のもとで「組織」というものを形成しているのかといった点、また相互に競争的・敵対的關係におかれた商人ないし生産者が「組織」の構成員であるのか、それとも協力的・協調的關係、とは言わずとも競争的でありながらも窮地の状態に陥った構成員を見捨てることのない友好性が「組織」の要素であるのかといった点、さらには個・「私事」としての商品経済的利益の追求が認められていることが「組織」であるのか、それとも「集団的行動」をつうじて「共同」の商品経済的利益の追求が目標とされるのが「組織」であるのか、といった複数の疑問がわいてくる程度に、ここでも「組織」という語に含まれる異質性に対し着目せざるをえない。

「組織」や「組織化」という語は一般的にも広く使われており、原理論研究にあっても銀行間組織論をはじめこれまでも少なからず使用されてきた。しかし管見ではあるが、これまで「組織」という語のその使い勝手の良さゆえの多義性・汎用性に対して、理論の立場からの正面切った批判的分析は行われてこなかったのではないかと。原理論における主体が織りなす関係性に、一般的に広く用いられている「組織」という語を安易に適用してきたのではないかと。こうした疑問が、全てとはいわずとも多少なりとも正鵠を射るものであるとすれば、筆者も基本的に支持している原理論の新たな潮流としての組織論的観点は、未だその足場を確固たるものとして築けていないということになるか、どうか。いずれにせよ、この新たな潮流の原理論体系に与えるインパクトを重くみるのであれば、「組織」という語自体に対する批判的検討・原理的考察は必須と言えるのではないかと。もっとも、清水[2006]において、「商品市場の「組織化」」(7頁)という概念の構築が追究されていたことは重々承知している。

- 10) 商人資本を「資本主義的生産様式の下でも生き残っているという意味において「最も古い」」(2:26頁)存在様式とみることの含意は、本論文の注67)(3:84頁)などをみる限り、おそらく労働力の商品化およびそれによる産業資本の成立をそのまま資本主義の成立であるとみる一般的な資本主義観を批判することにあるのであろう。本稿第5節で述べるが、商人資本をはじめとする商品売買形式の資本を市場機構論へと送り込む作業の真のポイントは、この点にあるのかもしれない。
- 11) 「商人資本から商業資本への歴史的変容」(3:74頁)との言い換えもある。
- 12) 二重構造が対産業資本との関係であるということは、産業資本側からのみ二重構造が描かれているということまで含んでいるのではない。商業資本側から産業資本側に、市場機構側から生産部面にアプローチすることによって二重構造が生成・屹立していく点が見落とされてはならない。本文において「ひとまず」対産業資本の関係において導出されていると述べたのはこの理由からである。
- 13) 本論文では商業機構の二重構造が如何にして導出されるのかについては詳しく再論されていないため、ひとまず清水[2006]に基づいて、以下その概要を示しておく。

清水は、流通期間の変動に対応するための産業資本における準備機構のあり方に関して、「過少準備を回避しようとするのが産業資本の一般的な行動様式であるとはいえ、それとは行動様式を異にする産業資本の存在も排除できない」とし、予想最大量の流通資本の準備が必要であるとする「「最大」説から外れた産業資本の準備行動のありうること」を指摘する(27頁)。こうした「最大」説から外れた産業資本による準備の節減方法には、「確定性の高い節減様式と不確定性の高い節減様式」との二様がある(同上)。すなわち、「産業資本は、一方において利潤率の増進という狭義のメリットを求めるものであり、それは流通資本の節減を促す要因となるが、他方においては資本価値の保存という広義のメリットを求めるものであり、それは流通資本の節減に歯止めを掛ける要因となる」のであって、こうした二つの要因のせめぎ合いから、流通資本の節減に対する「抵抗が強ければ、小幅でも高い確定性をもつ期間短縮効果が必要」であり、逆に抵抗が弱ければ、「確定性は低くても大幅の期間短縮効果が必要」となるとされている(同上)。

次に、商業資本の発生根拠に関して、清水は、産業資本が押し出した流過程の商業資本による「押し戻し」は特に珍しい事態ではないという見解を「大枠として受け入れる」（28頁）としながらも、「押し戻し」という事態が課す「双方にとっての一方的な関係打ち切りのリスクを縮減するため」（23頁）には、「取引中止の事前通達や取引規模の漸次的縮小など」（32頁）といった工夫を施した、「ある程度の期間契約的な確定性」をもつ「委譲=代位関係」（31頁）が要件となるということを描く。そして、商業資本によるこうした期間契約的な「代位」が、産業資本におけるより強い流通資本の節減に対する抵抗を解除するのに適したビヘイヴィアであり、「期間契約的な「代位」こそを、商業資本の典型的なビヘイヴィア」（39頁）として捉えるのに対して、流通資本に対する「節減抵抗が弱い場合の要請に応じるのは、ごく単発に大口の買い付けを行なうというタイプの「代位」（同上）であるということから、商業資本の分化=発生以後の商業機構は、「期間契約的な「代位」を行なう商業資本によって中核が占められ、これを単発的な「代位」を行なう商業資本が取り巻いている」という「二重構造」（40頁）をもつということが示されている。

以上のことから、清水[2006]にあっては、産業資本間にみられるような売買関係一般に比した、商業資本と産業資本との間に結ばれる委譲=代位関係の特性、つまりそれが期間契約的な性格をもつということが強調されており、くわえて、こうした「代位市場に特有の事情からそこでの現金取引に付与された粘着性」は、「信用取引がもともと具えているはずの粘着性とは区別されるべき」ということから、期間契約的な性格をもつ委譲=代位関係が売買関係一般のみならず信用関係の粘着性とも異質であるということが示されている（33頁）。このように切り出された期間契約的な委譲=代位関係であるからこそ、産業資本は「他の産業資本との取引をつうじても取得可能な期間短縮効果ではなく、商業資本との取引ならではの期間確定効果」（34頁）を得ることができ、これをもって「資本価値の保存という広義のメリット」（27頁）を担保しつつ、流通資本の節減を行うことが可能になるとされるのである。

つづけて、清水が述べる商業資本と産業資本間の「期間契約的な委譲=代位関係」の内容についてもみておこう。清水[2006]における叙述からみてとれる点をいくつか列挙すれば、①取引中止・押し戻しの事前通達の義務化や猶予期間の設定（33,229頁）、累積的数量割引（32頁）、取引規模の漸次的縮小の義務化（32,229頁）などの条件を含みうる、②一時に大量の商品を買い付けるという大口性や、生産を終えたばかりの商品を間を置かず買い取るという迅速性が特徴ではない（6頁）、③買取数量や卸値ならびに期間を固定する取引は期間契約的な取引のうち最も極端なケース（48,229頁）、④個別の事情に応じて一定の幅で変容しうる柔軟な関係（48頁）——などである。要するに、「「委譲=代位」の特性とは、取引の結び方や切り方に施される工夫、取引形態の組み替えにこそ存する」（230頁）のであり、そうした「工夫の余地は、関係を打ち切るにしてもその打ち切り方に猶予性をもたせること」（229頁）にあると考えられよう。

- 14) 清水[2006]にあっては、商業資本と産業資本との間で結ばれる委譲=代位関係は期間契約的な性格をもつとされているのであるが、こうした「委譲=代位関係の特性」（229頁）は、これとは異なる他の取引形式と比較して論じられている。そして、そこでは総じて二つの側面からの説明がなされている。すなわち、売買関係一般と比較した商業資本と産業資本との取引関係の固有性を強調する側面と、産業資本間の取引関係と比較した商業資本と産業資本との取引関係の固有性を強調する側面とである——売買関係一般と比較している例として、「売買関係一般に比した委譲=代位関係の特性」（清水[2006]227頁）という記述が、また産業資本間の取引関係と比較している例として、「産業資本と商業資本との間に結ばれる取引関係が、いかなる点で産業資本どうしの取引関係と異なるかという、委譲=代位関係のいわば形態的特性」（284頁）という記述が挙げられる。前者については他に23,35,36,227,229,285頁を、後者については他に5-6,34,88,284頁をそれぞれ参照されたい——。

前者における売買関係一般とは、期間契約的な取引関係ではなく、「基本的には単発的な取引関係にすぎず、持続するにしてもいつ何時打ち切られるともされないもの」（229頁）を指している。後者の産業資本間の取引関係が単発的なものであると考えられていることからすると（6,88頁）、産業資本間の取引関係と売買関係一般とは基本的に同一の事柄として押さえられているものと推察される。つまり、期間契約的な性格をもつという「委譲=代位関係の特性」を際立たせることは、これとは対照的に産業資本間の取引関係を

単発性として描出することを結果しており、こうして商業資本と産業資本との取引関係＝期間契約的、産業資本間の取引関係＝単発的、という基本的な切り分けがなされているものと推察されるのである。

しかし、「委譲＝代位関係と売買関係との差異を強調すること」（35頁）は、産業資本間の取引関係が委譲＝代位関係と異なる、つまり期間契約的な取引関係ではなく単発的な取引関係でしかないということまでを含みうるものか、どうか。言い換えると、産業資本間の取引関係においては期間契約的な性格はもちえないのかという点が、まず検討されなければならないのではないか。

- 15) 山口[2006]は、消費ないし欲望を起点に市場システムの分析を行っている、管見における数少ない論稿である。商品所有者の欲望ないし欲求を重視してきた宇野学派にあって、買手側の欲望ないし欲求のあり方を探る試みは、消費部面における資本の活動および消費部面を含む市場システム全体の分析を行ううえで有益である。
- 16) ここで、本節におけるその他の疑問点を一応述べておく。ただし、本論文が「もう一つ」の商業資本論、さらには「もう一つ」の原理論を構築しようという、細部よりも全体にかかわる非常に大きな問題を扱っていることからして、以下の疑問点は本論文に対し提出すべき疑問点としてはあまりに些末なものであることをあらかじめ断わっておく。疑問点は、中核部分と周縁部分との関連についてのものである。簡潔に3点に分けて示しておく。

【1】「一定程度の組織化を遂げた転売ネットワークとしての商業機構」（2:24頁）というものは、中核と周縁を含めて構築されるものか、それとも中核の商業資本間に限定されるのか。本論文では、この「一定程度の組織化を遂げた転売ネットワークとしての商業機構」といわれているものが、例えば、「商業資本間の転売機構が組織化」（1:46頁）、「広域的な交易ネットワーク」（1:65頁）、「商業資本間の再販売ネットワークを始めとする商業機構の組織化」（2:30頁）、「転売ネットワークで結ばれた「商人仲間」」（3:64頁）、というようにほぼ同様と推定される語で繰り返し登場している。だが筆者の見落としがなければ、この「転売ネットワーク」がどのように構築されていくかについての説明は本論文ではなされていないように思われる——ただし、「転売ネットワーク」が構築される誘因については、例えば、「加工度の異なるさまざまな部品や半製品を、さまざまな生産部門に跨って取り揃えようとしても、個別の商業資本では自ずから限界がある。……加工度の異なる商品を多数取り揃えるという垂直的な商品集積を実現させようとするれば、商業機構にもいっそうの組織性の高さが、つまり守備範囲の広さが求められる」（2:30頁）、などと説明されている——。要は、「転売ネットワーク」が中核・周縁の二重構造とどのように関連しているのかについてみえてこないのである。これには本文において述べたように、二重構造が対産業資本との関係で描出されていることがかかわっているのかもしれない。例えば、商業資本間の関係から、中核・周縁などの商業機構の構造化が進められたのであれば、ここでいう「転売ネットワーク」といわれるもの自体の詳細な検討は不可避であったのではないだろうか。

【2】商業資本間に、期間契約的な一定程度の粘着性があるような取引関係は存在するのか。あるとすれば、それは如何なる誘因によってとり結ばれるのか、またそれは中核の商業資本のみに限定されるのか。この疑問も、うえで述べたように、商業資本間の転売機構の構築の説明がなされていない（と思われる）ことにかかわる。期間契約的な取引関係は、注14)でもふれたように、基本的に商業資本と産業資本との間に結ばれる取引関係、つまり委譲＝代位関係をさすものである。この委譲＝代位関係と売買関係との区別が強調されることで、産業資本間の取引関係は期間契約的な取引とは異なる単発的な取引関係＝売買関係として描かれているようにも推論されたのである。この推論の当否についてはひとまず措くにしても、このように産業資本間の取引関係について推論できることと同程度に、本論文において商業資本間の取引関係が期間契約的か否かを推論することは可能であるのか、どうか。

もっとも、むしろ逆に、本論文はそのような推論の可能性を意図的に封じている、つまり期間契約的取引が流通期間の確定化を求める産業資本との関係で導出されている以上、これをそのまま商業資本間の取引関係に適用できるかどうかを問うこと自体、期間契約的取引という枠組みを立てたことの意義をないがしろにするものであるということなのかもしれない。思えば、従来の商業資本論研究において商業組織論が論じられていなかったことは、論じる必要がないという視角と対であった。論じられていることだけでなく、論じ

られていないことそれ自体に本論文の意図があるとすれば、ここでの疑問も本論文にとっては疑問ならざる愚問となるのであろう。

【3】周縁部分には「商人資本的な性格を強く残した商業資本、つまりもともと「内的依存性」の弱い商業資本」が「寄生」しているとされているが(2:25頁)、①「もともと」という語がつくのは、この商業資本が「商人資本のような商品売買形式の資本」(3:52頁)から転化したものであるからか、それとも産業資本を母体に分化発生する商業資本にも「もともと「内的依存性」の弱い」ものがあるのか、②後者であれば、周縁部分には「もともと「内的依存性」の弱い」という点では1種、発生母体が異なる点では少なくとも2種の商業資本が存在することになるが、これは単一種であるということ強くすべきか、それとも複数種である点をもって区別すべきか、③後者の複数種である点をもって区別すべきということであるとすれば、発生母体の違いはどのようにそれぞれの資本行動に反映されるのか、如何なる相違があるのか。

ついでに追加して疑問点を述べておくと、④本論文では、産業資本以外に商業資本の母体となるのは、筆者の読みかぎり「商人資本」(3:60頁)とされる場合と、「商人資本を含めた商品売買形式の資本(商品売買資本)」(3:51頁)とされる場合とがあるが、このことはどのように理解すればよいのか——「商人資本」が母体とされる記述として、1)「商人資本(前期的商業資本)という外来種を混合させる」(3:49頁)、2)「商人資本でも商業資本の発生母体たるに十分な資格を有する。……商人資本は、……資本主義的な商業資本として「変容=発生」する」(3:60頁)。また、「商品売買形式の資本」が母体とされている記述として、1)「産業資本的形式と同時に、かつ独立に成立することの可能な資本形式を想定し、その資本形式からの論理的演繹によって商業資本にアプローチすることが可能である場合に、それでもなお商業資本は、あくまで産業資本の流通機能の分離・独立したものであると言い切れるのか、どうか」(1:52頁)、2)「たとえば商人資本を含めた商品売買形式の資本(商品売買資本)を発生母体とする」(3:51頁)、3)「たとえば商人資本のような商品売買形式の資本が商業資本に転化する」(3:52頁)——。

17) すでに述べたように、本論文では「産業が商業を変革する」という命題と同等に、「商業が産業を変革する」という命題を成り立たせることが主題となっており、以下で問題として取り上げる商業資本による生産過程の連結パターンの組み替えという事態も、この命題を論証するうえでの一つの重要なファクターとなっている。この商業資本による生産過程の連結パターンの変更については、本文で述べるように、【図3】(2:29頁)の例示と、もうひとつ【図4】(2:30頁)の例示があるのだが、【図3】の例示は産業資本が商業資本に「転化」する際に引き起こす連結パターンの組み替えの例ではあっても、文字通り商業資本が商業資本として引き起こす連結パターンの組み替えの例としては必ずしも適当ではないであろう。むしろ、商業資本が自ら「生産過程の連結パターンをめぐる諸資本の選択結果を集約し、マッチングの条件を調整するための機構、つまり生産過程の内部化や外部化のための機構」(2:28頁)を開設する例として相応しいのは【図4】の例であり、この例示にあるような、複数産業資本の生産過程を編集し外製化など生産過程の変容の回路をひらく商業資本の存在こそ、「商業が産業を変革する」という命題の論証となりうるものであろう。

だが、ひとつ疑問を述べておくと、いずれの例にせよ、商業資本が如何なるメリットを求めて生産過程の編集に踏み込むのかについては明確ではない、あるいは記述されていないのではないのか。商業資本がどのようなかたちで生産過程に喰い込んでいくのか、そしてそれが如何なる変容を生産組織ないし商業機構にもたらすかについては仔細な検討によって明らかにされているが、肝心なそうした行動を商業資本に引き起こす誘因ないし動因がどうにも見えてこないのである。

一方、産業資本における生産過程の連結パターン変更の動因ないしメリットに関しては、例えば「一企業内の工程間分業ではなく、流過程によってしか連結されえない複数企業間での工程間分業をめぐるのは、必ずしも一義的な最適解を導き出せない不確定な問題が発生する」(2:28頁)、あるいは「商業資本によって流過程が集中的に代位されることは、産業資本が外部から調達しうる商品の種類を豊富化し、生産過程の連結パターンの選択の余地を広げ、産業資本間の社会的分業のネットワークをより流動的に組み替える可能性をもたらす」(同上)などの記述がみられる。また後で取り上げるが、「人材派遣業」や「機械設備を貸与するリース業」においても、「正規労働者を自社で長期間抱え込むだけの体力のない資本にも、生産過程を操業するための道を開く」、あるいは「固定資本の流動資本化を通じて、産業資本の固定資本的制約を

軽減するだけでなく、機械設備を自社で長期間抱え込むだけの体力のない資本にも、生産過程を操業するための道を開く」といった、産業資本側におけるメリットの指摘が目につく（2:32頁）。

こうした点からみると、本論文の主題に逆行して、産業資本にとってのメリットのために商業資本が利用されているという見方もできなくはない。詰まるところ、商業資本における動因ないしメリットがはっきりしない限り、いくら「商業が産業を変革する」としても、その変革の動因は産業資本側にあり、また変革によるメリットも産業資本側におけるメリットであるという見方に回収されかねないのではないか。穿った見方なのかもしれないが、この限りでは、産業資本における流通過程の不確定性による制約の解除機構としての商業資本をはじめとする、本論文が棄却するこれまでの「工業生産の召使」という硬直的な商業資本像の残り香を、「もう一つ」の商業資本像に感じ取れなくもないのである。

- 18) 本文で述べたように、【図3】（2:29頁）は、商業資本へと「転化」する産業資本がこれまで抱えていた「生産過程の連結体」（2:28頁）——揚げ足取りにすぎないが、「生産過程はもともと複数の工程の連結体である」（2:27頁）とされていることからしても、これはむしろ「生産工程の連結体」と呼ぶべきであろう——を川上および川下の産業資本にそれぞれ「分割して委譲」（2:28頁）することを説明するものである。この図にしたがえば、「商業資本へ転化」する「乙資本」は、これまで保有してきた自身の生産過程を、「甲」と「丙」——【図3】では、これが資本であるのか、それとも部門であるのかは明確ではないが、【図3】を説明する文章中に「川上の産業資本」「川下の産業資本」（2:28頁）との記述があることからして、この「甲」と「丙」は産業資本、つまり「甲資本」と「丙資本」であるとみてよいであろう。以下、 $W'(1.5)$ を生産する「甲」は「甲資本」、 $W'(1.5)$ を用いて $W'(3)$ を生産する「丙」は「丙資本」と記述する——のそれぞれに分割して委譲したうえで、「甲部門」から新たな $W'(1.5)$ を買い取り、それを「丙部門」へと転売することになっている。

だが、これまた揚げ足取りにすぎないかもしれないが、「乙資本」は「商業資本へ転化」する個別資本であり、この個別資本が「甲資本」と「丙資本」というこれまた個別資本に生産過程を分割委譲するのであるから、これらの関係はあくまで個別の関係であって、したがって「乙資本」における $W'(1.5)$ の買取先は「甲部門」ではなく「甲資本」であり、また転売先についても「丙部門」ではなく「丙資本」であろう。「乙資本」が、「甲資本」ではなく「甲部門」から $W'(1.5)$ を買い、「丙資本」ではなく「丙部門」へと転売するというのであれば、言うまでもなく当然その条件として $W'(1.5)$ を生産する「甲資本」と $W'(1.5)$ を買い取る「丙資本」が複数にならなくてはならない。ここでは、一個別資本が一つの部門を形成していると見ることを別とすれば、個別資本間関係が部門間関係へと無媒介に飛躍させられているように読めなくもないのである。

また、このように「甲資本」と「乙資本」、「乙資本」と「丙資本」という個別資本間関係であるとすれば、「乙資本」が「甲資本」と「丙資本」との間に入ることは困難ではないか、どうか。すなわち、「甲資本」は生産工程 $P(d)$ を代位することによって、これまでの $W'(1)$ とは異なる $W'(1.5)$ を生産することになるわけであるが、このことは、 $W'(1.5)$ という商品が、それをその生産に利用する「丙資本」にしか需要されないという意味で原材料ないし部品としての汎用性を減じたものであれば、つまり加工度や仕様の特異性ゆえにある特定の生産工程においてのみ使用されるものであれば、その $W'(1.5)$ が「丙資本」に求められているということが事前に分かっているという条件があってはじめて可能となる。言い換えると、 $W'(1.5)$ という新商品の生産に手を染めること自体が、いわばある程度の受注生産的な構造になっているはずであろう。「甲資本」は $W'(1.5)$ の生産に踏み出した時点で、「丙資本」がこの $W'(1.5)$ の非常に限られた買手であることを知悉しているものと考えられるのであり、また反対に、「丙資本」も「甲資本」が自身の生産過程に適合する $W'(1.5)$ の唯一のサプライヤーであることを知悉しているものと考えられる。「丙資本」が $P(e)$ を代位することも、「甲資本」が $W'(1.5)$ を供給するという条件が事前に担保されなくては、その代位に踏み切るとは困難であろう。「甲資本」と「丙資本」の取引は、このように両者が $W'(1.5)$ という生産過程の特定の連結のもとで派生する特殊な商品によって結ばれることによって、いわば外界から閉ざされた閉鎖的な取引になるものの、その結びつきは「甲資本」にそれまで生産していた $W'(1)$ の販売先部門にある多数資本との取引を放棄させるほどの、あるいは「丙資本」に多数の $W'(2)$ の売り手を有する「乙部門」との取引を放棄させるほどの、強力な粘着性をもたざるをえないような取引関係であると考えなければならぬであろう。

こうした推論に基づくと、「甲資本」と「丙資本」との間に、商業資本である「乙資本」が介在する余地はないのではないかと。W'(1.5)の生産者が多数存在しない段階ないし状況であれば、その買取価格が競争の圧力によって引き下げられる余地も非常に狭小なため、「乙資本」にとっても転売による利潤獲得の契機が見出しづらいであろうし、また「甲資本」と「丙資本」とにとっても、両者が直接に、例えば期間契約的な取引関係を構築すれば、「乙資本」にわざわざ利潤を分与する必要もなくなるのではないかと。注14)で述べたように、このような産業資本間における期間契約的な取引関係の構築を認めていないことが、「甲資本」と「丙資本」との間に商業機構の中核に属する商業資本たる「乙資本」を介在させなければならないことにつながっているのではないかと——以上のような疑問が浮かんでくるのである。

ただし、以上の問題はあくまで些末な問題であり、重箱の隅をつつく議論にすぎないであろう。このことを承知の上で尚且つ述べたのは、ここに是非とも考えてみたい次のような問題が伏在しているように考えられたからである。すなわち第1に、個別産業資本が未だ市場に登場していない新たな商品種の生産に踏み切るには如何なる条件が必要かという問題である。再度【図3】を参照しておく、「甲資本」がP(d)を代位して、新たな商品種W'(1.5)の生産に踏み切ることを可能にしている条件は如何なるものであるのかという問題と言える。ここでは商業資本である「乙資本」が新商品W'(1.5)の創出にだけでなく、その後の「甲資本」におけるW'(1.5)の販売にも関与していること、また同時にW'(1.5)の買取先をも創出していることなどがヒントになるように思われる。

また第2に、新産業部門が成立するには如何なる条件が必要となるのか、言い換えると、個別産業資本の新たな産業部門への参入は如何なる形で行われていくのかといった問題である。うえで述べたように、【図3】に対する本論文の説明では、本来W'(1.5)を生産するのは「甲資本」、その買い手は「丙資本」とされるべきところが、それぞれ「甲部門」「丙部門」とされていたように、個別資本間の関係が部門間関係へと無媒介に直結されていたように考えられたのであるが、この問題は裏を返せば、ある個別産業資本が新商品の生産・販売を開始した後、その新商品の生産・販売に複数の個別産業資本が参入・追随するまでの論理的プロセスを問う契機となるように思われる。言い換えると、新たな産業部門ないし商品市場の開拓あるいは成立の論理的プロセスを考える必要を迫るものと受け止めることができる。ここでもやはり、商業資本が産業部門間の売買関係に関与していることにヒントを求めることができるように思われる。

しかし、残念ながら、ここでこれらの問題を論じる余裕はない。ひとまずは筆者の課題にとどめておく。

- 19) 以下、半製品・完成品・仕掛品という語を本稿の定義にしたがって使用する場合には、<半製品>のように<>を付しておく。
- 20) ただし<仕掛品>はあくまで商品ではないため、商品を表わすW'(1)を<仕掛品>と呼ぶことは、便宜上の手段ではあるとしても、決して適当な表記ではないことは断っておく。
- 21) 「他資本の力を借りて資本への転化」(2:39頁)を果たす「外発転化型」の資本というのは、次の文章をみる限り、おそらく産業資本に固有のものではない。すなわち、「資本への転化が自発的かつ個別的に生じるといえるのは、むしろありうる一つのパターンであるが、唯一のパターンではないと見るべきであろう。同様に、まず産業資本という本体部分が自発的に生まれ、次にその産業資本の流通業務だけを代位する付随部分として商業資本が派生するという「商品資本の自立化」は、むしろ商業資本が発生する上でありうる一つのパターンであり、かつ主要なパターンでもあるが、唯一のパターンではないと見るべきであろう」(2:39頁)。

商業資本が産業資本以外からも「派生」ないし「発生」とされていることから、この文章は「商人資本のような商品売買形式の資本が商業資本に転化する」(3:52頁)ことを予告するものであるとも考えられるが、前半の「資本への転化が自発的かつ個別的に生じる」という点は「唯一のパターンではない」という点を重くみると、商品売買形式の資本の商業資本への「転化」、あるいは「単独では資本たりえない資産」(2:40頁)の商業資本への「転化」にも、「他資本の力」が働く余地は残されている。また商業資本への「転化」だけでなく、銀行資本への、あるいは証券業資本への「転化」にも「外発型」を想定することは同様に可能である。「もう一つ」の産業資本像の描出は、「もう一つ」の、あるいは「さらにもう一つ」の資本像の描出に繋がっているのである。

- 22) ただし、「内発転化型」の産業資本像が『資本論』第1巻第2篇第4章「貨幣の資本への転化」から切り出されたとする点については別としても、「外発転化型」の産業資本像を『資本論』第1巻第7篇第24章「いわゆる本源的蓄積」から読み取る手法については些か疑問が残る。本論文では、「本源的蓄積」論は、内発転化論を基調とする「貨幣の資本への転化」論とは対蹠的に、外発転化論へと繋がる筋をかなり強く示している（2:42頁）との見方から、そのように読み取れる部分として、資本の本源的蓄積に対し「国債制度」が果たした役割にかんする記述（K., I, S.782-783, [2] 984-985頁）が挙げられている（2:43頁）。しかし、ここの記述と、「他資本の力を借りて組織的に行われる転化のタイプ」（2:41頁）と定義される「外発転化型」との間には幾分距離があるのではないか。『資本論』の当該箇所をみても、「不妊の貨幣」を「資本に転化」させるのは「公債」であり（K., I, S.782, [2] 984頁）、どのように読んでも「他資本」、さらに言うと商業資本は出てこない。またここの記述を、「不妊の貨幣」が「公債」に買い向かうことによって、その「不妊の貨幣」が「資本に転化」として読んでよいとすれば、なぜ「公債」を購入することで「不妊の貨幣」が「資本に転化」としてまで考えられるのか疑問である。
- 23) 阿部[2012]は、「人材派遣業資本は、購入した労働力商品を自らが生産的に消費するわけではなく、これを転売し利潤を得る資本として存在する。この場合、資本は労働力商品を専門的に売買する商業資本としてとらえることができる。この労働力商品取扱資本は従来の商業資本とは異なる独自の論理で行動することになる」（57頁）とし、労働市場への商業資本の介入を示唆している。
- 24) 「分化＝発生論」との表記は、清水[2006]、小幡[2012]においてみられるが、山口においてこの表記は、管見の限りでは採用されていない——正確には、山口[2007]（72頁）においてのみ使用されているが、これはこの論稿があくまで清水[2006]の「書評」であり、清水がそこで「分化＝発生論」という記述を採用していたゆえであろう。ただし、山口が「分化・発生論」と「分化＝発生論」とを用語記述のレベルで意識的に区別して使用していたかどうかは、少なくとも筆者には定かではない——。
- 25) 新田[2014]は「分化論的観点」と「発生論的観点」との差異を、生物学の概念を参照しつつあぶり出すことによって、山口における「分化発生論」が「発生・進化論」とおき直されるべき概念であるとの提起を行っている（180-181頁）。
- 26) 本文で述べたように、山口にあっては、「分化」は「発生」と必ずしも同義ではない。「分化」は「一種の発生論的論理」であり、「転化」や「移行」と同じく「発生」に包含される論理であると考えられる。したがって、本論文における「分化」と「発生」の定義はあくまで本論文の定義であり、その定義の仕方それ自体に本文で述べるような本論文の問題意識が反映されているものといえよう。
- 27) 「転化」という語が、「非資本の資本への転化」を意味する概念であることは、次の引用文に明らかである。「すなわち、「自己増殖」概念が自発増殖論へと一本化されたことの影響から、自ずから「転化」概念も、自発増殖論からの連想の容易な内発転化論へと一本化される経緯を辿ったのではないか」（2:40-41頁）。「内発型と外発型の二種類の「転化」概念を用意しておくことは、……重要な意味をもつであろう」（2:41頁）。
- 28) 尚、付け加えておくと、これまでも「変わることを説明する用語は、原理論においていくつか用いられてきた。例えば、いまみた「分化」「転化」「形態変化」「変態」をはじめ、本論文にも登場する「変革」「移行」（2:34頁）「発展」（3:77頁）「変容」（3:75頁）、その他にも「姿態変換」「変形」「転移」「転形」などが挙げられよう。これらの用語も、一部は日常用語として用いられる場合もあるが、とりわけ原理論において使用される場合にあつては、その用語によって説明される諸概念を明確にするためにも厳密に概念化したうえで限定的に用いられなければならないであろう。
- 29) ただし、宇野が市場機構論の舞台（宇野の場合は第3篇「分配論」第3章「利子論」）に商人資本を上げなかったとは一概には言えない面が残る。次の文章をみておこう。
- 【1】「貸付資本としてのG……G´は、単なる資本の流通形式と異って商人資本的形式G—W—G´を基礎とし、前提とするものではない。むしろ反対に貨幣がかかる貸付資本としての新たな機能を与えられると共に、具体的には商人資本として資本家的商品の売買を、いわば資本家的生産方法の外部にあって仲介して来た資本をも資本家的生産方法を基礎にした商業資本に転化するのである」（宇野[1950・52]458頁）。

また、第3篇第3章2「商業資本と商業利潤」の冒頭では、【2】「これまでのところでは資本の生産物としての商品の売買は、なお直接的に産業資本家自身が行うものとして来たのであるが、実際にはすでに前にもしばしば言及してきたように資本家的生産関係からいえばいわばその外部にある商人資本がその媒介をなして来たものと考えてよかつたのである。今やこの商人資本によって行われて来た売買が、産業資本と同様の資本によって行われることとなる。産業資本に代位する商業資本によって商品の売買が行われるわけである」（同上書 495 頁）。

引用の【2】では、「実際には」と述べることによって理論レベルと現実レベルとを区別し、そのうえで商人資本の存在が現実レベルの問題に振り分けられているように読めるが、【1】の引用における「具体的には」は、必ずしも理論レベルの問題ではなく現実レベルの問題であるとのみ読めるわけではない。もちろん、【1】も【2】と同様、商人資本はあくまで「資本家的生産方法の外部」にあるとされてはいるが、このような「外部」にある資本が「商業資本に転化」すること自体は、理論レベルの問題として、この引用【1】の限りでは扱っているのであり、したがって宇野の体系にあっても、商人資本が市場機構論の舞台に伏在していた可能性は残る。

- 30) このような商人資本の商業資本への「転化」ないし商人資本の商業資本としての「変容＝発生」という論理展開を提起しているのは、必ずしも本論文のみに限られない。田中[1999]は、「論文」に比して紙幅の制限が強い「書評」という体裁でありながらも、本論文の論理展開に架橋しうる、以下に示すような重要な示唆を与えている。

すなわち、市場機構論の端緒における「産業資本だけで構成された市場という想定」は、「産業資本の流通過程の委譲動機を解明するための論理的手続きとして必要とされているのであり、流通論の次元ですでに商人資本的形式の資本行動が説かれていることからすると、市場での転売活動によって利益を追求する主体の存在は当然に前提しうるという立場も可能」である。「商人資本が生産過程を抱え込むことによって産業資本となった後に、再び生産過程を排して流通過程に特化する」というような展開は、「結局回り道を経て商人資本の商業資本への転化を説いているにすぎないとも受け取ることができ」る。しかし、このように「回り道を経ること」は「商人資本と商業資本との質的な相違をあいまいに」するばかりか、たとえば「商人資本の多様な行動様式の中で、価格変動の予想の下に迅速な取扱商品の選択を行なう面だけが強調されて商業資本の性格と理解される」といったように、「商業資本の行動様式を初めから狭く限定する役割を果たして」しまっている。商人資本の行動様式には、「貨幣所有によるイニシアティブを利用して独自の市場を組織し、価格体系の差を自ら作り出す」といった行動様式や、「特定の商品の生産に特化せざるをえない産業資本にも共通する行動様式」なども存在するのであり、こうした多様な行動様式をもつ資本の存在も「商人資本から産業資本に転ずるものが現れると説く以上は想定しうる」のである（119 頁）——と。

- 31) 市場機構論の端緒の資本については、「おわりに」で詳述する。
- 32) ただし本論文にあつては、流通過程における「諸機能の一切切を単独の産業資本が抱え込んでいる」というのは、本来はかなり無理のある想定なのかもしれない。それは、分化＝発生論によって要請された多分に思考実験上の想定なのである」（3:78 頁）とあるように、必ずしも商業資本の母体たる資本の特殊性が意識されていないわけではない。
- 33) 体系構成の変更に伴う、商業資本ないし信用の原理的規定の刷新については、拙著[2014]17-19 頁を参照されたい。
- 34) 「要するに、商業資本と信用制度ないし銀行資本による「流通費用」の節約にはどのような「意味の相違」があつたかといえ、前者は、「直接の消費者」にたいし現実に販売を促進することを通して剰余価値の生産の増進に寄与しているのにたいして、後者はこの販売の促進をいわば先取りすることを通して剰余価値の生産の増進に寄与している」（山口[1983a]242 頁）。
- 35) ただし、商業資本による商品の買い取りが「いわば一種の信用創造」となるのかどうかについては、再度考えてみる必要がある。ここで商業資本が「先取り」とされているのは、「将来の需要」であり、また「1ヶ月後〔商業資本の予想販売期間〕の資金形成」（〔 〕 および〔 〕 内は筆者）であるが（3:64 頁）、こうした意味での「先取り」であれば、産業資本による買い取りの場合においても「先取り」がなされているといえるのではないか。

産業資本においても商業資本同様、「将来の需要」および「資金形成」の時期は、商品を買取る時点においては不確定である。したがって、ひとまず受注生産を別とすれば、産業資本の活動は不確定な「見込み」に基づく生産活動とならざるをえない。この点では、産業資本の買い取りは、本論文の意味での「先取り」と同義であろう。産業資本においても「将来の需要」あるいは将来の「資金形成」が、自身の不確かな「見込み」に基づき「先取り」されて、商品（原材料）が買い取られているといえるのである。

したがって問題は、この意味での商業資本の「先取り」と、信用創造における「先取り」とが、「いわば一種の」という留保つきであるが、類似するものと考えられている点にあらう。「将来の資金形成の先取りによる現在の購買力の創出関係」（山口[1984]46頁）という「信用創造」規定において、「先取り」されるものは本論文と同様に「将来の資金形成」とされてはいるが、これは購買力を創出される側の「将来の資金形成」であって、本論文のように購買力を創出する側の商業資本における「将来の資金形成」ではない。

また、「信用創造」において「先取り」されるのは、究極的には受信資本が保有している商品在庫の価値、つまり与信資本は、まだ売れていない受信資本の保有在庫に内在する価値を現時点において引き出し、それを購買力として現時点において通用させているのであって、こうした「信用創造」独自の機制は本論文の意味での「先取り」に解消させることはできないうえ、「信用創造」における「先取り」の意味を明確にするうえでも区別されなければならないと考えられる。

もっとも、ここで本論文が「いわば一種の信用創造」がなされているとみている状況は、おそらく、産業資本が自ら販売した際にかかるであろう販売期間が、商業資本に買い取ってもらうことで短縮されたという状況であらう。つまり、その分だけ産業資本にとっては資金形成時期が早められた、産業資本にとっては将来時点でしか手に入らないはずの購買力が現時点で入手できたという点に「いわば一種の信用創造」が看取されているわけである。

しかし、産業資本にとっての販売期間の短縮をもって、商業資本の買い取りが「信用創造」と同様の購買力の「創出」および「融通」であるといえるか、どうか（3:64頁）。「いったん委譲を実行してしまえば、委譲しなかった場合についての予想の正誤はもはや確かめようがない」（清水[2006]29頁）とすれば、産業資本の販売期間が商業資本の買い取りによって短縮されたとは単純には言い切れないうえ、産業資本にとっての資金形成の時期がこれにより早まったとも言いきれないのではないか。とすれば、商業資本の買い取りによる購買力の「創出」および「融通」とされている事態は、あくまで商業資本の通常の購買による貨幣支払いと変わらないのではないか。

- 36) 「純利益（営業利益）」は、「売買差益」（3:64頁）、「実売益」（3:74頁）とも言い換えられている。
- 37) 本稿執筆中に、本論文に続く清水氏の新たな論稿「商業資本と商品価値——物神性論の視座から——」（1）—（2）、『専修経済学論集』第49巻第2号—第3号，（2014・15年）が上梓された。筆者は現時点では未読であるが、当該稿の冒頭に付された〈要約〉をみる限り、そこでは商業資本の投機性を中心に、とりわけ本論文第5節と深くかかわる議論が展開されているようである。したがって、この第5節を対象とする本稿第6節においては、基本的に解説に重きをおき、検討についてはひとまず控え、またの機会を俟つこととする。
- 38) ただしこれは筆者の勝手な解釈であり、本論文における見解を代弁するものであるとは断言できない。実際、保管・運輸業務が「商業資本の諸機能と「実際に結びついている」ことは確かであるが、それらを捨象しなければ商業資本の「純粋な形態」は摘出しえない」との『資本論』の見解に対しては、「本稿といえども、これらの見方自体を否定する必要は認めない」との見解が示されている（3:81-82頁）。この見解に限ってみれば、本文において筆者が保管・運輸業務は投機と同じく商業資本論において捨象しえないと述べたことは、本論文の意図することとは食い違うことになる。だがこの見解に続くパラグラフでは、逆接の「しかし」が二度使われることによって、「本稿といえども、これらの見方自体を否定する必要は認めない」との見解が相対化されている（3:82頁）。このことと、保管・運輸業務は商業資本の活動においては、捨象できない、あるいは考察せざるをえないとの明示がなされていないことから推察すると、これら業務は投機の問題とは異なり捨象することも可能であるが、これを捨象してしまうと商業資本の機能の「変容」の問題までも捨象することにつながるため、結果的に捨象すべきではないということになるか。

39) もっともこの説明は、すでに多少ふれたが、「商業資本の流通活動」のみならず、産業資本の活動にも当てはまる。産業資本にあっても完全受注生産でない限り、「実需」ではなく「見込需要」に沿った活動を展開せざるをえない。生産過程には投入量と産出量の間に技術的確定性はあるものの、投入量の決定については、販売量ないし販売期間が不確定である限り必ず「見込需要」をもった決定を下さざるをえない。見込み生産を行うことは、産業資本にとって如何なる場合でも不可避ということになる。この点から振り返ると、「仮想的な需要」ないし「見込需要」の創出（3:61 頁）という役割を担うのは、なにも商業資本に限られないであろう。産業資本が生産量を増やすことによって「仮想的な需要」ないし「見込需要」の創出がなされる側面も同じく想定されるのである。

尚、マルクスの「注文生産」について検討を行っている論稿として、松尾[1993]がある。

40) 山口[1983a]第1章第3節では、『資本論』第3巻第18章の詳細なテキスト・クリティクがなされているのであるが、そこではこの本文で引用した記述や、同じく本論文で引かれているその二つ後に続く、「商人が直接に最終消費者に売るのであろうと、両者のあいだに1ダースもの別の商人がはいってしようと、それはどうでもよいことである」(K., III, S.316, [4] 380 頁)という記述については一切ふれられていない(88-101 頁)。また山口が『資本論』の当該章の要約を担当した宇野編[1968]にあっても、これらの記述は要約から除かれている(144-148 頁)。このことから本論文において「もう一つの『資本論』の読み方」がなされていることが理解できよう。

41) 恐慌論の文脈において商業資本の投機的活動の意義を探る江原[2013]は、清水[2006]をはじめ、福田[1986]、田中[1996][2001]においてみられる、「流通過程の代位関係に一種の確定性・安定性を看取る試み」に対し、「それは基本的には好況期の市場において価格に対して安定化装置として働き、好況末期になれば商業資本の恣に価格上昇に転用できるとは言えない」として、商業組織論の恐慌論に与えるインパクトの過少性を疑問視している(13 頁)。ただし本文で述べたように、本論文においては組織論的観点が商業資本ないし商業機構の投機的側面とセットで論じられており、また「商品投機を好況末期特有の現象と見做す理解の仕方」を斥け、「次回の好況期を見越した先行的投機が、好況末期ではなく不況期に進行する(破綻資本の買い取りも含めて)という事態も、理論上想定しうる」とされているのであり(3:65 頁)、これらのことからすれば、本論文は江原の危惧に一応は応答した格好にはなる。

42) こうした本論文の「商業利潤の二重性」(3:61 頁)という見方の背後に、現段階における商業資本論に尚も残存する「資本一般」説的観点——「諸資本の競争的運動の現実的な過程を対象外の問題として度外視し、諸資本の競争の結果として社会的生産の均衡的編成が達成されているところをとって、それをいわば静学的に考察」(山口[1996]136 頁)する考え方——を徹底して払拭せんとする視角を看取することは難しいことではない。

個別の商業資本が取得する利潤を、総産業資本に対しての総商業資本のマクロ的な「依存性」によってのみ規定した場合、つまりミクロ的な「独立性」によって規定される商業利潤の取得根拠を「見せ掛け」にすぎないとみる場合にあっては、全ての商業資本は概ね等しく総産業利潤から各々の前貸資本量に比例した分け前を行儀よく引き出す存在に化しかねない。ここでは、総産業資本から総商業資本に分与される総商業利潤量が、基本的に商業資本間の代位競争ならびに産業資本間の委譲競争が交錯する局面において事前に決定され、この総商業利潤量の範囲内において個別的な商業利潤の取得根拠が論じられるために、これに続く局面における、個々の商業資本が販売期間の短縮ないし流通上の諸費用の節減をつうじて「追加的に増進させる」(3:61 頁)商業利潤も、結局のところ総産業利潤からの分与にすぎない、商業資本の産業資本に対する従属性の色濃い、「依存性」としての規定に回収されてしまうことになる。この背後で、個別の商業資本における再販売価格が、暗黙裡に個別的な値付けおよびそれによる価格のバラツキを排した、極めて生産価格に近似した水準に固定されてしまっていることは指摘するまでもないであろう。

「依存性」によってのみ商業利潤の取得根拠を規定することは、単に「独立性」によって規定される部分に対し盲目であるというだけでなく、ここで述べた限りにおいては、「資本一般」説的観点およびそれと親和性を有す「行く先」論的な展開方法の商業資本論への適用でもあったのである。

43) 筆者のみる限り、委譲・代位関係で生じる価格差、つまり産業資本から商業資本へと分与ないし移譲される産業利潤については、本論文では概して2通りの説明が与えられている。ひとつは、「再販売価格から卸

売価格を差し引いた粗利益（売上利益）」であり、この「二種類の価格差」を「産業資本が追加的に生産した剰余価値から分与されたもの」とする説明であり（3:61 頁）、もうひとつは、「商業資本に分与ないし移譲される産業利潤とは、産業資本によって商業資本に値引き販売された、その値引き分の総額のことを指している。商品一個当たりでいえば、産業資本自身が販売した場合の販売価格と、商業資本に値引き販売された卸売価格との差額のことを指している」という説明である（3:93 頁）。式で表しておく、前者が、（再販売価格）－（卸売価格）＝（価格差 A）、後者が、（産業資本自身が販売した場合の販売価格）－（卸売価格）＝（価格差 B）、となる。両式における左辺の第 1 項が生産価格として固定的でない限り、両価格差間に齟齬が生じうることは明らかである。

これについては、おそらく流通過程の委譲・代位関係の捉え方および産業資本から商業資本への利潤の分与ないし移譲の捉え方が関わっているものと推察される。ひとまず筆者の視点から整理しておこう。拙著 [2014] 第 1 節においても疑問点を含め述べたが（13-17 頁）、当事者・行動論アプローチの徹底化を主張する菅原 [2012] にあっては、流通過程の委譲・代位関係が「商品に即した定義」として基本的に売買関係に引きつけて理解されているため、産業資本による流通過程の委譲行動は、産業資本における意図的な行動として捉えられるのではなく、売買活動の「意図せざる結果」として「販売活動の一部」は「委譲された」という捉え方がなされている（258-259 頁）。

また青才 [1990] にあっては、産業資本における販売価格の切り下げ自体は、産業資本が「販売価格と販売期間・流通費用との逆相関の関係」を踏まえ「意図」的に採用する戦略として描かれている一方で、「個別産業資本（家）にとっては、誰でもいいから商品を買ってくれさえすればよく、彼自身としては商業資本に流通過程を「移譲」しようとして価格を下げる訳ではない」と述べられているように、産業資本における流通過程の「移譲」自体は産業資本自身の「意図」に基づいて行われるものではなく、販売戦略および売買終了の結果として「移譲」と位置づけられるものであることが示されている（185-186 頁）。前者についてみると、実際、流通過程の委譲競争において「産業資本から商業資本へ販売される価格は売手の競争圧力によって押し下げられる」（山口 [1985] 211 頁）といっても、これは「見えざる手」のようなものによって需給が調整され自動的に「押し下げられる」ようなものではなく、個別産業資本間の意識的な値付け競争ないし意図的な販売価格の切り下げによって「押し下げられる」ものと考えなければならないことからして、この点についての青才の見解は支持できよう。しかし後者については、あくまでこの文脈の限りであるが、委譲・代位関係と売買関係との区別は実質的に無きに等しいものとなっており、菅原と同様、委譲・代位関係の「意図せざる結果」論が主張されているものと考えざるをえない。

これらに対し山口 [1985] にあっては、本論文でも指摘されているが（3:92 頁）、「産業資本にとって流通過程の委譲にはいくつかの利点があるので、産業資本がみずから全面的に流通過程を担当する場合に比べて利潤率の増進に有利である場合には委譲要請が生じうる」（209 頁）、あるいは「流通過程を委譲すること自体にいくつかの利点があるとすれば、産業資本は競ってその流通過程を商業資本に委譲しようとする」（211 頁）とあるように、流通過程の委譲のうちには産業資本の「意図」が盛り込まれているというような捉え方がなされている。ただし、これもまた本論文において指摘されていることであるが、商業資本への利潤の分与ないし移譲についてはこれと異なり、「産業資本の利潤の移譲分であるとみなすことができる」（山口 [1998] 70 頁）というように、産業資本間における流通過程の委譲競争の「意図せざる結果」として把握されているように推察される——もっとも、山口 [1985] では「利潤部分の少なくとも一部を産業資本から譲り受けることができる」（211 頁）とあるように、「意図」して産業資本が商業資本に対し利潤の分与ないし移譲を行っているとも取りうる文言があるにはあるが、本稿は山口説の解釈をめぐって議論することを目的としているわけではないため、ここでは「意図せざる結果」として利潤の分与ないし移譲がなされているとする本論文の解釈にひとまず従うこととする——。

このように「意図せざる結果」として産業資本から商業資本へと利潤の分与ないし移譲がなされると考えるのであれば、そこでの利潤の分与量は「産業資本の利潤の移譲分であるとみなすことができる」部分、つまり商業資本における再販売の結果として与えられた価格差部分でなくてはならず、したがって商業資本の販売活動の結果として決まる再販売価格から卸売価格を減じた上記の価格差 A ということになる。

しかし、どういふわけであろうか、本論文では「意図せざる結果」として利潤が分与ないし移譲されるとする山口説において、分与される利潤量が「産業資本自身が販売した場合の販売価格と、商業資本に値引き販売された卸売価格との差額」（3:93頁）と考えられているとの解釈がなされている。この解釈は次の文章を下敷きになされているようである。すなわち、「個々の産業資本は自ら商品をその最終需要者に販売する場合の価格（ないし予想価格）よりも多かれ少なかれ低い価格で商業資本に販売するであろう。商業資本はこうして安く買って高く売りうることになるわけであり、こうして得られる商業資本の利潤部分は産業資本の利潤の移譲分であるとみなすことができるであろう」（山口[1998]70頁）。前半の文章は上記の価格差Bを指しているものと考えられるが、「産業資本の利潤の移譲分であるとみなすことができる」「商業資本の利潤部分」は、山口説を「意図せざる結果」としての利潤の分与ないし移譲論と解釈するのであれば、結果として「得られる商業資本の利潤部分」である価格差Aと考えなくてはならないのであり、得られうる「商業資本の利潤部分」である価格差Bと考えるべきではないであろう。「意図せざる結果」としての利潤の分与ないし移譲論において、分与ないし移譲されると考えられている利潤部分は価格差Aなのである。

もっとも、繰り返しになるが、ここでは山口説の解釈をめぐる議論を展開することが目的ではない。むしろここで示しておきたいのは、本論文における委譲・代位関係の捉え方と、産業資本から商業資本に分与ないし移譲される利潤部分を価格差Bとみることとの関連である。本稿の注13)において述べたが、本論文では、「流通過程は「意図せざる結果」として委譲され、産業利潤は「意図せざる結果」として分与ないし移譲される、という捉え方」には「かなり根本的な疑義をもっている」と述べられているように（3:92頁）、個別産業資本における流通過程の委譲および産業利潤の分与ないし移譲が「意図せざる結果」としてなされたものと見做されるような事柄ではなく、産業資本の個別的な「意図」に基づいて行われるものとして捉えられている——ただし本文で述べるように、産業利潤の分与ないし移譲については、分与ないし委譲主体の総体性という論点ゆえに、流通過程を委譲していない産業資本における意図せざる利潤の分与ないし移譲の側面が必ずしも全面的に排除されるわけではない——。この場合、産業資本が「意図」した利潤の分与部分が問題とされるため、ひとまず問題となる点は、結果的に商業資本に移譲された利潤部分（価格差A）ではなく、商業資本に分与ないし移譲してもよいと産業資本において考えられている利潤部分、つまり商業資本のもとの再販売価格が結果的にどうであれ、産業資本が自ら販売した際の販売動向を予想しつつ行われる商業資本に対する値引き分である価格差Bということになる。

要するに、流通過程の委譲および産業利潤の移譲を個別産業資本の「意図」に基づくものとする場合にあっては、「意図せざる結果」説とは異なり、価格差Bが産業資本における利潤の「意図」的な分与部分となるのであり、山口説として捉えられていた価格差Bを利潤の分与部分であるとする解釈は、実際は本論文における独自の見方を反映していたものと考えられるのである——振り返ってみると、山口にあっては、「流通過程」の場合には「委譲」、「利潤」の場合には「移譲」というように用語が使い分けられていたのであるが（例えば、山口[1985]215,216頁、山口[1998]70頁）、これは「流通過程」と「利潤」とでは譲り渡されるものが異なるという意味で単に使い分けられていたのではなく、産業資本の「意図」の有無によって使い分けられていたと解釈することは深読みすぎるであろうか——。

したがって本論文では、ここから価格差Bを形成する一方の価格である「個々の産業資本自身が販売した場合の「価格（ないし予想価格）」が、いかにして決められるか」（3:93頁）という議論が展開されることになるのであり、この議論を通じて「価格差を決定するのは、つまり分与ないし移譲される産業利潤量を決定するのは、委譲=代位関係の外部にいる産業資本も含めた産業部門全体の動向であり、産業部門全体と商業部門全体とのマクロな競争関係であると考えなければならなくなる」（同上）という、利潤の分与ないし移譲主体の総体性ないし利潤の分与量決定におけるマクロ性が括まれることになるのである。

44) ただし山口は他方で、「価格差は、産業資本家の流通過程委譲による利潤率増進ビヘイヴィアと商業資本家の集中代位による流通上の諸費用の節約ないし回転の促進による利潤率増進ビヘイヴィアとの合成を通して決定されるのであり、この価格差決定要因を二段構えで解明しようという議論の組立方をしている」（山口[1998]163頁）というように、縮小代位による商業利潤の取得根拠が個別の商業資本の代位行動に事前に織り込まれることによって、代位競争における産業資本に対する買取提示価格に反映されることを示している。このような商業資本の代位競争における行動説明はもっともであり、価格差という「依存性」に基づく

利潤の取得根拠も、縮小代位という「独立性」に基づく取得根拠をあらかじめ織り込んだうえでの利潤の取得根拠であるという意味では、これは単純な「一段構えの説明」ではなく、また「依存性」と「独立性」とを分離的に論じるような「二段構えの説明」でもないが、いずれにせよ「価格差決定要因」に商業資本の「独立性」が反映されていることからすれば、ここでも事実上「商業利潤の二重性」が示唆されているものと捉えることはできよう。

もっとも、このように「二段構えの説明」の後段の縮小代位に基づく取得根拠が、前段の価格差に基づく取得根拠に繰り込まれていることには注意が必要である。この場合、産業資本から商業資本への利潤の分与ないし移譲は、表面的には前段の価格差として現われるため、後段の「独立性」に基づく利潤部分が蔑ろにされ、「産業資本より譲渡される利潤を前提にした上での利潤率のいわば二次的な増減の問題」（山口[1983a]86頁）に堕しかねない恐れがあろう。しかし繰り返しになるが、重要なポイントは「価格差決定要因」自体に商業資本の「独立性」が反映されていることにある。価格差として現われる「産業資本より譲渡される利潤」の決定要因自体に商業資本の「独立性」が組み込まれているわけであり、したがってこの商業資本の「独立性」は、「産業資本より譲渡される利潤」を「前提」としたうえで、その前提と矛盾しない範囲に限ってのみ論じられる「二次的な」利潤の取得根拠などで片付けてしまうわけにはいかないのである。

- 45) 「個々の産業資本は自ら商品をその最終需要者に販売する場合の価格（ないし予想価格）よりも多かれ少なかれ低い価格で商業資本に販売するであろう。商業資本はこうして安く買って高く売りうることになるわけであり、こうして得られる商業資本の利潤部分は産業資本の利潤の移譲分であるとみなすことができるであろう」（山口[1998]70頁）。
- 46) 「商品投機を通じて取得される利益は、転売益として貨幣化される場合であれ、貨幣評価された含み益として計上される場合であれ、長期にわたって蓄積されてきた社会的な剰余価値のストックを実体とする」（3:65頁）。「実売益の源泉が、年々の生産的労働のもたらす剰余価値のフロー部分にあたるのにたいして、評価益の源泉は、過去に形成・蓄積されてきた剰余価値のストック部分にある」（3:74頁）。
- 47) 括弧付きの「「型」」という語は、清水[2006]318頁においても使用されている。
- 48) 「「普通の商業」という概念自体」が、「商業資本がどれだけ多様化したように見えても、その中核をなす「普通の商業」は一種類しか存在しないという含意を有して」おり、それは「商業資本それ自体は「変容」しないという命題と、密接不可分に結びついている」との視角は（3:77頁）、単純に反転させるだけでも、多様化する商業資本の中核像の複数種類化が、商業資本それ自体が変容するという命題と密接不可分であることを表している。
- 49) 本論文（1:60頁）にも、ほぼ同一の記述がある。

参考文献

- Marx,K[1867・85・94] *Das Kapital*, Bd. I, II, III, in *Marx-Engels Werke*, Band 23-25, Dietz Verlag, Berlin, 1962-64.
岡崎次郎訳『資本論』大月書店〔1〕－〔5〕, 1968年. 引用の際には（K., III, S.51,〔4〕51頁）のように略記。
青才高志[1990]『利潤論の展開——概念と機構——』時潮社。
阿部浩之[2012]「対人サービス労働における熟練の問題について」『政経研究』政治経済研究所, 第99号。
石橋貞男[1992]『資本と利潤』税務経理協会。
井田喜久治[1975]『商業資本の研究』青木書店。
宇野弘蔵[1950・52]『経済原論』岩波書店（『宇野弘蔵著作集』第1巻, 岩波書店, 1973年）。
宇野弘蔵[1953]『恐慌論』岩波書店（岩波文庫, 2010年）。
宇野弘蔵[1964]『経済原論』岩波書店。
宇野弘蔵編[1968]『資本論研究IV 生産価格・利潤』筑摩書房。
江原慶[2013]「恐慌期における商業資本」『宇野理論を現代にどう活かすか』Newsletter, 第2期第12号
（<http://www.unotheory.org/files/2-12-2.pdf>）。
大内力[1982]『経済原論』下, 東京大学出版会。

- 大吹勝男[2005]『商業資本の基礎理論』梓出版社.
- 小幡道昭[1997]「協業と分業」『経済学論集』東京大学, 第 63 卷第 2 号.
- 小幡道昭[2009]『経済原論 基礎と演習』東京大学出版会.
- 小幡道昭[2012]『マルクス経済学方法論批判——変容論的アプローチ——』御茶の水書房.
- 柴崎慎也[2014]「市場機構論の展開——菅原陽心著『経済原論』の検討を通じて——」『経済学研究』東京大学経済学研究会, 第 56 号.
- 清水真志[2006]『商業資本論の射程——商業資本論の展開と市場機構論——』ナカニシヤ出版.
- 清水真志[2007a]「商品世界と使用価値——欲望論の視座から——」(1)–(2), 『専修大学社会科学研究所月報』第 527 号–第 528 号.
- 清水真志[2007b]「E コマースのインパクト——部分性と変容性——」『専修経済学論集』第 42 卷第 1 号.
- 菅原陽心[1997]『商業資本と市場重層化』御茶の水書房.
- 菅原陽心[2012]『経済原論』御茶の水書房.
- 但馬末雄[1994]『商業資本論の展開』法律文化社.
- 田中英明[1996]「流通過程の不確定性と産業資本」『彦根論叢』滋賀大学, 第 300 号.
- 田中英明[1997]「市場機構としての商業信用——一時的な信用取引と恒常的な信用取引——」『彦根論叢』滋賀大学, 第 305 号.
- 田中英明[1999]「書評 菅原陽心『商業資本と市場重層化』」『経済学論集』東京大学, 第 64 卷第 4 号.
- 田中英明[2001]「市場機構の社会性と不安定性——商業信用・商業資本・銀行信用——」, 伊藤誠編『資本主義経済の機構と変動』御茶の水書房.
- 谷川宗隆[1981]『流通過程の理論』千倉書房.
- 鶴野昌孝[1988]『商業資本と経済学』梓出版社.
- 新田滋[2014]「「復元論」と「分化発生論」について——宇野弘蔵と山口重克の方法論をめぐって——」『社会科学年報』専修大学社会科学研究所, 第 48 号.
- 日高普[1972]『商業資本の理論』時潮社.
- 福田豊[1986]「流通過程の不確定性と商業資本」『電気通信大学学報』, 第 36 卷第 2 号.
- 松尾秀雄[1993]「マルクス経済学による産業資本家と商業資本家の競争理論——流通費用と準備金の問題——」『名城商学』名城大学商学会, 第 43 卷第 2 号.
- 森下二次也[1993]『商業経済論の体系と展開』千倉書房.
- 山口系一[2006]「マルクス欲望論の可能性——「労働/生産」概念による消費分析——」, SGCIME 編『現代マルクス経済学のフロンティア』御茶の水書房.
- 山口重克[1980]「第Ⅱ部第 1 章 『資本論』の方法」, 桜井毅・山口重克・侘美光彦・伊藤誠編『経済学 I』有斐閣.
- 山口重克[1983a]『競争と商業資本』岩波書店.
- 山口重克[1983b]『資本論の読み方』有斐閣.
- 山口重克[1984]『金融機構の理論』東京大学出版会.
- 山口重克[1985]『経済原論講義』東京大学出版会.
- 山口重克[1987]『価値論の射程』東京大学出版会.
- 山口重克[1996]『価値論・方法論の諸問題』御茶の水書房.
- 山口重克[1998]『商業資本論の諸問題』御茶の水書房.
- 山口重克[2007]「書評 清水真志著『商業資本論の射程——商業資本論の展開と市場機構論——』」『経済学論集』東京大学, 第 73 卷第 1 号.

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

(第2期第16号 - 通巻第28号 - 3)

発行：2015年7月27日

投稿論文 3

田中英明

(滋賀大学 tanaka@biwako.shiga-u.ac.jp)

中世・近世の決済・信用機構の基盤と限界

—預金創造・為替契約・引受信用—

『宇野理論を現代にどう活かすか WorkingPaperSeries』

2-16-3

http://www.unotheory.org/news_II_16

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

事務局：東京都練馬区豊玉上 1-26-1 武蔵大学 横川信治

電話：03-5984-3764 Fax：03-3991-1198

E-mail: contact@unotheory.org

ホームページ <http://www.unotheory.org>

中世・近世の決済・信用機構の基盤と限界

—預金創造・為替契約・引受信用—

田中 英明

本稿は、以前の論稿¹で検討した中世から近世における決済・信用の機構について、商人の展開する機構の一般的な類型として整理し、それぞれの信用機構としての実質的な根拠や直接的な基盤という観点から、内在的な意義と限界を探ろうとするものである。

1. 両替商による都市内決済・信用機構

海港都市などの中世の交易中心地では、両替商が決済と信用における銀行機能を展開し、「初期預金銀行」とも規定されている²。

膨大な種類の铸貨や地金が持ち込まれ、頻繁な改铸、摩耗、盗削、偽造・模造などに悩まされた交易中心地では、諸铸貨や地金に対する両替商の知識・技能は不可欠であった。铸貨や地金の両替という行為には、そこに含まれる価値額の鑑定という機能が含まれていたのである。両替とは市中で流通する铸貨との交換を意味するが、そうした铸貨もまた摩耗や盗削等の問題を抱えていた。そこで、両替商に铸貨・地金を手渡した際に、その鑑定された価値額に対する請求権を留保しておいて、売買等の支払や決済時に取引相手とともに市場や取引所に隣接する両替商の取引台（banco）に行き、その場で両替商から受け取った貨幣を手渡しするならば、取引相手にとっても鑑別や計量等の取扱費用を節約することになる。さらに、貨幣の受取側も特定の铸貨に具現化することなく、自らの請求権として留保するならば、いわゆる両替商の帳簿上の振替によって支払が完了する。

こうして両替商への請求権は、現実の貨幣よりも純粹で抽象的な価値物となり、購買・支払手段としての機能をも果たすのである。両替商への預託は、特定の铸貨等の保管³というよりも、両替商に対する貨幣債権＝預金であり、それゆえに貨幣としての機能を果たす。

¹ 拙稿(2012a)(2012b)

² Usher(1934) p.399-400

³ 安全な保管としての預託からは、その滞留の発生から転用可能な貨幣の発生までは示すことができるとしても、その貨幣の所有権は寄託者にあり、両替商がそれを利用する法的根拠は得られない。拙稿(2012b)192頁。

両替商の振替業務が、預託された貨幣額の範囲内であれば、貨幣取扱業務としての機能にとどまろう。しかし実際には、預託貨幣の投融资への転用や、過振、当座貸越などのいわゆる部分準備に基づく預金銀行業務が展開されたことが知られている⁴。

そうした両替商の銀行機能を考察するために、はじめに市中ないし市場全体の商人等の取引主体が相互の全取引をみな一つの同じ両替商の帳簿振替で行ない、そのため購買・支払手段としての貨幣をすべてその両替商に預託していると想定しよう。この場合、両替商の手元の鑄貨・地金に対する請求権は行使されることなく、ただ持ち手を換えていくこととなろう。そこで、両替商が預金設定による貸付や過振の許容などの与信を行えば、取引主体は保有＝預託している貨幣額を越えた購買や支払が可能となる。この与信は最終的には、過振で仕入れた商品の転売等によって受信商人等が返済しうることに基づいており、創造された預金はこの返済還流によって収縮することになる。一般的には取引の拡張は支出が先行し、さしあたり収支を悪化させるので、通常は前貸する貨幣の蓄積を要するのであって、両替商による預金創造が貨幣保有状況の制約を越えた市場取引の柔軟な拡張をもたらしうる実質的根拠は、個別的には与信による時間的猶予のうちに収支を好転しうる商人等の能力、両替商の与信業務全体では円滑な商取引の進行・拡大ということができよう。ただし、この両替商のもとへの決済の集中が不完全で、鑄貨を必要とする小額決済や、他の市場・地域への支払などのために、請求権が行使され預金が引き出されるのであれば、両替商の与信業務は、受信主体の活動に伴う預金引出の動向によって制約されることになる。預金創造による与信の直接的な基盤は、預金の貨幣機能による市場の取引関係の包摂であり、当事者には経験的に感知される預金滞留を規定しているのは、その包摂の限界・部分性ということになろう。他方、包摂が完全ですべての取引が両替商のもとで完結するのであれば、預金創造への直接的制約はなく、実質的根拠が得られるまでの時間的猶予も柔軟なものとなるのである。

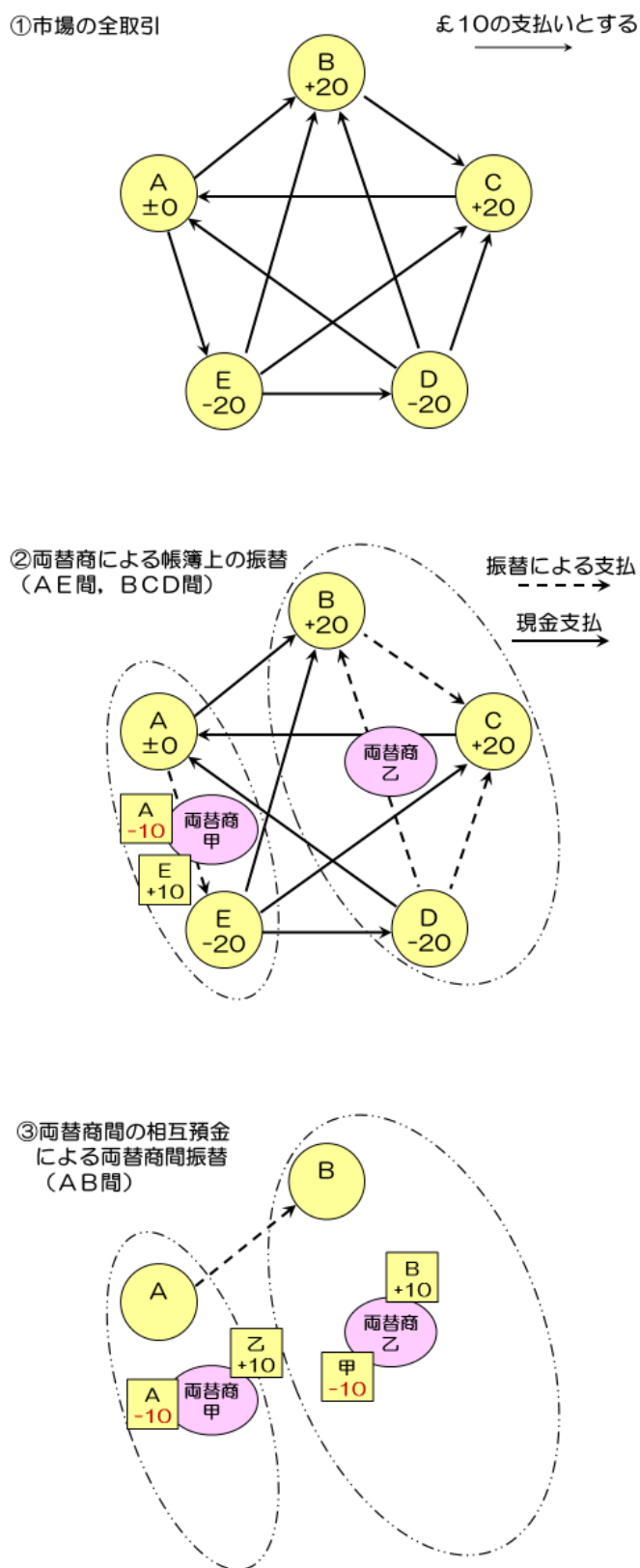
もちろん両替商が単一である必然性はなく、複数の両替商が競争している限り、個別両替商のレベルでは、預金が振替によって購買・支払手段として機能しうるのは、直接には同じ両替商に勘定を有する顧客間の取引に限定されてしまう。そのため、預金のうち引き出されずに滞留する部分の比率は一したがって預金債務に対して必要となる貨幣準備の比率も一、個別的な経験に依拠せざるをえない不安定なものとなろう。だが、両替商は互い

⁴ 拙稿(2012b)191-197頁。以下の考察の前提となる歴史的な展開については、前記拙稿とそこで挙げられている参考文献を参照されたい。

に市中の他の両替商と勘定を持ち合うことで、異なる両替商の顧客間の振替による支払を実現していた。例えば両替商甲にある預金によって、商人Aが両替商乙の顧客である商人Bに対して支払を行なおうとする場合、まず両替商甲のもとでAの勘定から、甲にある両替商乙の勘定に支払額を振り替える。続いて、甲（の代理人）とBが両替商乙に行き、乙にある甲の勘定から同額をBの勘定に振り替えることで、商人A B間の支払が完了する。こうした取引の結果、いずれかの両替商への貸越が生じた場合には、一定の間隔あるいは金額に達したところで貨幣によって決済された。つまり、その間の商人間の諸支払によって生じる両替商間の債権債務は相殺され、その差額のみが貨幣で決済されたのである。

このような両替商間の相互預金のネットワークによって、両替商への預金の滞留は一定の社会的根拠—相互決済を要する個別の両替商にとっては、やはり経験的にしか感知しえないとしても—を得ることになる。図1のように、市場の全取引が両替商のネットワーク内で振替によって行なわれているとしよう。ここでは簡略化のために市場は5者の商人のみで構成され、矢印の方向にそれぞれ£10の支払がなされると想定されている(①)。甲と乙という二つの両替商がそれぞれ二者(A、E)、三者(B、C、D)の商人を顧客とすると、全体で10回の支払

図 1



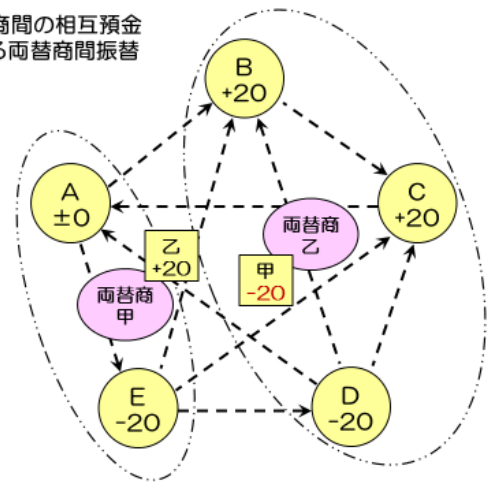
のうち、A E間、およびB C、D C、D B間の四つの支払のみが帳簿上の振替でなされ、他の貨幣による支払のために預金は引き出されることになる(②)。そこで、甲と乙が相互に勘定を持ち、例えばA B間の£10の支払を、甲におけるAから乙への振替と、乙における甲からBへの振替によって、すなわち甲が乙に対し£10の債務を負うことによって実現するといった形で(③)、互いの顧客間の支払もすべて振替でなされるならば、甲は乙に対し£20の債務を負うことになり(④)、この差額決済のみが甲から乙への£20の貨幣支払によってなされることで最終的に全取引が完了する(⑤)。そのため商人は支払のために両替商から貨幣を引き出す必要はなくなり、預金は両替商の元に留まり続けるであろう。

こうして両替商の相互預金による振替決済の機構によって、預金創造の直接的基盤である取引関係の包摂は市場全体へと広がり、個々の両替商の預金が購買・支払手段として

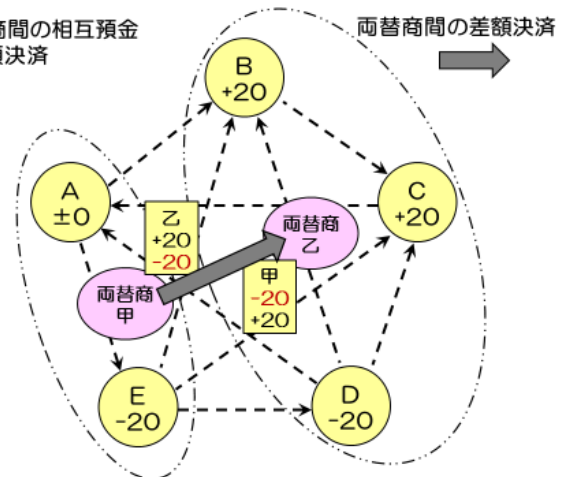
機能することで、先の単一の両替商の想定と同様な与信業務が可能となるのである。個々の商人の勘定は絶えず増減を繰り返し、とりわけ先述のように取引の積極的な拡張は一時的に収支を悪化させることなる。例えば図1のような取引関係が継続するならば、預金が一方向的に増大する商人(B、C)と減少する商人(D、E)が現れることなる。その際、両替商が預金設定による貸付や過振の許容などの与信を行えば、市場取引は貨幣保有量の制約を越えて柔軟に拡張することができる。

ただし、両替商相互間での差額の貨幣による決済が必要であることが、個々の両替商にとっては直接的な与信への制約となる。図1の例では両替商甲にとって乙に対する貨幣での決済の必要が、商人Eに対する与信の継続を制約することなる。両替商の与信に基づき顧客商人が取引を拡張し、収支を悪化させることは、他の両替商に対する債務の増加

④両替商間の相互預金による両替商間振替



⑤両替商間の相互預金と差額決済



につながりやすい。そうした他の両替商の顧客への支払超過が、収支を好転させ返済能力を形成する商人の活動自体によって解消されていくとしても、それには一定の時間経過を要する。したがって、差額決済の必要から両替商間の収支の均衡化が絶えず求められるとすれば、与信の実質的根拠である商人の返済能力の形成、円滑な商取引の進行にも支障が生ずることになりかねない。

しかし両替商の差額決済は一定の間隔で、ないしは一定の金額に達したところで行われ、その間の債権債務の相殺の効率が高められた。このことは、貨幣取扱費用の節約であるとともに、決済までの間、決済尻が黒字の両替商から赤字の両替商へ信用が供与されていたことを意味している。両替商乙における甲への貸越が許容されている間は、乙による預金創造が甲の与信活動を支えていることになろう。

さらに、差額決済が実行される場合でも、その際に黒字主体から赤字主体への信用供与がなされるならば、個々の両替商はさらに時間的猶予を得ることになる。両替商間の決済尻の総計はゼロ和であるため、両替商の決済機構への市場取引の包摂が進み、個々の顧客の預金引出が消極化するとともに、両替商自身も他の両替商への債権を早急に貨幣化する必要性が薄れることは、そうした両替商間の相互貸借の基盤となろう。こうして相互の貸越の許容から、さらに差額決済時の貸借へと両替商間の信用の機構が発展するならば、積極的な商取引の拡張を両替商全体で支えることになり、両替商による決済と信用の機構はそれだけ単一の両替商が市場取引全体を包摂した状態に近づき、効率性と柔軟性を高めることになる。

ところが実際の中世商業都市では、「銀行業者は相互間に相殺によって預金の振替を行う機構を持っていたが、相互間に貸借を行う制度は持っていなかった」のであり、田中生夫はここに「全体としての初期預金銀行の組織上の問題」を見出している⁵。だが他方で、「初期預金銀行」たる当時の両替商のその「初期性」の所以は、アッシャーによりつつ「個別経営体として考えた場合の特質」によって与えている。すなわち、「手形の流通性の未成立と徴利禁止」という「中世的要素」に制約され、小切手の使用や手形割引もなく、「商業企業への投資」による資金運用に依存していた点に「初期性」をみているのである⁶。したがって「これら二つの中世的要素の消滅とともに、初期預金銀行はその形容詞を取去って預

⁵ 田中(1966)9頁

⁶ 同6-9頁

金銀行そのものとなり、さらに発券銀行とな⁷ると、「近代的銀行」の形成が説かれることになる。他方で、「組織上の問題」は、銀行間貸借と中央銀行借入による、銀行の流動性を強化する制度の整備として「近代的銀行」の「確立」の問題として位置づけられている⁸。

しかし、支払手段として利用される預金という「銀行貨幣」の創造の基盤⁹が、上述のように決済機構への取引関係の包摂にあり、すべての取引が内部で完結していることによつて、支払手段を内部で柔軟に創出しうることにあるとすれば、両替商による都市内の決済機構と、遠隔地取引を主軸とした中世商業との mismatch にこそ、その信用創造の限界を見いだすべきであろう¹⁰。両替商による預金創造は、都市内の決済機構に包摂しえない遠隔地取引への与信を担うことができず、そのため預託金を転用した商工業への投資という利潤獲得方法がとられ、決済機構に基づいた両替商間の相互融通の制度も発展しえなかった。そのため両替商の経営基盤は脆弱なものにとどまり、遠隔地取引を担う大商人は、都市内決済機構に柔軟な与信能力を求めるよりも、安定性を重視し、ヨーロッパ南部の商業都市では公立の振替銀行が設立されていく。このように、中世の都市内決済・信用機構の限界は、その個別経営体としての形態というよりも、決済機構への取引関係の包摂における限界にあったとみるべきであろう。

2. 為替契約による決済・信用の機構と商人＝銀行家

中世の遠隔地取引における決済と信用の機構としては、隊商商人間の相互融通から発展した為替契約が知られている。為替契約の機構は、商人間の自生的な組織化であり、商人間の分化や専門特化を促進するとともに、それによって為替取引自体も高度化や変容が進んだ。いわゆる14世紀の商業革命以降の為替の機構は、商人間の相互融通を超えて金融的動機による為替売買を取り込み、商人＝銀行家（マーチャント・バンカー）と称される担い手を生み出し、さらには少数の大手商人＝銀行家の運営するクラブ的な独占組織の構成する金融大市を頂点としたシステムへと展開していったのである。

14世紀末の典型的な為替手形の内容は以下のようなものであった¹¹。

⁷ 同10頁

⁸ 同9-10頁

⁹ アッシャーは単なる「購買力の移転」と区別される「銀行機能」は、要求払預金が「帳簿上の振替や決済のシステムによって有効に使用される」ことで可能となるとしている。Usher (1934) p.399-400。

¹⁰ 拙稿(2012b)191-197頁

¹¹ ド・ローヴァ(2009)35-36頁

神の御名において。1399年12月18日。ブルナチオ・ヒド商会に本第一手形と引き換えに、ユーザンス払にて、バルセロナ貨 lb.472 10s. をお支払いください。同金額は、1 エキュにつき 10s. 6d. の相場で、リッカルド・アルベルティ商会から受領した 900 エキュに相当します。支払のほどよろしく申し上げます。而して、当方勘定にご記入ください。神のご加護がありますように。

グリエルモ・バルベル

ご自愛を、ブリュージュより。

この手形の振出人のバルベルはフランドルの織物輸出商であり、名宛人であるバルセロナの F.マルコ・ダティーニ商会に対して毛織物の販売を委託していたと考えられている。ブリュージュにて当地の貨幣で直ちに900エキュ受領し、その返済としてバルセロナのダティーニにバルセロナ貨で lb.472 10s の支払を指図する。こうしてバルベルは、委託商品の販売によってバルセロナに積み上がった（ないしは積み上がる予定の）代金の回収を図ったのであろう。ここでは為替は送金手段としての機能を果たしている。しかし同時に、貨幣の受領と返済の間には一定の時間（当時のブリュージュ・バルセロナ間のユーザンスは「一覽後30日」で、この手形が支払われたのは約2ヵ月後¹²⁾）が存在しており、事実上の貨幣融通としての側面をも有している。そもそも、その時点で実際にバルセロナに勘定を有していたとしても、それをブリュージュにおける貨幣とするためには、送金指図のための通信を含め一定の時間と多額の輸送費用が必要であった。つまり遠隔地の貨幣は、いわば将来の貨幣なのであって、為替契約は遠隔地交易に伴う長期の回転期間を短縮する貿易金融でもあったのである。

そこでこの手形と引換えに資金を提供した側に目を向けると、アルベルティは、フィレンツェを本拠に各地に支店・代理人を置いた当時の代表的な商人＝銀行家であった。商人＝銀行家も商業機能を保持していたのであって、この契約そのものは例えば輸入代金の支払のために、送金手段として組まれた可能性も否めない。だがその場合も、資金提供側が貨幣を受け取るのはユーザンス後なのであって、直ちに貨幣を入手する振出人側とは異なり、回転期間を短縮する効果はない。他方、アルベルティがバルセロナの代理人であるヒ

¹²⁾ 同38頁。なお、14・15世紀の商業の手引によれば、「振出後3ヵ月」というユーザンスも用いられていたようである。これは、両都市間の商業郵便の標準的所要日数(23日)のほぼ二倍の日数に30日を加えたものに相当し、事故・悪天候等による最大所要日数を考慮して、予期せぬ遅れによる不渡りを避けつつ取引の計画性を高める工夫であったと考えられる。大黒(2006)200-204頁。

ド商会に自己宛の為替手形を振り出させるという手法を選んでいたら、即座に送金を実現することが可能であった。こうした為替の売り手・買い手間の非対称性を反映して、2通貨間の為替レートは、一般的にはそれぞれの自国通貨が高く評価される形で成立していたことが知られている。為替購入に、時間的な格差を埋め合わせ、この為替レートの差という「隠れた利子」による金融的動機が含まれることで、為替レートの成立そのものが可能となったのであろう。当時のバルセロナにおける両貨のレートは、1 エキュ=10s 程度で推移しており、例えばバルセロナのヒド商会に返済代金で直ちにブリュージュ宛の為替を購入させた場合、およそ945エキュを受け取る事となる。つまり2ユーザンスで5%程度の収益が期待できたのである¹³。しかし、両都市間の交易関係が一方的なものであれば、この「隠れた利子」を含んでも、商業的な送金手段としての機能のみでは為替相場は成立しえない。また、たとえ長期的・平均的にはバランスした交易関係にある場合でも、日々の短期的な為替需給は「隠れた利子」で調整しうる範囲に留まらないことが多いであろう。ここに、もっぱら金融的動機で為替を売買する「銀行家」の介入の必要性が認められよう。

ド・ローヴァは、為替相場が立てられた都市では、「為替手形はブローカーを介して取引されていた。すなわち、為替の価格、相場は需給の自由な働きによって、当事者の意思とは関係なく、決められていた。規則的に組織された為替市場が存在したことは疑問のないところである」¹⁴としながら、その「為替取引はイタリアの銀行商会によって独占されていた」¹⁵としている。商業的動機による為替売買には、先の事例でもフランドルの商人が振出人であったように様々な都市・出身地の商人がブローカーを介して参加していたことからすれば、ここでの「独占」とは、金融的動機から為替売買に加わり、さらに「隠れた利子」が為替レートを規定する過程で裁定的な取引を展開することで、金融的・投機的な利益を得るとともに、限界的な需給の担い手として為替相場を成立させる役割を果たしたのが、主にイタリアを本拠とする商人=銀行家であったことを意味しよう。

その「独占」の基本的な要因は、いち早くヨーロッパ各地に支店・代理人網を展開したのがフィレンツェやルッカなどのイタリア諸都市の商人であったことによるものであろう。為替契約は、他地・他貨での返済によって相手都市へと資金を移転させてしまう。し

¹³ もっとも、ブリュージュ宛為替の購入がユーザンス後という将来の時点である以上、為替レートの変動の可能性があり確定した利子という訳ではなく、そのことが教会による徴利禁止の対象とならないという根拠の一つともなっていた。

¹⁴ ド・ローヴァ(2009)42頁

¹⁵ 同43頁

かも一方的な取引関係であれば、有利な条件で戻し為替を購入させるのは難しく、むしろ裁定的な取引を通じて、最も有利な運用先へと資金を移転させていくところに為替による利益があるとすれば、商人としての活動を通じて形成されたネットワークと、それによる迅速な情報の入手と伝達が不可欠なのである。

そしてそうした資金の国際的な再配置において、大市の決済機構は特別な意味を有していた。当初は商取引の集中によって一後にはその決済・金融大市としての性格の強化によって一、大市と各都市間の為替取引は厚く、契約の成立が容易であった。しかも、商業都市間の為替では、為替は一般的には商業取引に応じて振り出され、その振出ないしは一覧を起点としたユーザンス払いという一定期間後の決済となるのに対し、大市宛の手形では、年に4回ほどの決済期に集約されていた。そのため、一種のクラブ的な組織で大市の決済機構の運営に参加しているイタリア商人＝銀行家であれば、例えばA地で振り出した大市宛手形と、B地で購入した大市宛手形を容易に相殺させることができた。

この例は、B→Aという資金の移転を、AB間で直接の為替相場が成立していない場合も含めて実現していることになるが、商人＝銀行家にとっては、A地で調達した資金を、大市宛手形の購入しうるいずれの都市の資金でも返済しうるということであり、あるいは、B地で購入した大市宛手形という債権を、その決済日以前に、いずれの都市でも直ちに流動化しうるということでもある。しかも大市のクラブ組織では、為替レートと次の大市までの預託金利とを協議で決定することで、それぞれの債務債権を大市の計算貨幣による評価額として確定させ、新たな為替の振出と大市間預託という相互融通の仕組みも展開されていたのである。こうした大市の決済機構の独占的な運営が、彼らによる為替取引の「独占」を決定づけたのであろう¹⁶。

このような決済・金融大市のクラブ的な組織を頂点とした、中世の遠隔地商業の決済・信用機構を、先の都市内の両替商による決済・信用機構と対比させてみよう。

両替商の預金が帳簿振替を通じて支払手段として機能したのとは異なり、中世の為替手形は為替契約による一定の資金の融通を証明し、その履行を実行するための手段であって、支払手段ではなかった。そのため、基本的には裏書譲渡や割引もなされなかった。中世商業の主軸である遠隔の都市間交易では、買い手と直接に取引をするのは困難であり、現地の卸売商を介する場合でも委託販売の方法が典型的であった。委託商に商品を預け、それが売却されるにしたがい資金が委託商の下での自己の勘定として積み上がるという形で債

¹⁶ 拙稿(2012b)199頁

権債務関係が形成された。商人間のコルレス関係が遠隔地交易を支えたのである。為替取引は、こうした遠隔地の資金の利用方法として必要とされたのであるが、都市内のように、同一の相手に勘定を有する者の中で振り替えることで直接に支払や購買の手段として利用しうる状況はごく例外的であった。そこで、旅商間の相互融通として生じた為替契約の利用によって、貨幣輸送等の費用とともに、一方での回転期間の短縮と、他方での利子的な収益とが図られたのである。

したがって、為替の機構は直接に商業的な取引関係を包摂している訳ではなく、信用貨幣の創造基盤を有していなかったが、コルレス関係を基盤とした大商人の金融業務（商人＝銀行家）による柔軟な資金配置の転換によって、二者間では釣合いのとれない都市間での多角的な決済の成立を促すとともに、貨幣の流通速度の増大による資金「創出」を通じ、国際的な商業関係の維持・発展を支える役割を担ったのである。

その際、商人＝銀行家のクラブ組織によって運営された決済・金融大市の決済機構が、都市内には不在であった「銀行業者」の「相互間に貸借を行う制度」として、多角的な相殺とともに、黒字主体から赤字主体への信用供与を実現していた。年4回ほどの決済期という大市宛手形の振出超過分（購入・保有している大市宛手形を上回った振出分）が、決済期日までの事実上の信用供与となっていることに加え、大市での新たな手形の振出や大市間預託によって、決済資金の超過する主体から不足する主体への資金融通がなされることによって、商人＝銀行家の銀行業務は効率性と柔軟性を高めることができたのである。

3. 引受信用とアムステルダム振替銀行

こうした中世の決済・信用機構の二類型と対比しながら、17・18世紀にアムステルダムを中心に確立した近世的な決済・信用機構について検討していこう。

手形の流通性の未成立と徴利禁止に制約された、個別経営体としての特質に初期性をみる観点からすれば、そうした「中世的要素」がすでに排除された17世紀初期のオランダでは「預金銀行のための条件は整っていた」ことになり、「オランダの低利」の一端を説明する「かなり進んだ『銀行』の形成」が導かれることになる¹⁷。ただアムステルダムの「出納業者」が単純な出納代理人にとどまらないのは確かだとしても、過振の慣行が推定されているだけで、それが量的・機構的にどのように利子率の低下に作用したのかは明らかでは

¹⁷ 田中(1966)14-15頁

ない¹⁸。他方、そうした民間の銀行業者や公立のアムステルダム振替銀行が制限され「畸形的」なものとなり、「近代的銀行」の成立に至らなかった理由も、アムステルダムを専制支配した商人の社会的性格の「反射」と指摘されるにとどまっている¹⁹。

しかし、「銀行信用」の基盤が、決済機構による取引関係の包摂にあり、また、商人＝銀行家という「預金銀行」とは異なる形態の経営体が、貨幣貸付を通じて決済・信用機構を形成していたことからすれば、やはり歴史的な低金利を実現したオランダにおける信用機構の意義や限界についても、全体としての組織や機構という観点からの考察が必要であろう。

ファン・デア・ウェーによれば、手形の流通性は、16世紀の低地諸国、特にアントウェルペンにおいて、債権譲渡の原理による「債務証書」の流通という形で確立した。そして16世紀末に北ヨーロッパでも為替手形の使用が広がり、17世紀の最初の20年間のうちには、アントウェルペンでは為替手形の近代的裏書による譲渡が一般化した。また、16世紀後半には一般化していた債務証書の近代的割引も、17世紀はじめごろにかけて、為替手形にも適用されはじめた²⁰。ファン・デア・ウェーはこうしたアントウェルペンの金融技術の革新が「近代割引銀行制度の直接的な先駆的核として知られるロンドン金匠銀行の内国銀行業のすべての芽をすでに内包していた」²¹と評価する。そして他方で、イタリアの商人＝銀行家によって発展させられた伝統的な金融技術の「数世紀にわたる集大成」である振替銀行に、全ヨーロッパ規模で「より完璧なまでに国際的決済を集中」させ、「貨幣の流通速度のいちじるしい加速と、全ヨーロッパの国際収支のより合理的な、より柔軟な均衡」をもたらしたアムステルダムに対しては、なぜ「一段と進んだ技術をもつアントワープに追随しなかったのであろうか」という疑問を投げかけるのである²²。

ここでも、手形の流通性に基づいて、手形の割引・再割引と銀行券の発行を展開するロンドン金匠銀行やイングランド銀行の個別経営体としての特質に、金融技術の革新の到達点が見いだされ、それとの対比からアムステルダムの「伝統への回帰」が語られている。しかし、アントウェルペン等での「債務証書」の流通そのものは、低地諸国での預金銀行の未発達のために、帳簿振替に代替するものとしての役割を果たしていたのであろう。そ

¹⁸ 宮田(1995)14-16頁

¹⁹ 田中(1966)13-15頁

²⁰ ファン・デア・ウェー(1991)

²¹ 同103頁

²² 同78-79頁

うであるならば、17世紀に生じた為替手形の変容が、都市間の国際的な決済機構においてもたらした意義は、単にその債権譲渡の原理の「適用」というだけでは明らかとならない。上述のように、為替取引は、委託販売を通じた商人間のコルレス関係と、商人＝銀行家のネットワークという二つのコルレス関係の間の機構的な連関を通じた、遠隔地における資金勘定の利用として展開されたものであった。為替手形の裏書譲渡や割引の普及の意味も、そうした商人間の組織や債権債務関係と資金勘定のあり方の変化と結び付けて捉える必要がある。

ロジャーズはイングランドの訴訟記録の分析から、17世紀前半のうちに外国為替手形の支払請求の根拠が、振出人の金銭受領から、支払人による手形引受＝振出人勘定の資金保有の確認・承認の有無へ、すなわち為替契約（資金提供者と振出人との信用関係）から引受信用へと変化したことを明らかにしている²³。外国為替手形をめぐる法的・慣習的な変化であり、しかもこの時期に形成されたアムステルダムを決済地とした「汎ヨーロッパ多角的決済システム」に包摂されることで、ロンドンを中心とする貿易取引も広域化しつつあったことからすれば、これはイングランド単独の変化ではなく、アムステルダムを中心とした決済・信用機構における変化へのイングランド側の対応とみるべきであろう²⁴。

アムステルダムにおける多角的決済の集中は、リヨンのような決済・金融大市の運営によるものではなく、東方貿易（バルト海）と西方貿易（イベリア半島）を一つの貿易ネットワークに統合した「世界の中央貨物集散地」としての地位に基づいたものであった。アムステルダムの商人は、オランダの卓越した海運業を背景に、委託荷を担保とした引受信用の供与によって各地の商品を集積する中継貿易の拠点として、「世界の倉庫」となったのである。

ただし、委託荷を担保とした引受信用そのものは、委託販売の展開にともない中世から一般的にみられる。先の為替手形の実例の場合でも、バルセロナの委託代理商であるダタイニ商会が、実際の販売前にバルベリが振り出した手形の引受をすることも多く、支払期限にバルベルの勘定が不足する場合には、ブリュージュのバルベル宛に為替手形を振り出し、売却していた²⁵。ここでは、委託商の引受信用は為替契約による資金供給と結びつく

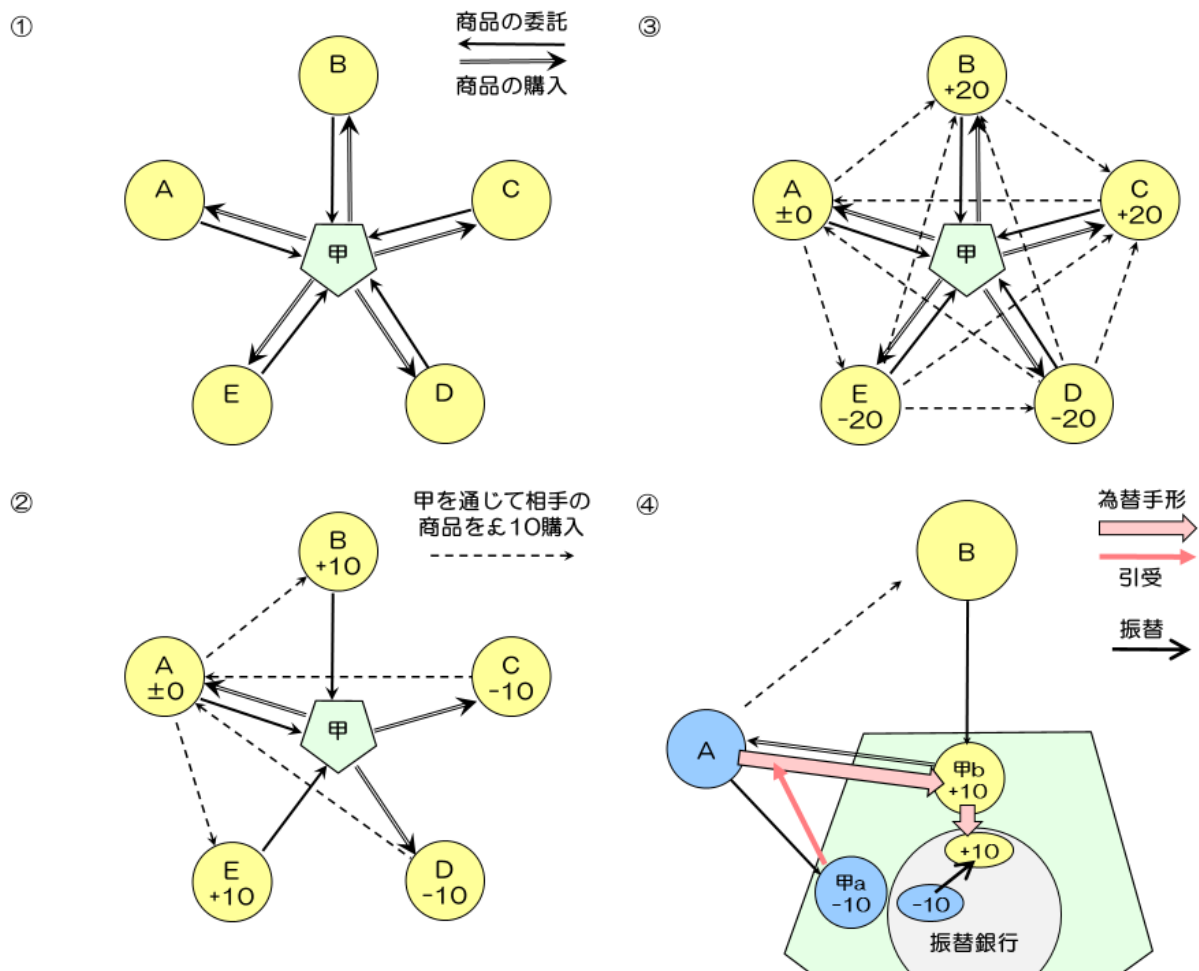
²³ Rogers (1995) p.125-137. 訳129-141頁

²⁴ 楊枝(2004)第2章・第3章。なお、内国為替手形の展開とイギリスの金融機構の形成においても、国民経済の形成・発展におけるロンドンの圧倒的な中心性が、ロンドンを通じた国際的な取引の展開とあわせて決定的な役割を果たしているものと思われる。

²⁵ ド・ローヴァ(2009)36頁

ことで貿易金融を支えていたのであった。引受信用が為替契約から離れて、それ自身が手形支払の根拠となる背景を理解するためには、中継貿易の拠点における資金のあり方を考察する必要がある。

図 2



そこで図2のように、A～Eの各地のみで構成された世界において、その相互のすべての取引が甲での委託販売を経るものと想定してみよう。すると例えばA地の商品の対外販売代金は、甲地の委託商における勘定となる一方で、他地の商品を輸入する過程において、それぞれの甲地委託商への支払が生ずることになる。仮に、A～E、甲がそれぞれ一つの主体に代表されているならば、甲商人を通じてBとEの商品を購入するA商人の支払は、自己の商品のC、Dへの販売によって甲商人のもとに形成された勘定を、B、Eのそれぞれの勘定へ振り替えることで可能となろう(②)。同様にすべての貿易取引の決済は、甲におけるそれぞれの勘定の振替でなされ、各地の商人の収支はさしあたりそれぞれの甲にお

ける勘定の増減となって現われる (③)。その際、収支全体としてはゼロ和となることから勘定全体の増減の生じない甲が、貸越等によって赤字主体に信用供与し、黒字主体が貨幣による送還を直ちに求めない限りにおいては、貨幣による決済に時間的猶予が与えられることになる。都市内における両替商の機構と同様に、中心地甲における商人の勘定に国際的な取引の全体が包摂されることによって、その資金勘定は送還・回収の対象ではなく、そのままいわば「国際通貨」としていずれの地の商品の購入・支払に利用されうるものとなる。そのことを基盤に、甲商人は勘定の創出による与信業務が可能となり、また与信の実質的根拠である貿易取引の円滑な拡張と、直接的な基盤を維持するための収支の均衡化とを確保するための時間的猶予をも獲得するのである。

もちろん、実際には多数の主体、しかも例えば輸入商・輸出商への特化など、専門分化した多様な商人や製造者が国際的な取引に携わっており、引受信用により委託販売を展開する甲の商人も単一ではない。そこで、まず中心地側の決済の機構から考察していこう。委託販売を展開し勘定を有する商人が多数あれば、そうした商人間の決済の機構なしには、多くの支払を単なる振替で実現することはできない。アムステルダムの場合には、ヴェネツィア等に倣い、公立のアムステルダム振替銀行に集中した決済の機構が形成された。A商人は甲商人 a、B商人は甲商人 b をそれぞれ委託代理商としていると想定し、AがBの商品をその代理商甲 b から購入する際に、甲 a における勘定宛に手形を振り出すとすると、その決済は振替銀行における甲 a 口座から甲 b 口座への振替によってなされ、それに応じて甲商人はそれぞれのコルレス先商人の勘定を増減させるのである (④)。ここでは、振替銀行における預金の振替が最終的な支払手段となっており、甲の商人の手形引受は事実上、その預金勘定の存在を確認・承認したものであり、甲宛手形はその預金の振替を実現するためのメディアとして働くことによって、購買・支払の手段として機能している。したがって、委託された商品の実際の販売に先立って引受信用を与える場合には、甲商人はこの決済機構の内部で支払手段として機能する振替銀行の預金をいわば「創造」しているとも言えよう。

このような引受業務の展開によってアムステルダムの商人も「商人＝銀行家」さらには「引受商会」と呼ばれることになるが、引受信用の供与によって手数料（保証料）を取得するのであって、中世の商人＝銀行家のような貨幣融通を行うわけではない。決済機構に

における支払手段の「創造」を基盤とした与信業務なのであった²⁶。ただし、この決済機構における国際貿易取引の包摂が完全なものであったとしても、預金そのものを実際に創出するのは振替銀行自身のみであり、また手形割引や当座貸越等を通じた振替銀行と商人＝銀行家との信用関係も存在しなかった。この信用機構の柔軟性は、個々の商人＝銀行家の収支を反映するそれぞれが保有する振替銀行の預金に依存していたのである。

続いて、各地の商人の専門分化と多様性・多数性に考察を広げよう。多くの個別の商人等にとっては、その活動は中心地甲での売買で完結することではなく、循環運動のうちに送金や資金回収の必要性をとまなう。そのため、各地と甲との間での為替取引は依然として必須であり、甲の商人の与信が為替手形の引受という形態をとるのもそのためである。ただ、「世界の中央貨物集散地」としての地位に裏付けされ、「国際通貨」として機能する振替銀行の預金の振替手段である引受手形の売買は、その「国際通貨」としての機能への安定した需要から、商人＝銀行家の金融的・投機的あるいは裁定的な手形業務に依存することなく遂行されよう。中世の為替契約による資金融通への依存は、国際的なコルレス・ネットワークと決済・金融大市のクラブ的運営に依拠した商人＝銀行家による為替業務の「独占」と結びついていた。したがって、為替手形への裏書譲渡の普及は、広範な担い手の為替取引への参入を可能とするものであるとともに、そうした参入需要の十分な存在を前提としてもいるのである。

アムステルダムの商人が引き受けた手形は、直接にアムステルダムへの送金を意図した買い手のみならず、裏書譲渡による購入・支払の手段として、あるいは短期的な利子獲得手段として商品や貨幣と引き換えに受け取られ、転々と持ち手を変えながらアムステルダムに到達し、最終的にその振替銀行での預金振替によって決済される²⁷。こうしてアムステルダム宛手形の裏書譲渡は、各地の多種多様な国際的なネットワークをもたないものも含めた商人等の商品や貨幣を動員することによって、中心地の振替の機構に直接は包摂しえなかった国際的な支払や送金を、アムステルダム振替銀行の預金振替による決済機構に組み込むものであった。

本稿の課題は、アムステルダムを中心とする国際的な金融機構についても、商人の展開

²⁶ 橋本理博(2015)は、アムステルダム振替銀行の決済業務において「マーチャント・バンカー」が大きな比重を占めていることを明らかにし、彼らの引受金融と結びつくことによって、その預金通貨「バンコ・グルデン」が「国際通貨」としての役割を果たしていたとしている。

²⁷ 拙稿(2012b)200-202頁

する一般的な決済・信用機構の一類型という観点からその意義と限界を探ろうとするものであった。したがって、共和国時代のアムステルダムにおける「金融活動の成長を擁護する者は、同時代人にも歴史家の間でも、ほとんどいない」²⁸とされる、主にオランダの国民経済の形成・発展という観点からなされてきたこの機構に対する評価については、直ちに論ずることはできない。ただし、アムステルダムの商人＝銀行家による引受信用が、自らによる中継貿易から離れ、二国間の直接取引における決済と信用の機能を担ったことによって、中継貿易の衰退の始まった18世紀においても決済中心地としてのアムステルダムの役割が維持されたのであるが、そうした引受信用の機構そのものが脆弱性という構造的特質を孕んでいるという指摘²⁹については、稿を改めて検討することとしたい。

ド・フリースとファン・デア・ワウデは、共和国の金融部門に対する非難の大半については「無罪」であるとしつつも、「同部門の不安定さと脆さ」についての批判は正当であるとし、「問題は、共和国が大きな金融部門を発展させたことではなく、同部門に力と安定をもたらす制度を構築できなかった点にある」と結論づけている³⁰。先述のように、国際的な決済を集中することで、支払手段として機能する預金を柔軟に創出しえたはずのアムステルダム振替銀行は、商人＝銀行家や他の金融機関との信用関係を構築しなかった。そのため、18世紀後半の二つの金融危機（1763年、1772～73年）の際には、商人間から非常用の準備銀行の設立が提案され、短期間ながら「信用維持基金」が商品や公債を担保とした短期信用貸しを行った³¹。こうした不安定性が、決済・信用機構そのものの不備に起因している側面については、さらに考察を深める必要がある。

その上で次稿では、ロンドンを国内的・国際的な二重の中心として構築されていく近代的な決済・信用機構について、本稿を準備作業とした検討を進めていくこととなる。それは、近世までの機構との類似点や共通性と、相違点や特殊性とを浮き彫りにすることから、商人的な組織性と、産業資本の包摂した社会的生産に基づく社会性との二面性を明確にし、産業資本を前提とする機構として構築されてきた、これまでの市場機構論・信用制度論の蓄積を位置づけ直し、その新たな意義を見いだす試みとなろう。

²⁸ ド・フリース&ファン・デア・ワウデ(2009)143頁

²⁹ 宮田(1995)19-23頁

³⁰ ド・フリース&ファン・デア・ワウデ(2009)143-145頁

³¹ 同141-142頁

参考文献

- 大黒俊二(2006) 『嘘と貪欲—西欧中世の商業・商人観』名古屋大学出版会
- 田中生夫(1966) 『イギリス初期銀行史研究』日本評論社
- 田中英明(2012a) 「商人的機構の「原型」—中世ヨーロッパの為替契約と商人銀行家」『彦根論叢』391号
- 田中英明(2012b) 「セントラル・バンキング論の再考のために—中世後期以降の決済・信用機構とアムステルダム振替銀行」『彦根論叢』394号
- ド・フリース&ファン・デア・ワウデ(2009) 『最初の近代経済—オランダ経済の成功・失敗と持続力 1500-1815』名古屋大学出版会
- ド・ローヴァ(2009) 「為替手形発達史—14から18世紀—(2)」楊枝嗣朗訳 『佐賀大学経済論集』42巻2号
- ファン・デア・ウェー(1991) 「アントワープと16・7世紀のファイナンシャル イノベーション」楊枝嗣朗訳 『佐賀大学経済論集』23巻5号
- 橋本理博(2015) 「18世紀における国際的決済とアムステルダム銀行」『証券経済学会年報(別冊)』49号
- 宮田美智也(1995) 『ロンドン手形市場の国際金融構造—アメリカとの関連における研究』文真堂
- 楊枝嗣朗(2004) 『近代初期イギリス金融革命—為替手形・多角的決済システム・商人資本—』ミネルヴァ書房
- Rogers, J. S. (1995) The Early History of the Law of Bills and Notes; A Study of the Origins of Anglo-American Commercial Law 川分圭子訳 『イギリスにおける商事法の発展—手形が紙幣になるまで—』弘文堂、2011年
- Usher, A. P. (1934) The Origins of Banking : The Primitive Bank of Deposit, 1200-1600. The Economic History Review, vol.4, No.4